

新地方公会計モデルに おける資産評価実務手引

地方公会計の整備促進に関する
ワーキンググループ
平成20年12月

地方行革新指針により、地方公共団体に対して、基準モデルもしくは総務省方式改訂モデルによる連結財務書類4表の整備を要請していますが、財務書類作成に関する課題等を調査したところ、資産評価の基本原則に関して解説等を望む意見が多数寄せられたことから、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」ではワーキンググループでの議論を踏まえて、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」としてとりまとめることとしました。

本手引は、新地方公会計制度研究会報告書(以下「制度研究会報告書」という)及び新地方公会計制度実務研究会報告書(以下「実務研究会報告書」という)に記載された資産評価に関して解説したものです。

地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ

総論

1. 新地方公会計モデルにおける資産評価の基本ルール	
1 - 1 公正価値評価を採用する理由	5
1 - 2 開始時評価と年度毎の評価替え(再評価)を区別しよう	9
1 - 3 新地方公会計における資産評価の特徴と方法	10
1 - 4 地方公共団体財政健全化法における土地の評価との関係	17
2. 基準モデルによる資産評価	
2 - 1 開始時貸借対照表作成時の開始時簿価	19
2 - 2 年度毎の再評価及び償却	19
3. 総務省方式改訂モデルにおける資産評価	
3 - 1 資産評価の段階的アプローチ	21
3 - 2 総務省方式改訂モデルの資産評価	22

各 論

各 論 項 目	ペ ー ジ	モデル別参考項目	
		基準モデル	総務省方式改訂モデル(段階評価型)
1．まず庁内の体制を整えよう	24		
2．固定資産台帳(公会計管理台帳)を整備しよう	27		
3．売却可能資産の洗い出しと評価をしよう	37		
4．土地(事業用資産)を評価しよう	51		
5．建物・工作物を評価しよう	75		
6．インフラ資産(土地・工作物)を評価しよう	93		
7．物品等を評価しよう	100		
8．その他ソフトウェア、リース資産の評価	104		

- (1) 基準モデルを採用する場合は各論1～8を参考としてください。
- (2) 総務省方式改訂モデル(一括評価型)は全ての公共資産の棚卸を一括で行う方法です。この方法を採用する場合は基準モデル同様、各論1～8を参考としてください。
- (3) 総務省方式改訂モデル(段階評価型)は、売却可能資産の棚卸及び評価からはじめる方法です。この方法を採用する場合は各論1～3を参考としてください。

資 料

- 1．用語集
- 2．別表
- 3．実務研究会報告書抜粋

総論

1. 新地方公会計モデルにおける 資産評価の基本ルール

1 - 1 公正価値評価を採用する理由

(1) 公正価値とは

地方公会計制度の目的の一つは、資産・債務の実態把握及び管理であり、とりわけ、資産価値の適切な評価は重要とされています。

公会計における資産評価は、取得原価主義を柱とする企業会計とは異なり、公正価値評価を採用しています。

総務省が示している新地方公会計モデル(基準モデル及び総務省方式改訂モデル)では、以下の方法によって求めた価格を公正価値としています。

(ア) 資産取得の場合

- a. 市場取引を通じて当該資産を取得した場合はその取得原価による方法
- b. 適正な対価を支払わずに当該資産を取得した場合には適正と考えられる公正価値評価による方法

(イ) 資産の再評価の場合

- a. 再評価時における将来の経済的便益の割引現在価値
- b. 市場における実現可能価値
- c. 再調達原価による方法
- d. 取得原価による方法

例えば、売却可能資産等、市場で売却可能な資産を再評価する場合、将来の経済的便益の割引現在価値または市場における実現可能価値を基礎として評価し、それ以外の資産を再評価する場合は、再調達原価または取得原価を基礎として評価することになります。

(2) 公正価値評価を採用する理由

新地方公会計モデルでは、「資産」の概念をおおむね次の2つに整理しています。

- a. 将来の資金流入をもたらすもの
- b. 将来の行政サービス提供能力を有するもの

企業会計では主に資産の概念をa.に限定しており公会計とは異なります。

「道路や現在使われている小学校や役場の土地など売却が困難な用地について資産計上した結果、資産超過になっていたとしても意味がなく、資産として認識すべきではない」とする考え方もありますが、将来の行政サービスの提供能力を資産としてとらえるという公会計の考え方を踏まえると適当ではありません。

会計における資産評価の方法には、大別して取得原価主義と公正価値評価による方法がありますが、地方公共団体の場合、数十年という長期にわたって土地を保有する 경우가多く、物価変動の影響を受けやすいことから、再調達価額を基本とする公正価値評価を原則にしています。数十年前に取得した価額で計上するよりも、再調達原価を評価して計上したほうが、将来に向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できるという考え方によるものです。

仮に、現在使われている資産が消失した場合に、同様な行政サービスを引き続き提供するためには、消失した資産と同様のものを再取得しなければなりません。それには再調達が必要であり、その価額を資産価値として評価して地方公共団体の持つ資産価値を把握しようとするものです。

公正価値評価で資産を評価すると、現時点の時価を基礎として評価した現時点でのサービス提供能力を表すこととなりますが、取得原価主義で資産を評価すると、取得時の金額を基礎として評価した現時点でのサービス提供能力を表すこととなります。

公会計は地方の資産・債務改革に役立てる方法として位置付けられているため、この点からも新地方公会計モデルでは公正価値評価を採用しています。

平成17年12月に閣議決定された「行政改革の基本方針」や平成18年6月に公布された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」において、財政健全化のため、資産売却や負債の圧縮などを通じて小さな政府の実現を目指す「資産・債務改革」を推進することとされ、地方公共団体に対しては同法第62条において、国に準じて資産・債務改革を推進することとされています。

また、同法第62条第2項では、企業会計の慣行を参考にした財務書類の整備のために、政府は地方公共団体に対し必要な情報の提供・助言その他の協力を行うものとされていますが、これは資産・債務改革を推進する上で不可欠な資産・債務の把握を公会計の整備により行うこととされ、地方公会計の整備が、資産・債務改革の実現に向けた不可欠な取組みとして位置付けられているためです。

なお、公正価値による評価を行う場合は、再評価差額の計上などを通じて、取得価額に加えて、時価情報を財務諸表上に掲載することが原則可能となり、情報開示の充実の観点からも有用性があるものです。

総務省方式改訂モデルにおいては、決算統計数値を活用して、取得原価等に基づく評価を代替的・簡便的に認めることとした上で、段階的に公正価値による評価へと移行することとしています。

(まとめ) 公正価値評価を採用する理由

会計制度における資産評価のルールには、大別して
取得原価主義と公正価値による評価の2種類があります

新地方公会計の資産概念

将来の資金流入をもたらすもの
将来の行政サービスの提供能力を有するもの

企業会計の資産概念は主に
公会計は も資産に含むことが特徴

Q:「小学校など売却困難な土地を資産計上した結果、資産超過になっていたとしても意味がなく、資産として認識すべきでないのでは？」

A:「将来の行政サービスの提供能力を資産ととらえる公会計では、小学校なども資産として認識します。」

地方公会計の資産概念を最も適切に評価できるのが公正価値(再調達価額)評価

現在使われている資産が消失した場合に、同様の行政サービスを引き続き提供するには、同じ資産を再調達する必要があるが、その調達価額を資産価値として評価するもの

新地方公会計制度では次の方法による評価を公正価値評価として採用しています。

新地方公会計における公正価値による評価方法とは

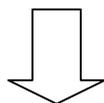
- 1 資産取得の場合
 - ・市場取引を通じて当該資産を取得した場合はその取得原価による方法
 - ・適正な対価を支払わずに当該資産を取得した場合には適正と考えられる公正価値評価による方法
- 2 資産の再評価の場合
 - ・再評価時における将来の経済的便益の割引現在価値による評価
 - ・市場における実現可能価値による評価
 - ・再調達原価による方法
 - ・取得原価による方法

1 - 2 開始時評価と年度毎の評価替え（再評価）を区別しよう

- (1) 新地方公会計モデルの資産評価では、開始時貸借対照表作成時における資産評価と毎年度の評価替え(再評価)について、しっかりと区別する必要があります。その区別をしないと両モデルの資産評価方法を誤解する原因になります。
- (2) 開始時貸借対照表とは、新地方公会計モデルに基づき最初に作成する年度の開始時点(期首)現在の貸借対照表のことをいいます。
- (3) 例えば、平成20年度決算から基準モデルにより作成するケースにおける開始時貸借対照表は、平成20年4月1日現在の貸借対照表を指します。
- (4) 基準モデルと総務省方式改訂モデルは、それぞれ開始時貸借対照表作成時と評価替え時のルールをそれぞれ定めており、開始時以降に取得する場合のルールも定めています。

(まとめ) 新地方公会計モデルで行う資産評価のタイミング

開始時貸借対照表（B/S）を作成するとき
毎年度もしくは3年毎の評価替えを行うとき
年度途中で資産を取得するとき



それぞれのタイミングで、資産の種別毎に資産評価、減価償却のルールが決められています

1 - 3 新地方公会計における資産評価の特徴と方法

(1) 資産評価の特徴

新地方公会計モデルにおける資産評価は、市場価格を基礎とする公正価値評価を原則としています。

市場価格を基礎とした公正価値による評価ですから、原則、個々の資産に対して個別に評価すべきであり、資産として建物及びその敷地が存する場合には、これを一体として評価すべきものです。

このような公正価値を求める評価方法には、不動産鑑定評価をはじめ、相続税評価、固定資産税評価及び公示価格に基づく評価などがあります。

ただし、売却可能資産以外の資産で、基準モデルの開始時貸借対照表作成時及び改訂モデルにおいて資産の対象範囲を広げて再調達価額による評価を行う場合は、大量評価を行う必要があり、時間的制約等があることから、まずは、土地、建物、償却資産等をそれぞれ独立したものとして扱い、以下のように評価することを認めています。

土地に関しては、固定資産税評価額を基礎とした評価とし、土地毎に個別に評価することが最も望ましいと考えられますが、時間的制約等がある場合や、全国どの地域の土地等であっても算定ができるよう、固定資産税評価額の同一地目、一定地域毎の平均単価を用いた算定ができるものとしています。

建物に関する評価は、取得価額が判明している場合には、再調達価額を算定するために、取得価額にデフレータを乗じて求めることを認めています。また、取得価額が不明の場合には、保険単価及び建物構造別・用途別単価表等を活用して再調達価額を求めることとしています。

すでに、不動産鑑定評価等で土地及び建物一体の評価がされているものが存する場合には、それを採用することも可能です。

道路、水路、港湾等のインフラ資産の底地の開始時における資産評価については、取得価額が判明している場合は取得価額を開始時評価額とし、取得価額が不明の場合は再調達価額により算定します。

売却可能資産は、資産・債務改革推進にあたっての重要な検討対象資産であり、実現可能

価値または市場価値により評価することが求められていることから、個別に評価することが望ましいとされていますが、時間的制約等からやむを得ない場合には簡便な評価方法も認められています。

なお、制度研究会報告書及び実務研究会報告書に記載のない事項については、各種税法等による規定や、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行等を参考に評価します。

(まとめ) 新地方公会計モデルにおける資産評価の特徴

1. 資産評価(開始時)の特徴

市場の評価額を基礎とした公正価値による評価を行います。

大量評価を行う必要があること
 参考となる取引事例等が存するとは限らないこと
 時間的制約等があること

公正価値評価に関し、以下の取り扱いを認めている。

< 事業用資産・インフラ資産等 >

土地、建物、償却資産等それぞれ独立したものとして扱う

土地に関する評価は、固定資産税評価額の同一地目、一定地域ごとの平均単価を用いた算定が可能

建物に関する評価は、取得価額が判明している場合には、取得価額にデフレータを乗じて求め、取得価額が不明の場合には、保険単価及び建物構造別・用途別単価表等を活用して再調達価額を求めることを認める。

インフラ資産の底地の開始時についても、取得価額が判明している場合は取得原価を計上し、不明の場合は再調達価額による。

< 売却可能資産 >

売却可能価額による評価が求められているため、個別に評価することが望ましい。

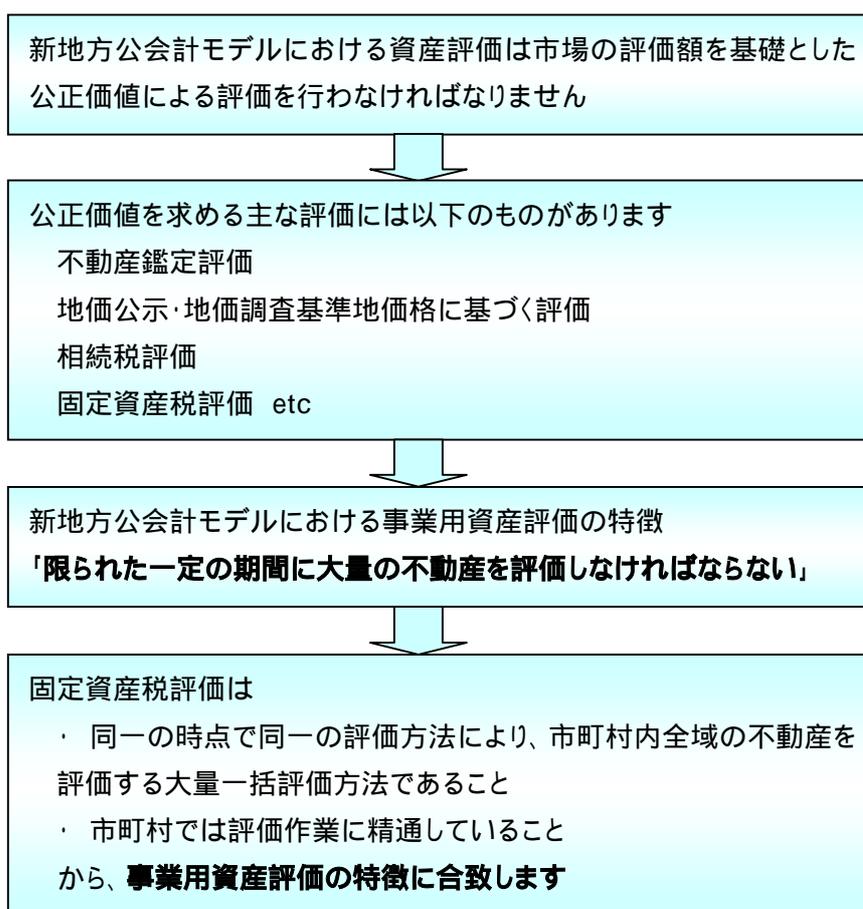
2. 資産評価の基本

事業用資産等	土地の開始時簿価	固定資産税評価額を基礎として算定する。ただし、インフラ資産の底地は取得価額が判明している時は取得価額を開始時簿価とし、取得価額が不明の場合は、再調達価額による。
	建物・工作物等の開始時簿価	原則として次式で計算 「開始時簿価」 = (再調達価額) - (減価償却累計額) 再調達価額は、不動産鑑定評価額や取得価額にデフレータを乗じた価額等
	減価償却・再評価	償却資産は、毎年減価償却(再評価は原則行わない)。 土地は、原則として3年毎の再評価。
売却可能資産		個別評価することが望ましい。減価償却は行わず毎年評価替え。

(参考) なぜ固定資産税評価額を基礎として算定するのでしょうか

基準モデルにおける資産評価において「土地の開始時簿価は、有償・無償取得を問わず、固定資産税評価額を基礎として算定する」とされています。

ここでは、なぜ固定資産税評価額を基礎として算定することになるのか、その理由をまとめました。



(2) 資産評価の方法

事業用資産及びインフラ資産等

(ア) 資産評価が必要になるのは、以下のタイミングで、資産の種別毎に資産評価、減価償却のルールが決められています。

- 開始時貸借対照表を作成するとき
- 事業用資産については3年毎に評価替えを行うとき
- 年度途中で資産を取得するとき(販売用土地等)

(イ) 資産評価の方法は以下のとおりです。

	開始時簿価	評価替	年度途中の取得
土地 (事業用資産)	<u>固定資産税評価額を基礎とした評価</u> (固定資産税評価額の同一地目、一定地域毎の平均単価を用いた算定等)	原則3年毎に再評価 <u>固定資産税評価額を基礎とした評価</u> 5%以上変動した場合は、評価替えを行う。	取得価額
土地 (販売用土地等)	帳簿価額と時価評価の価額から販売経費等を控除した価額のいずれか少ない額(低価法)	毎年度健全化法の評価にあわせて評価替	開始時簿価と同じ
土地 (インフラ資産)	取得価額または再調達価額	再評価は行わない	取得価額
建物等 (事業用資産) (インフラ資産)	再調達価額(取得価額×デフレータ)から減価償却累計額を控除した額	再評価は行わない (定額法による減価償却)	取得価額

売却可能資産

(ア) 売却可能資産の定義

a. 売却可能資産とは以下のいずれかに該当する資産のうち、地方公共団体が特定した資産のことをいいます。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産

売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

b. 売却可能資産については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」第62条第1項第2号における、資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策策定にあたっての検討対象資産となるものです。

(イ) 売却可能資産の選定方法

売却可能資産は資産・債務改革推進にあたって重要な検討対象資産であることから、その選定にあたっては、地方公共団体の実状等を十分考慮し、選定基準を明確にし決定しなければなりません。売却可能資産の選定方法の具体例をあげれば以下ようになります。

- a. 公共資産活用検討委員会といった庁内組織において売却予定とされている公有財産
- b. 都市計画区域内の一定面積以上の土地
- c. すべての普通財産の土地
- d. すべての普通財産および用途廃止が予定されている行政財産

なお、資産・債務改革推進にあたっては、資産の適切な管理が行われていることが前提であり、資産の適切な管理を行うためには資産に関する状況及び会計情報を記載した固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備が必要となります。したがって、今後、固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備を段階的に行っていく地方公共団体においては、台帳整備状況に応じた売却可能資産の選定を行うことも考えられます。

(ウ) 売却可能資産の評価方法

売却可能資産は、実現可能価値または市場価値により評価することが求められていることから、評価単位も売却単位を反映し、より個別の資産の状況を反映した評価方法を採用することが望ましいと考えられます。

売却可能資産の選定にあたり、まずは重要な資産として不動産があげられますが、その評価にあたっては、時間的な制約等を踏まえ、売却可能資産が土地のみの場合と、建物及びその敷地の場合にそれぞれ次の評価方法が適用できます。

a. 売却可能資産が土地のみの場合

売却可能資産が土地のみの場合には、個々の土地の実態を反映しうる評価方法である不動産鑑定評価をはじめ、固定資産税評価、相続税評価及び公示価格等を用いて個別に評価することが望ましいと考えられます。しかし評価対象土地の数等の関係から、これらの評価方法を採用することが困難な場合には、固定資産税評価額における同一地目、一定地域の平均単価等による評価もやむを得ません。ただし、あくまで簡便な方法であることから、所在する地域の実情等を勘案し、適切な対応が求められます。なお、予算において財産収入として計上されている場合には、その予算額とすることができます。

b. 売却可能資産が建物及びその敷地の場合

売却可能資産が建物及びその敷地の場合には、これらを一体として評価する方法(例えば不動産鑑定評価)が望ましい評価方法ですが、実務上対応が困難な場合には、土地、建物を別個のものとして取扱うものとします。この場合にも、土地については、売却可能資産の評価の意義から、個々の土地の実態を反映しうる評価方法を採用することが適切です。

建物については、取得価額が判明している場合には取得価額にデフレータを乗じて、再調達価額を求め、減価償却累計額を控除することとなります。取得価額が不明な場合には保険単価及び建物構造別・用途別単価表等を活用して再調達価額を求めます。

なお、建物及びその敷地を一体で評価する場合、建付減価が生じる場合もあります。この場合には適正な建物取壊費用を査定し、土地の評価額から控除することとなります。

売却可能資産は資産・債務改革推進における重要な資産であるため、選定基準とともに、採用した評価方法についても財務書類に注記しなければならず、住民にとっても関心が高い事項ですので十分説明ができるようにしておく必要があります。

1 - 4 地方公共団体財政健全化法における土地の評価との関係

- (1) 地方公共団体財政健全化法では、健全化判断比率の算定にあたり、販売用土地(棚卸資産)の評価について、時価評価を行うこととしています。
- (2) 新地方公会計モデルにおける販売用土地(棚卸資産)の評価は、地方公共団体財政健全化法で行っている評価と同様に、販売用土地等の帳簿価額(取得価額)と、時価評価による価額から販売経費等を除いた価額とを比較し、いずれか少ない額を評価額とする、いわゆる低価法を適用します。この際の時価評価に当たっては、地方公共団体財政健全化法の販売用土地の評価を採用します。
- (3) また、売却可能資産の評価に、地方公共団体財政健全化法における評価手法を採用できることとしています。

(参照)地方公共団体財政健全化法における資産評価との関連に関する Q&A

問10 実務研究会報告書第140段及び第487段落において、販売用土地を念頭に、棚卸資産の評価基準については将来負担比率等における算定方法を用いることとしているが、具体的にはどのようにすればよいのか。

- 1 宅地造成事業における土地のうち販売用土地については、法施行規則第4条に規定される収入見込額を当該棚卸資産の評価額とします。未売出土地については同第9条第1項第2号Eにより算定される額を当該棚卸資産の評価額とします。
- 2 「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条第1項第2号に規定する土地開発公社の保有する土地については、健全化法施行規則第12条第2項への規定に基づき算定される額を当該棚卸資産の評価額とします。
- 3 いずれも販売用土地等の帳簿価額(取得価額)と、時価評価による価額から販売経費等を除いた価額とを比較し、いずれか少ない額を評価額とする低価法を適用することとします。
- 4 このように、地方公共団体財政健全化法において、時価評価の対象とされているいわゆる棚卸資産である土地の評価にあたっては、公会計でも同様の評価手法を採用することとします。

問11 実務研究会報告書第248段では、売却可能資産の評価にあたっては、鑑定評価額その他、路線価や公示地価に基づく評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実情に応じた最も合理的な方法を用いるものとしてされているが、法施行規則第4条第2項第1号から第7号の各号に掲げる手法を採用してもよいのか。また、売却可能資産の評価にあっても、販売用土地等の棚卸資産の評価に採用されている低価法を採用すべきなのか。

1 健全化法上、販売用土地の時価による評価は、法施行規則第4条第2項第1号から第7号に掲げる次のいずれかの方法により行うものとされていますが、公会計の整備に際して売却可能資産の売却可能価額を算出する場合にも同様の手法を採用することができるものとします。

- ・ 販売見込額による評価(省令第4条第2項第1号)
- ・ 不動産鑑定士による評価(省令第4条第2項第2号)
- ・ 不動産鑑定士による評価を調整(省令第4条第2項第3号)
- ・ 公示価格を調整(省令第4条第2項第4号)
- ・ 基準地価格を調整(省令第4条第2項第5号)
- ・ 固定資産税評価額を調整(省令第4条第2項第6号)
- ・ 相続税評価額を調整(省令第4条第2項第7号)

2 売却可能資産は、売却可能性がある資産にすぎず、売却することを目的に取得した棚卸資産とは異なる性格であることを踏まえ、売却可能資産に対しては低価法を適用せず、時価で評価した額を計上することになります。

3 低価法は時価が帳簿価額よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定する方法ですが、仮に低価法を採用すると当時の著しく低い取得価額を反映した帳簿価額が維持されるケースもあり、資産の実態把握の趣旨から外れてしまう可能性があります。このため初年度に行う売却可能資産の評価には低価法を採用しないこととします。

4 なお、売却可能資産は、原則として、毎年度評価替えを行うこととしています(実務研究会報告書第251段参照)が、その取扱いは従前のとおりです。

2.

基準モデルによる資産評価

2 - 1 開始時貸借対照表作成時の開始時簿価

事業用資産の土地については、固定資産税評価額を基礎とした評価をします。
事業用資産の建物、工作物などは、再調達価額から減価償却累計額を控除して評価します。

インフラ資産の底地については、取得原価又は再調達価額による評価をします。
インフラ資産の建物・工作物などは、事業用資産の例と同様に行います。

2 - 2 年度毎の再評価及び償却

事業用資産の土地については、3年毎に固定資産評価額を基礎とした再評価を行います。評価損益があれば計上します。

事業用資産の建物など償却資産については、毎年度減価償却を行い、再評価は行いません。

インフラ資産の底地については、再評価を行いません。

インフラ資産の建物・工作物などは、減価償却を行い、再評価は行いません。

再評価により評価差額が増加する可能性があるのは事業用資産である土地のみとなります。

(開始後の評価替え)

(1) 原則

原則として3年毎の評価替えを行います。固定資産税評価も3年毎の評価替えを行いますので、これに対応して評価替えを行うことができます。

(2) 5%以上の時価変動が明らかな場合

5%以上の時価変動が明らかな場合は、3年以内でも評価替えを行うものとされています。固定資産税評価(宅地及び宅地比準土地)の実務では、各年度において地価下落が認められる場合には、下落修正措置を行っています。したがって下落修正作業において5%以上の変動があるかどうかをチェックし、変動している場合には、下落修正率や当該年度の固定資産税評価額を基礎として再評価を行うこととなります。

ただし、下落修正措置は地価の下落に対応している措置であり、地価上昇には対応していませんので、固定資産税評価額を基礎とした評価方法を採用している場合は、実務上対応が困難であると考えられます。したがって、5%以上の地価上昇が認められ、かつ、従来の評価額で公表していることが他の資産との関係から著しく不均衡な場合に限り対応することもやむを得ないものと考えられます。

(基準モデルにおける資産評価のルール)

	開始時簿価	評価替	年度途中の取得
土地 (事業用資産)	固定資産税評価額を基礎とした評価 固定資産税評価額の同一地目一定地域毎の平均単価を用いた算定が基本	原則3年毎に再評価 固定資産税評価額を基礎とした評価	取得価額
土地 (販売用土地等の棚卸資産)	帳簿価額と時価評価の価額から販売経費等を控除した価額のいずれか少ない額(低価法)	毎年度健全化法の評価にあわせて評価替	開始時簿価と同じ
土地 (インフラ資産)	取得価額 又は再調達価額	再評価は行わない	取得価額
建物等 (事業用資産) (インフラ資産)	再調達価額から減価償却累計額を控除した金額	再評価は行わない(定額法による減価償却)	取得価額

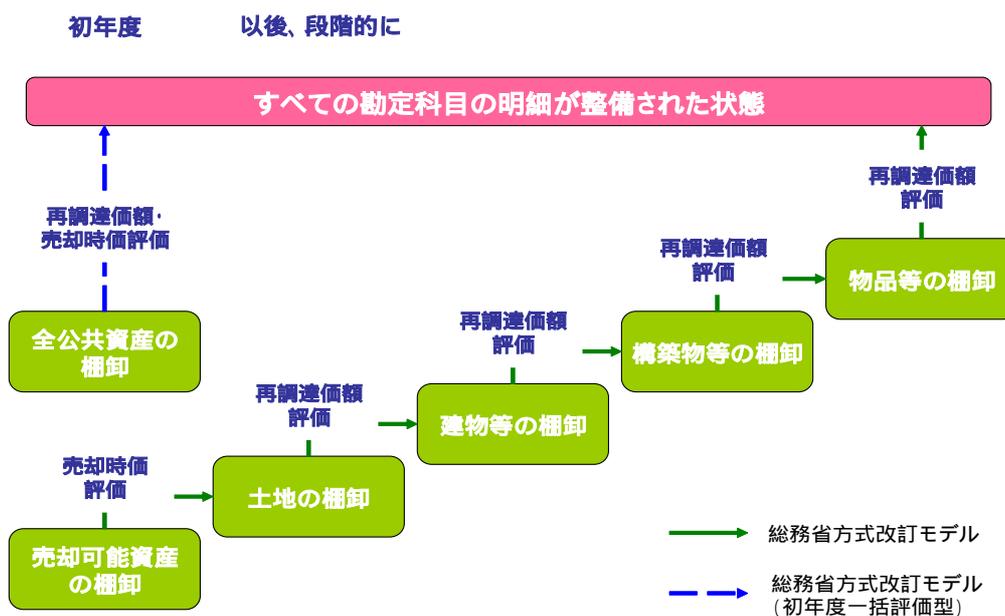
3. 総務省方式改訂モデルにおける資産評価

3 - 1 資産評価の段階的アプローチ

- (1) 改訂モデルは、一時にすべての固定資産についての公正価値評価を行う事務量を考慮して、固定資産台帳の段階的な整備を行うことを認め、まずは売却可能資産に関する台帳を整備して、売却可能価額による評価を行い、その後再調達価額による評価対象資産を広げていくことを認めています。
- (2) 公共資産のうち売却可能資産以外の有形固定資産については当面の間、取得価額による計上ができることとされていますが、具体的には、昭和44年度以降の普通建設事業費の累計額によるものとします。
- (3) 用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行うこととします。なお、総務省方式の従来モデルと異なり、普通建設事業費支出の翌年度から開始することとします。また支弁人件費については、資産を取得するために直接要したと認められませんが資産計上額に原則として含めません。

総務省方式改訂モデルの資産評価

公共資産関連データの整備アプローチ



3 - 2 総務省方式改訂モデルの資産評価

(1) 資産評価の概要

総務省方式改訂モデルの開始時における資産評価は以下のとおりです。

	棚卸時の簿価	評価替	年度途中の取得
売却可能資産	売却可能価額（建物と土地を一体評価した鑑定評価が望ましい）健全化法の評価手法も可能	原則年度末に評価替	
販売用土地等の棚卸資産	帳簿価額と時価評価の価額から販売経費等を控除した価額のいずれか少ない額(低価法)	毎年度健全化法の評価にあわせて評価替	開始時簿価と同じ
売却可能資産を除く公共資産 (有形固定資産)	<p><土地> 取得価額（決算統計の普通建設事業費の積上げ）</p> <p><建物等> 取得価額（決算統計の普通建設事業費の積上げ）から減価償却累計額を控除</p> <p>*ただし、これは当分の間の取り扱いであり、将来的には、公正価値による評価を行うものである。</p>	<p><土地> 取得価額（決算統計の普通建設事業費の積上げ） 再評価は行わない。</p> <p><建物等> 取得価額（決算統計の普通建設事業費の積上げ） 再評価は行わない（定額法による減価償却）</p> <p>*ただし、これは当分の間の取り扱いであり、将来的には、公正価値による評価を行うものである。</p>	取得価額

(2) 売却可能資産の評価原則

売却可能資産は、売却可能価額または市場価格による評価がより求められることから、個別に評価することを原則に、以下のように評価することも認められています。

(ア) 売却可能資産が土地のみの場合

個々の土地の実態を反映しうる評価方法である鑑定評価をはじめ、固定資産税評価、相続税評価、公示価格等を用いて求めることが望ましいものです。

(イ) 売却可能資産が建物及びその敷地の場合

これらを一体として評価する方法(例えば鑑定評価)が望ましいですが、実務上対応が困難な場合には、土地、建物を別個のものとして取扱うものとします。なお、土地・建物を一体として評価した際に、建付減価が発生している場合がありますので注意してください。

(ウ) 地方公共団体財政健全化法における評価手法を採用できることとしています。

原則毎年度末に評価替えを行います。固定資産評価額を基礎とした評価を行う場合は、評価替えのない年度においては建物の減価償却額相当分のみを評価額から差し引くことも可能としています。

評価替え

土地等に関する売却可能資産の毎年の評価替えの方法については、実務的観点から、以下のそれぞれの場合に応じた方法が考えられます。

(ア) 区画形質の変更等、利用状況に変化が認められる場合

売却可能資産が当該年度において区画形質の変更等があり、当該売却可能資産の利用状況に変化が認められる場合においては評価替えを行います。また、行政的条件の変更(市街化調整区域から市街化区域に編入された場合等)により、面的に価格に影響を及ぼす場合には、変化の状況に応じた評価替えを行う必要があります。また、建物等で損壊等があった場合にも評価替えを行います。

(イ) 利用状況に変化が認められない場合

売却可能資産に何ら変化が認められない場合には、基準モデルにおける評価替えの据え置き期間(3年)や固定資産税評価における価格据え置き期間との整合から、評価替えを行ってから3カ年は時点修正で対応することが考えられます。

時点修正の方法としては、不動産鑑定評価による評価方法を採用した売却可能資産については、鑑定評価を行った不動産鑑定士から時点修正率が求められる場合には当該時点修正率を、それ以外の場合には、固定資産税評価における下落修正率や地方財政健全化法における時点修正の方法を準用することが望ましいと考えられます。

各論

1.

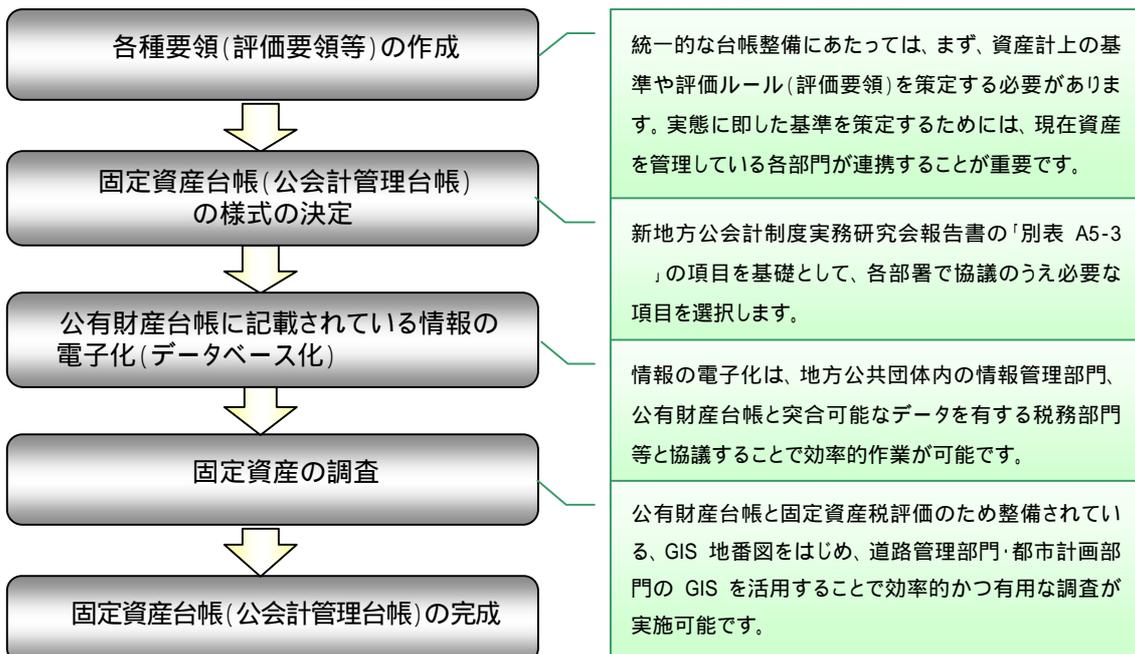
まず庁内の体制を整えよう

1 - 1 庁内の体制整備の必要性

庁内の体制整備は、固定資産台帳(公会計管理台帳)整備から資産評価に至る一連の作業において、以下の理由により欠かせないものです。

- (1) 固定資産台帳については、「2. 固定資産台帳(公会計管理台帳)を整備しよう」で詳細に述べることにしますが、整備にあたっては、まず各部署で管理している資産データを公会計で採用する台帳形式に、一元的にとりまとめる必要があります。
- (2) その際、固定資産を管理する各所管部署における、管理の状態を把握したうえで、現実的な一元管理の方法を定める必要があります。
- (3) また、公会計導入作業のとりまとめを担当する部署(財政部門)、公有地評価に関連する各部署(管財部門、都市計画、税務部門)、その他の部門(道路・教育等、資産を保有する部門)、及び情報管理部門が連携することで、実務上・実態上有用な固定資産計上基準・評価要領等の作成が可能となります。

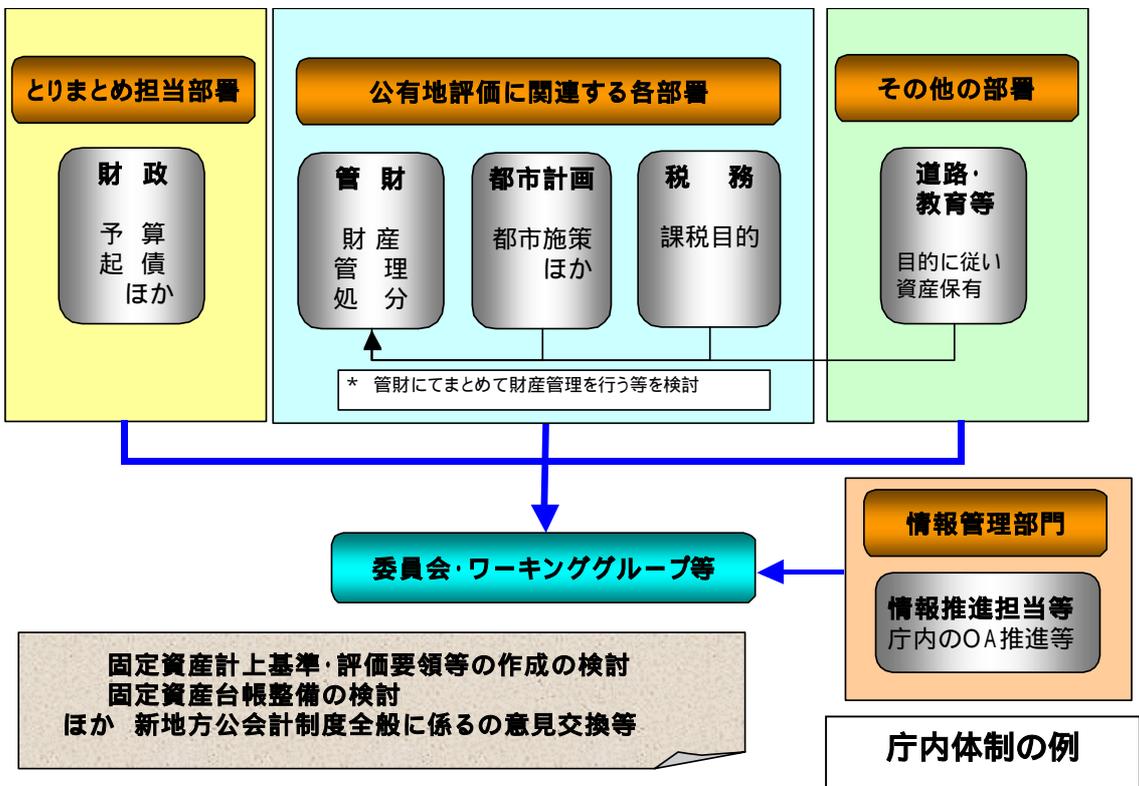
固定資産台帳整備のフローと部署間連携の必要性



1 - 2 庁内の体制整備

(1) 庁内の体制整備の意義

庁内の体制整備では、まず作業の事前段階に、全体のとりまとめを担当する財政課等をはじめ、データの管理・評価を担当する管財課等、公有地評価に関連する各部署の担当者、及び実際に施設を管理する部署等が参画し、財産整備の状況・評価の現状を確認するとともに意見交換を行うことが重要です。また、庁内に委員会・ワーキンググループ等を設置することにより、より有効に各部署間の連携を図ることができます。



なお、役割分担の例としては、

管財課では、各部署へ調査シートを配布・回収、固定資産の現物調査、売却可能資産の洗い出し、土地の評価等

水道課、福祉課、教育委員会、都市整備課等の各部署では、各部署で所管している資産の洗い出し、調査シートの入力等

会計課では、備品の抽出と台帳作成、備品の耐用年数等に基づく分類等が考えられます。

(2) 委員会等の役割

委員会等の役割は主に、公会計に係る各種基準の作成、資産・債務改革への対応、全庁的な資産管理・評価体制の構築等にありま

会計に係る各種要領の作成

(1)で述べた作業の事前段階における各部署間の調整と公会計の作業を進めていく上でのルール作りとなります。

地方公共団体における公会計の実務は、実務研究会報告書等を参照して進めていきますが、実務上必要な事項がすべて定められているわけではありません。実務研究会報告書等は、作業に当たったの指針であるため、詳細については、地方公共団体の状況、地域の実情に応じた対応を地方公共団体自ら定める必要がある場合もあります。

例えば、売却可能資産について言えば、地方公共団体の所有する資産の状況等によって、選定基準は異なったものとなることが考えられますし、選定された資産の数・性質によっては、資産の重要度に応じた評価方法の選択も必要となります。

このような、実務的な取り決めを行い、資産の計上基準(計上する資産の範囲を定めた基準)、評価要領(各資産の評価方法を定めた要領)といった各種基準の作成を行うことが、公会計の作業を円滑かつ適正に進めていく上で重要であると考えられます。

資産・債務改革への対応

新地方公会計制度は、財務書類の作成を通して、資産・債務改革を実現していくという目標があります。具体的には、作成された財務書類や棚卸された資産の分析を行うことで問題点を抽出し、それに対する施策の策定及び施策を実行することで問題点の改善を図っていくこととなりますが、この役割を委員会等が担うことで、有益な議論がなされることが考えられます。

全庁的な資産管理・評価体制の構築

委員会等をととして各部署が固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備等に深く関わっていくことで、各部署の資産に対するスタンスや、それぞれが独自に実施してきた資産評価といった資産情報が共通認識されることとなります。資産・評価情報の一元化が達成されることも、地方公共団体の事務の効率化・情報の開示という点から重要であると考えられます。

2.

固定資産台帳(公会計管理台帳)を整備しよう

2 - 1 固定資産台帳(公会計管理台帳)整備の概要

(1) 固定資産台帳(公会計管理台帳)の意義と必要性

資産の適切な管理を行い、未利用財産の売却や資産の有効活用を行っていくためには、公正価値や減価償却累計額等を記載し、財務書類の計上額と連動する網羅的な固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備が必要不可欠です。特に、基準モデルに基づく財務書類作成の前提となります。

すなわち、固定資産台帳(公会計管理台帳)とは、財務書類に計上される公有資産の種類・資産名・用途・構造等を記載した台帳で、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割をはたすとともに、公有財産の管理及び有効活用に役立つ台帳のことをいいます。

固定資産台帳(公会計管理台帳)は、単に財務書類の補助簿のみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。公有財産台帳では、資産計上が「庁舎」、「消防」のように大枠の単位で行われているため、資産管理の観点から、資産計上は取替や更新を行う単位で管理することが必要です。また耐用年数の異なる資産は別個に把握し、減価償却する必要があります。

したがって、固定資産台帳(公会計管理台帳)に計上する資産の単位は、取替や更新を行う単位毎に計上するとともに、耐用年数が異なるものは別個に計上することが求められ、これらに対応することで、資産管理に役立つ台帳となります。

このように固定資産台帳(公会計管理台帳)には、既存の公有財産台帳等において把握されていない資産についても記載することとなります。

したがって、現行制度における公有財産台帳等は、その目的や構造等において固定資産台帳(公会計管理台帳)とは大きく異なることから、既存の公有財産台帳等から可能な限りデータを取得したうえ、原則として新たな固定資産台帳(公会計管理台帳)として整備することが適当と考えられます。この場合、両台帳においては、資産番号等を共用してリンクすることにより、相互の整合性を保持することが重要となります。

なお、総務省方式改訂モデルを採用した場合の固定資産台帳(公会計管理台帳)については順次整備することとし、掲げる項目は原則として基準モデル固定資産評価要領を参考とするものとします。

(2) 固定資産台帳(公会計管理台帳) への記載事項

貸借対照表に計上する固定資産については、資産単位(口座)毎に固定資産台帳(公会計管理台帳)を作成し管理します。

固定資産台帳(公会計管理台帳)に記載すべき1単位(口座)は、棟、個、台、筆、㎡、m等を基本単位とします。ただし、例外として、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量(延長キロ等)をもって記帳単位(口座)とすることも妨げません。

固定資産台帳(公会計管理台帳)には、一資産単位毎に、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額(または無償取得等の場合の取得価額相当額)、減価償却・直接資本減耗累計額(償却資産の場合)、帳簿価額等を記帳します。固定資産台帳(公会計管理台帳)の書式例は、「別表 A5-3 」が示されています。

建設仮勘定については、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、「別表 A5- 3 固定資産台帳」に書式例を示した建設仮勘定台帳にその履歴を記帳します。

固定資産台帳(公会計管理台帳)の帳簿価額の集計額は、総勘定元帳及び合計残高試算表の金額と合致しなければなりません。

既存の固定資産の価値を増加させない修繕・補修・改修・改築・改造等は、固定資産の増加として認識しません。例えば、

- a 漁港・港湾の浚渫工事で、水深が従前と変わらないもの。
 - b 河川の堤防の改修工事で、堤の容量や材料が従前と変わらないもの。
 - c 災害復旧において、新規に作り直す部分以外
- 等があります。

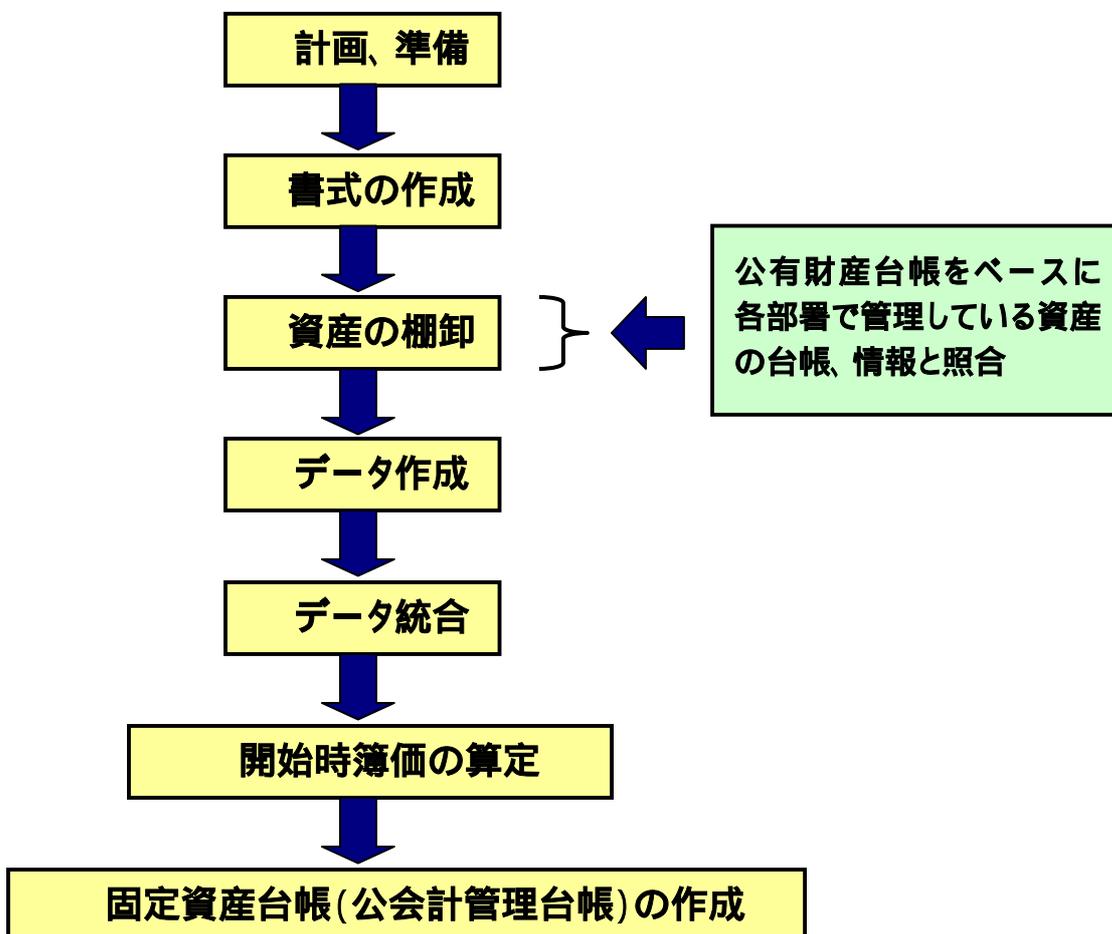
リース資産(購入額50万円相当以上)については、原則としてリース会計基準を適用のうえ、リース債務と両建てでオン・バランス化を要する場合、その金額及び計算方法等を固定資産台帳(公会計管理台帳)に記帳します。ただし、リース会計基準において、少額リース資産及び短期のリース取引については、リース資産の計上を行わなくてもよい定めがあります。

特に、PFI事業にかかる資産については、契約上のリスク配分状況等を検討のうえ、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・債務として認識し、固定資産台帳(公会計管理台帳)にその金額及び計算方法等を記帳します。

棚卸資産(販売目的)は別途管理し、固定資産台帳(公会計管理台帳)上は、棚卸資産の管理単位毎に期首・期末の残高のみを記帳します。なお、地方公共団体単体及び連結対象法人の棚卸資産の評価基準は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率を算定する際の評価基準を用いることとします。

さらに、固定資産台帳(公会計管理台帳)をどのように活用するかによって記載すべき項目を追加していくこととなります。この場合、どこまで情報が取得できるかの検討が必要となるとともに、所管部署毎にも、必要となる情報について検討しておく必要があります。

(3) 固定資産台帳(公会計管理台帳)整備の流れ



計画、準備

資産を保有している関連部署合同で、打ち合わせを実施し、現在の資産の管理状況等を把握し、台帳整備の方針、スケジュール等を策定します。

書式の作成

現在の台帳整備状況を踏まえ、固定資産台帳(公会計管理台帳)に記載すべき事項を決定し、あわせて、各部署にて調査を実施するための調査書式(シート)を作成します。この際、一から固定資産台帳(公会計管理台帳)を作成するのではなく、現在保有している公有財産台帳や固定資産税部門で管理している土地台帳、建物台帳等、既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道です。ただし、各台帳が部門毎に個別に管理され、現在の状況を正しく反映しているとは限りませんので、台帳の統合等を行う際は、台帳同士の照合を行うことが必要です。

なお、固定資産台帳(公会計管理台帳)の項目例が、実務研究会報告書で示されていますが、このうち、開始時貸借対照表作成時において、整備しなければならない項目とその調査方法を示すと次のとおりです。

開始時において最低限必要となる台帳項目とその調査方法例

【実務研究会報告書に示されている固定資産台帳(別表A5-3)】

【開始時において最低限必要となる項目と調査方法】

番号	項目	説明
1	No	資産の番号
2	枝番	同一の資産について計上を区分したい場合等の枝番号
3	主管箇所	資産を管理している主たる管理部署
4	勘定科目	適用する勘定科目
5	件名	資産の名称
6	リース区分	所有物かリース資産であるかの区分
7	耐用年数分類	適用する耐用年数の種類
8	耐用年数	適用する耐用年数の年数
9	取得年月日	取得した年月日
10	供用開始年月日	供用開始した年月日
11	取得額・取得額相当額	取得価額又は算定した取得価額相当額(再調達価額)
12	増減異動日付	前年度から資産が増減した場合の日付
13	増減異動前簿価	資産の増減を反映する前の簿価(期首簿価)
14	増減異動事由	増減が異動した事由
15	今回増加額	異動により増額した金額(16～21の合計)
16	今有償取得額	有償で取得した増分の金額
17	今回無償所管替増分	無償で所管替した増分の金額
18	増加内 其他無償取得分	其他無償で取得した増分の金額
19	調査判明増分	年度内調査により新たに判明した増分の金額
20	誤記振替増額	別科目から振替した増分の金額
21	評価等増額	再評価等を行った増分の金額
22	今回減少額	異動により減額した金額(23～28の合計)
23	今回除却額	除却した減分の金額
24	減少内 無償所管替減分	無償で所管替した減分の金額
25	減少内 其他無償譲渡分	其他無償で譲渡した減分の金額
26	誤記載減少分	年度内調査により新たに判明した減分の金額
27	誤記振替・分割減額	別科目から振替した減分の金額
28	減価償却額	当年度の減価償却費相当額(インフラ資産は直接資本減耗相当額)
29	評価等減額	評価等減額
30	増減異動後簿価	増減異動後簿価
31	取得時予算科目	取得時の予算科目名(予算科目が複数に渡る場合もあるので、複数用意する)
32	取得財源内訳	取得時の財源内訳(別表A3「財源区分表」を参考に財源毎に金額を記載)
33	用途	資産の用途
34	事業分類	使用されている事業分類名
35	開始時見積資産	開始時の固定資産について、取得額(又は取得価額相当額)、取得年度が判明せず、直接開始時簿価を評価した場合の金額
36	各種属性情報	その他で管理すべき付加情報
37	売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分
38	完全除却済記号	当該資産を除却した場合のフラグ

番号	項目	調査方法
1	No	各部署から報告
2	枝番	各部署から報告
3	主管箇所	各部署から報告
4	勘定科目	各部署から報告
5	件名	各部署から報告
6	リース区分	各部署から報告
7	耐用年数分類	各部署から報告
8	耐用年数	取りまとめ部署で算定
9	取得年月日	各部署から報告
10	供用開始年月日	各部署から報告
11	取得額・取得額相当額	取得額は各部署から報告
28	減価償却額	取りまとめ部署で算定、開始時は減価償却累計額を算定
31	取得時予算科目	各部署から報告
32	取得財源内訳	各部署から報告
33	用途	各部署から報告
34	事業分類	各部署から報告
35	開始時見積資産	取りまとめ部署にて算定
37	売却可能区分	各部署から利用状況を報告、取りまとめ部署にて区分を判定

資産の棚卸

各主管部署において、公有財産台帳を基礎として、その他庁内各部門で独自に管理している台帳等と照合します。この際、固定資産の実地調査を行うことで、現物の棚卸と台帳上の記録の整合性を図ることが望まれます。

データ作成

各主管部署において、作成した調査書式に基づき資産データを作成(入力)します。

データ統合

各主管部署で作成した調査書式を回収し、資産区分毎に1つの台帳データに統合します。

開始時簿価の算定

統合した台帳データを基に開始時簿価を算定します。

固定資産台帳(公会計管理台帳)の作成

固定資産の実地調査を固定資産台帳(公会計管理台帳)に反映させ固定資産台帳を完成させます。

(4) 固定資産台帳(公会計管理台帳)の作成例

一般に地方公共団体においては、公有財産台帳を作成しています。この公有財産台帳に必要情報を追加、補完して、固定資産台帳(公会計管理台帳)を作成することにより、効率的な台帳整備が可能となります。

公有財産台帳は、地方公共団体により、項目等は様々ですが、一般的な管理項目としては以下のものがあります。

以下では、この公有財産台帳を例にして、これに必要な事項を追加して、固定資産台帳(公会計管理台帳)を作成する手順の例を紹介します。

一般的な公有財産台帳の例						
土地						
番号	口座(施設名)	地目	所在	地番	面積(m ²)	
001	センター	宅地	1丁目	1111	125.45	
建物						
番号	口座(施設名)	所在	建築年月日 (または供用開始 年月日)	家屋 番号	構造	延床面積 (m ²)
001	センター	1丁目1111	1984/5/1	1	RC2階建	1,453.25
備品(物品)						
番号	備品名	取得年月日				
005	Aコピー機	2000/10/1				



コード体系の構築

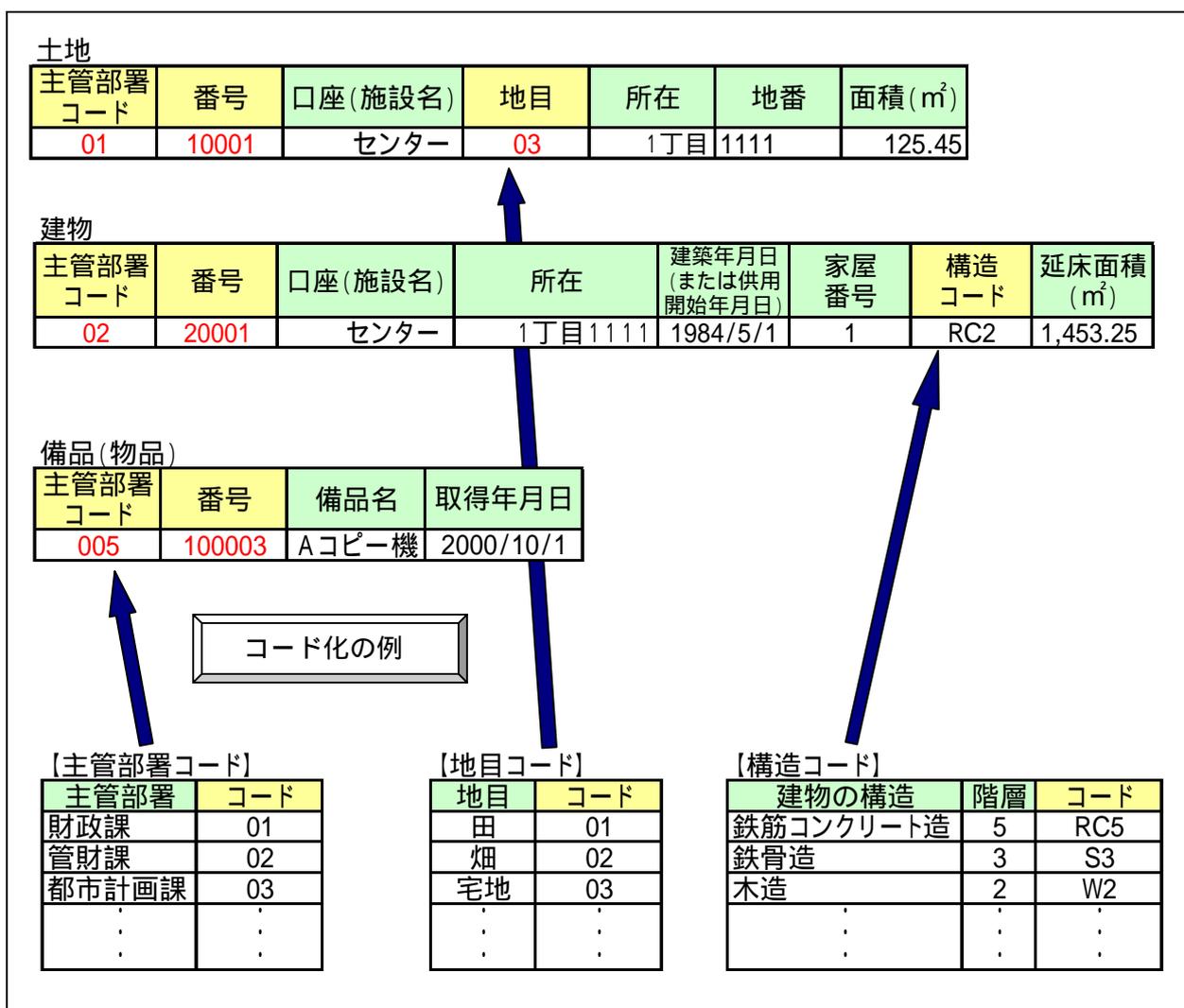
現状の公有財産台帳は、部署に応じて独自の番号体系で管理されていることもあると思われませんが、本制度においては、全庁的な資産管理の必要がありますので、番号体系を統一し、管理部署は別途項目として管理します。

また、土地の地目や建物の構造等、文字にて管理されている項目で、コード化できるものは、集計や簿価の算定時のミス等を防ぐために極力コード化することが望まれます。

固定資産台帳の整備に当たっては、まず、必要情報を整理し、これらをコード化していくことが必要です。

上の例では、まず、主管部署を追加のうえ、番号体系を整理し、そのほか、地目や構造等をコード化できます。

以下、黄色の事項(赤字)が、変更した部分です。



簿価算定のための情報追加

公有財産台帳には価格情報は管理されていないことが多いと思われます。したがって、固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備に当たっては、簿価算定のためのデータを追加する必要があります。

簿価算定に当たって、最低限それぞれ必要となる事項は以下のとおりです。

簿価算定に必要となる事項	
土地	
地目	地域別・地目別単価の算定に必要
所在(地域)	
地積	単価から簿価を算定する際に乗じる地積として必要 地積は、登記簿地積と実測地積の両方の管理を行うことが望ましい
建物	
構造	取得価額が判明する場合のデフレータの適用 取得価額が不明な場合の単価表の適用 耐用年数表の適用に必要
用途	
建築年月日	デフレータの適用、減価償却累計額の算定に必要 単価により求める場合に乗じる数量として必要
延床面積	
取得価額	取得価額が判明する場合にはデフレータを乗じて再調達価額を判定
物品等	
資産分類	耐用年数表の適用に必要 減価償却累計額の算定に必要
取得年月日	
取得価額又は市場価額	取得価額をベースに簿価を算定する

以下、黄色の事項(赤字)が、簿価算定のために必要となる事項の追加例です。

土地									
主管部署コード	番号	口座(施設名)	地目	所在	地域コード	地番	面積(m ²)		
01	10001	センター	03	1丁目	3	1111	125.45		
建物									
主管部署コード	番号	口座(施設名)	所在	建築年月日 (または供用開始年月日)	家屋番号	構造コード	延床面積(m ²)	用途コード	
02	20001	センター	1丁目1111	1984/5/1	1	RC2	1,453.25	01	
備品(物品)									
主管部署コード	番号	資産分類コード	備品名	取得年月日					
005	100003	05	Aコピー機	2000/10/1					



財源管理

本制度では、資産に対応する財源を管理する必要があります。

実務研究会報告書別表A3を参考に財源が計上できるよう財源情報を追加します。

土地

主管部署 コード	番号	口座(施設名)	地目	所在	地域コード	地番	面積(m ²)
01	10001	センター	03	1丁目	3	1111	125.45

財源1 税収(円)	財源2 社会保険料 (円)	財源3 移転収入(円)	財源4 その他収入 (円)	財源5 公債等(円)

建物

主管部署 コード	番号	口座(施設名)	所在	建築年月日 (または供用 開始年月日)	家屋 番号	構造 コード	延床面積 (m ²)	用途 コード
02	20001	センター	1丁目1111	1984/5/1	1	RC2	1,453.25	01

財源1 税収(円)	財源2 社会保険料 (円)	財源3 移転収入(円)	財源4 その他収入(円)	財源5 公債等(円)

備品(物品)

主管部署 コード	番号	資産分類 コード	備品名	取得年月日
005	100003	05	Aコピー機	2000/10/1

財源1 税収(円)	財源2 社会保険料 (円)	財源3 移転収入 (円)	財源4 その他収入 (円)	財源5 公債等(円)

以上の手順により、固定資産台帳(公会計管理台帳)整備のための基礎情報が揃います。実務上は、これを参考とした調査シートを作成し、これを各部署へ配布し、入力、入力済みシートを管財部署等で回収し、回収データを基に評価方法を適用することが効率的な台帳整備の方法と考えられます。

資産の評価

各資産の評価方法については、3以降で詳述しますが、土地、建物の開始時簿価の算定例を示すと以下のとおりです。

開始時簿価の算定例

【土地(事業用資産)】

No	主管箇所コード	主管箇所名	町丁コード	本番	枝番	台帳地目コード	台帳地目名	適用地目コード	適用地目名	地積 (㎡)	取得時期	取得価額 (円)	適用単価コード	適用単価名	適用単価 (円/㎡)	算定価額
1	2	管財	10102	44	1	3	宅地	3	宅地	1,068.48	H7.5.28	20,540,000	32	宅地 - 地域B	20,000	21,369,600
1	2	都市整備	20504	12	2	9	公園	11	雑種地	2,045.38	S60.11.1	32,000,000	113	雑種地 - 地域C	7,000	14,317,660

【建物】

No	主管箇所名	施設名称	延床面積 (㎡)	用途コード	用途名	構造	耐用年数	建築時期	償却率	再調達価額				減価償却累計額 (円)	期末簿価 (円)
										取得価額が判明する場合		取得価額が不明な場合			
										取得価額 (円)	デフレータ	再調達価額 (円)	保険金額 (円)		
25	総務	Aセンター	1,205.45	01	庁舎	SRC	50	S55.11.12	0.020				283,280,750	152,971,605	130,309,145
354	教育	B小学校校舎1	4,042.51	20	校舎・園舎	RC	47	H10.5.6	0.022	723,500,000	1.00	723,500,000		143,253,000	580,247,000

3.

売却可能資産の洗い出しと評価をしよう

3 - 1 売却可能資産の定義と選定作業

(1) 売却可能資産の定義

売却可能資産とは、市場性を持ち、市場価値が客観的に把握され、かつ資産・債務改革の推進にあたり重要となる資産のことをいいます。現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産、売却することが既に決定している、または、近い将来の売却が予定されていると判断される資産の中から地方公共団体が特定した資産のことをいいます。

したがって、地方公共団体が保有する公有財産のうち公用又は公共用に供し、又は供することと決定した行政財産は、売却可能資産には該当しません。ただし、行政財産の中でも、行政サービスを提供していない行政財産は売却可能資産となりえます。

売却可能資産については、基準モデルでは単体貸借対照表の注記の対象として、また総務省方式改訂モデルでは、優先的に台帳整備すべき資産として位置づけられています。

なぜなら、売却可能資産は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」第62条第1項第2号における、資産及び債務に関する改革の方向性、並びに当該改革を推進するための具体的な施策策定にあたっての検討対象資産となるもので、どの程度の資産価値を持つのかを把握しておくことが重要だからです。

例えば、普通財産は、原則として売却可能資産に分類しうるものですが、普通財産の中でも、貸付等を行っているものについては、現に特定の目的のために使用されているため、売却可能資産には含まれないことになります。具体的には、公民館や保育園等への貸付地は、特定の目的のために使用されているものと考えられますので、一義的には売却可能資産には含まれないものになります。

ただし、これらの財産でも、資産の効率的な活用の観点から、近い将来、売却等を行うことが適切であると地方公共団体が判断したものは、売却可能資産となります。

なお、売却可能資産の評価にあたっては、実現可能価値(売却可能価額)または市場価格による評価が求められるため、売却可能資産として他の資産とは区別し、より個々の状況が反映可能な評価手法を採用し、資産価値を把握すべきとされています。

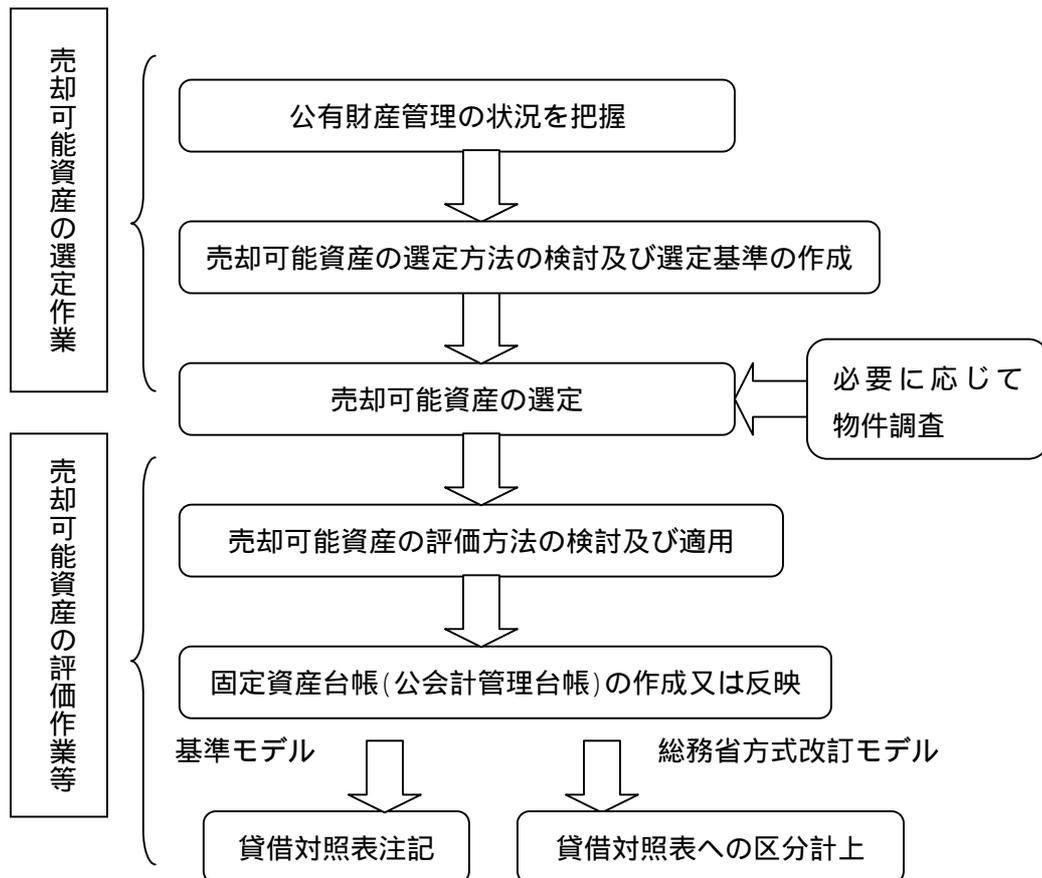
また、売却可能資産の評価額は、実現可能価値または市場価格ですので、事業用資産やインフラ資産と異なり、その価額に補償費等の付随費用は含みません。

売却可能資産の定義（まとめ）

- 1 売却可能資産とは以下のいずれかに該当し、地方公共団体が特定した資産をいいます。
 - ・ 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産
 - ・ 売却することが既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産
- 2 売却可能資産については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」第62条第1項第2号における、資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策策定にあたっての検討対象資産となるものです。

(2) 売却可能資産の選定と評価作業フロー

売却可能資産の選定と評価の作業をフローで示すと以下のとおりです。



(3) 売却可能資産の選定作業

公有財産管理の状況を把握

資産・債務改革推進にあたっては、本来すべての行政財産及び普通財産について、物件調査等を通じて公有財産の利用状況等の実態が把握され、固定資産台帳(公会計管理台帳)等で管理されている必要があります。したがって、売却可能資産の選定にあたっては、まずは地方公共団体における公有財産の管理の状況について把握する必要があります。

売却可能資産の選定方法の検討及び選定基準の作成

売却可能資産は、行政改革推進法における資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策策定にあたっての検討対象資産となるものです。したがって、売却可能資産の選定にあたっては、地方公共団体の実状等を十分考慮し、選定方法を決定しなければなりません。売却可能資産の選定方法の具体例は以下のとおりです。

- (ア) 各地方公共団体の公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公有財産
- (イ) 都市計画区域内の一定面積以上の土地
- (ウ) すべての普通財産の土地
- (エ) すべての普通財産および用途廃止が予定されている行政財産

また、資産・債務改革推進にあたっては、固定資産台帳(公会計管理台帳)等の整備が必要となりますので、今後、固定資産台帳(公会計管理台帳)の整備を段階的に行っていく地方公共団体においては、台帳整備の対象とした資産の中から、売却可能資産を特定する選定方法も考えられます。

このように、地方公共団体の資産・債務改革の具体的な施策の策定に向け、資産債務の実態把握が必要とされ、そのために地方公会計の整備が求められていることを踏まえると、特に売却可能な資産については、どの程度の資産価値を持つのか把握することが重要であることから、選定方法(基準)を明確にする必要があります。

決定された選定基準にしたがい、売却可能資産を選定し、利用状況等に関して固定資産台帳(公会計管理台帳)等の記載事項と相違はないか、必要に応じて現地調査を実施することで実態の把握をしておくことが望ましいと考えられます。

3 - 2 売却可能資産の評価等

(1) 売却可能資産の評価作業等（開始時における評価）

売却可能資産において、まずは重要な資産として不動産、とりわけ土地が最も重要であるとの観点から、実務研究会報告書でも、土地の評価について、「売却可能価額は、鑑定評価額その他、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法を用いるものとする。」と記載されています。

売却可能資産は、実現可能価値または市場価格により評価することを求められていることから、より個別の資産の状況を反映した評価方法を採用することが適切と考えられます。

これまでも、市場価格等の時価評価を求められた先例として、「土地の再評価に関する法律」があります。その評価方法として、土地再評価法施行令第2条では、企業が土地再評価するに際して、相続税路線価、固定資産税評価額、公示価格・基準地価格、不動産鑑定士による不動産鑑定評価のいずれかを活用し、個別の資産の状況を反映した評価を求めています。

さらに、地方公共団体は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第7条において、地方公共団体等が届出等に係る土地を買い取る場合には、地価公示法第6条の規定による公示価格を規準として算定した価格をもってその価格としなければならないと規定されており、実務上、土地の買取価格は、鑑定評価や公示価格を規準として算定した価格によっており、ここでも個別の資産の状況を反映した評価が求められています。

このような背景から、実務研究会報告書において、売却可能資産の公正価値を求める適切な評価方法として、不動産鑑定評価等をあげています。

しかし、時間的制約等がある場合においては、売却可能資産が土地のみの場合、建物及びその敷地の場合に依りて、次の評価方法を適用することができます。

(ア) 売却可能資産が土地のみの場合

売却可能資産が土地のみの場合には、個々の土地の実態を反映しうる評価方法である不動産鑑定評価をはじめ、固定資産税評価、相続税評価及び公示価格に基づく評価等を用いて個別に評価することが望ましいと考えられます。しかし評価対象土地の数等の関係から、これらの評価方法を採用することが困難な場合には、固定資産税評価額におけ

る同一地目、一定地域内平均単価等による評価によることもやむを得ません。ただし、あくまで簡便な方法であることから、所在する地域の実情等を勘案し、適切な対応が求められます。なお、予算において財産収入として計上されている場合には、その予算額とすることができます。

(イ) 売却可能資産が建物及びその敷地の場合

売却可能資産が建物及びその敷地の場合には、これらを一体として評価する方法(例えば鑑定評価等)が適切ですが、実務上対応が困難な場合には、土地、建物を別個のものとして取扱うものとします。この場合にも、土地については、売却可能資産の評価の意義から、上記のように個々の土地の実態を反映しうる評価方法を採用することが望ましいと考えられます。

建物については、取得価額が判明している場合には取得価額にデフレータを乗じて、再調達価額を求め、減価償却累計額を控除することとなります。取得価額が不明な場合には保険単価及び建物構造別・用途別単価表等を活用して再調達価額を求めます。なお、建物について経済的価値がなく取り壊すことが妥当と判断される場合は、建物及びその敷地を一体で評価することになり、適切な建物取壊費用を査定して、土地の評価額からこれを控除することとなります。

売却可能資産は資産・債務改革推進における重要な資産であり、実現可能価値または市場価格により評価することを求められていることから、評価にあたって採用した評価方法について注記しなければなりません。また、住民にとって関心が高い事項ですので十分説明ができるようにしておく必要があります。

売却可能資産（不動産）の評価方法

売却可能価額による計上が求められ、事業用資産に比べより個々の資産の状況を反映できる評価方法で評価すべきもの

< 土地のみの場合 >

個々の土地の実態を反映しうる評価方法である不動産鑑定評価をはじめ、固定資産税評価、相続税評価、公示価格等を用いて個別に評価することが望ましい

< 土地・建物一体の場合 >

市場価格を反映するため一体で評価する不動産鑑定評価が望ましいが、実務上困難な場合は、土地、建物を別々に評価することも可能

簡便な方法として、同一地目、一定地域内平均単価等による評価手法も認められる。

（土地）	開始時簿価	評価替	年度途中取得
売却可能資産	売却可能価額 鑑定評価等の活用が 望ましい	原則毎年度末に 評価替	
売却可能資産 （販売用土地等の棚卸資 産で健全化法評価対象）	帳簿価額と時価評価の 価額から販売経費等を 控除した価額のいずれ か少ない額(低価法)	健全化法の評価 にあわせて評価替	開始時簿価と同じ
（改訂モデルの有形 固定資産）	決算統計の普通建 設事業費の積み上 げ可	再調達価額により 順次再評価	取得価額

区分	地価公示	都道府県地価調査	相続税評価	固定資産税評価
根拠法と評価機関	地価公示法 (国土交通省土地鑑定委員会)	国土利用計画法施行令 (都道府県知事)	相続税法 (国税局長)	地方税法 (市町村長)
目的等	1. 一般の土地取引の指標 2. 不動産鑑定士の鑑定評価の 規準 3. 公共用地の取引価格の算定 の基準	1. 国土利用計画法による価格 審査の基準 2. 国土利用計画法に基づく土 地の買取価格の算定の基準 3. 地価公示とほぼ同様の役割	1. 相続税、贈与税及び地価税課 税のため 2. 相続又は贈与の際に課税	1. 固定資産税課税のため 2. 毎年課税
価格時点	1月1日(毎年)	7月1日(毎年)	1月1日(毎年)	基準年度前年の1月1日 (3年毎評価替)
公表時期	3月下旬(毎年)	9月下旬(毎年)	H20年より7月上旬 (毎年)	4月1日(毎年) 価格決定は3月31日
宅地の 評価方法	標準地について2人以上の不 動産鑑定士の鑑定評価を求め 国土交通省に設置された土地 鑑定委員会がその結果を審査 し必要な調整を行って正常な価 格を判定し公示	基準地について1人以上の不 動産鑑定士の鑑定評価を求め 都道府県知事がその結果を審 査し、必要な調整を行って一定 の基準日における標準価格を 判定	1. 市街地的形態を有する地域に ある宅地 …路線価方式 2. その他の宅地 …固定資産税評価額倍率方式 公示価格、精通者意見価格、売 買実例価額等を基に、公示価格 ベースの仲値を評定し、これを基 として各路線、各地域のバランス をとって路線価又は倍率を評定 (地価公示価格水準の8割程度)	売買実例価額から求める正常 売買価格を基として適正な時 価を求め、これに基づき評価 額を算定。宅地の場合、市街 地的形態を形成する地域に あつては路線価方式によって、 その他の地域にあつては標準 宅地の評価額に比準する方式 によって評価額を算出(地価公 示価格等の7割を目途)
標準地数等	29,100地点(H20) ・市街化区域…23,288地点 ・市街化調整区域…1,524地点 ・その他の都市計画区域 …4,187地点 ・都市計画区域外の公示区域 …101地点	24,374地点(H19) うち宅地は23,697地点	約41万地点(H19) 鑑定評価地点は10%未満	約44万地点 (H18評価替え) 地価公示・地価調査地以外は 鑑定評価
活用にあつて のメリット	直近の指標として活用できる。	都市計画区域外も対象で、地 価公示に比べて捕捉範囲が広 い。	前面に価格が付設されている場 合は評価が容易	・市町村全域で捕捉できる ・評価が容易 (大量一括評価のシステム化 がなされている) ・民有地等課税地との評価バ ランス
活用にあつて のデメリット	原則、公示区域内にしかなく、 都市部が中心で、地方等は同 一地方公共団体に1地点もな いケースもある。	広範囲とはいえ、地方公共団 体単位で見ると数は多くなく、 地点数は十分ではない。	求められる変動期間が古い。 (地価公示の1年遅れ) 地方など路線価が付設されてい ないエリアが多い。特に販売用土 地等は付設されていないケース が多い	評価替えは3年に1回。 下落修正は毎年行われるが、 価格下落についてのみ考慮。 価格上昇は反映されない。

(2) 開始後の評価替え

原則

売却可能資産は、実現可能価値(売却可能価額)または市場価値により評価することが求められていることから、原則として、毎年評価替えを行うものとされています。

固定資産税評価額を基礎とした場合の例外的処理

固定資産税評価額等を評価の基礎とした場合において、評価替えをしない年で、かつ下落修正を行わない場合については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から控除することができますとされています。

売却可能資産の評価替え(実務的対応)

売却可能資産については、毎年評価替えをすることを原則としていますが、土地等に関する売却可能資産の評価替えの方法については、実務的観点から以下の方法が考えられます。

(ア) 区画形質の変更等、利用状況に変化が認められる場合

当該年度に売却可能資産の区画形質の変更等があり、当該売却可能資産の利用状況に変化が認められる場合においては評価替えを行います。また、行政的条件の変更(市街化調整区域から市街化区域に編入された場合等)で、面的に価格に影響を及ぼす場合には評価替えを行う必要があります。

また、建物等で損壊等があった場合にも評価替えを行います。

(イ) 利用状況に変化が認められない場合

売却可能資産に何ら変化が認められない場合には、基準モデルにおける評価替えの据え置き期間(3年)や固定資産税評価における価格据え置き期間との整合から、評価替えを行ってから3年間は時点修正で対応することが考えられます。

時点修正の方法としては、不動産鑑定評価による評価方法を採用した売却可能資産については、鑑定評価を行った不動産鑑定士から時点修正率が求められる場合には当該時点修正率を、それ以外の場合には、固定資産税評価における下落修正や地方公共団体財政健全化法における時点修正の方法を準用することが望ましいと考えられます。

固定資産税評価における宅地等の下落修正

固定資産税評価における土地等の価格は、原則として3年間据え置くことになっています。

宅地の基準年度の価格は、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日(平成21基準年度においては平成20年1月1日)を価格調査基準日として価格を求めています。

ただし、基準年度は、価格調査基準日から7月1日までの半年間において地価の下落が認められる場合には、都道府県地価調査及び不動産鑑定士等による鑑定評価等(標準宅地の鑑定評価に係る時点修正率)を活用し、評価基準等に定められた簡易な方法により、価格調査基準日の価格に修正を加えることができるとされています(固定資産評価基準第1章第12節)。

さらに、据置き年度においても地価が下落している場合には、同様に基準年度の価格に修正を加えることができます(地方税法附則第17条の2第1項)。

したがって、市町村では、宅地及び宅地比準土地について、地価下落が認められる場合においては、毎年、下落修正を行うことになります。

地方公共団体財政健全化法における時点修正

平成20年3月31日総務省告示(販売用土地の評価に関する基準)第2条第2項では時点修正率について、以下の指標の変動を勘案して、時点修正率を求める規定をしています。

- (1) 販売用土地の近隣の地価公示標準地に係る公示価格の変動
- (2) 販売用土地の近隣の地価調査基準地に係る基準地価格の変動
- (3) 販売用土地の相続税路線価(地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税局長が土地に面する路線毎に評定した1平方メートル当たりの価額)の変動(販売用土地の相続税路線価がない場合にあつては、当該販売用土地の近傍類似の土地の相続税路線価の変動)
- (4) 販売用土地の固定資産税路線価(固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)に基づき主要な街路及びその他の街路に付設する路線価)の変動(販売用土地の固定資産税路線価がない場合にあつては、当該販売用土地の近傍類似の土地の固定資産税路線価の変動)
- (5) 販売用土地の固定資産税評価額の変動
- (6) 地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正を行うための修正率

3 - 3 売却可能資産の選定・評価実例

A市の場合(総務省方式改訂モデルを採用)

(1) 財政課・管財課・資産税課担当者による資産評価検討委員会設置

委員会を設置し以下の事項について検討しました。

- 資産管理状況の把握
- 資産の整備計画の策定
- 売却可能資産の選定基準の作成及び選定作業
- 売却可能資産の評価
- 今後の対応

(2) 資産管理状況の把握及び資産の整備計画の策定

< 資産管理状況の把握 >

資産管理状況については、管理課で公有地については管理しているものの、公有地の存否も含めて確定していない状況にありました。

公有地については、管財課のほか都市整備課、農業委員会及び水道課でも管理していることが明らかになりました。

資産税課の土地台帳では、公有地の登録がなされています。

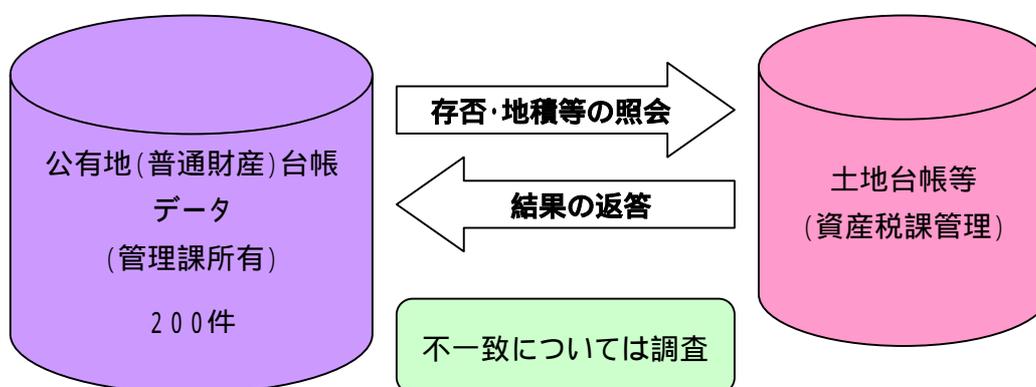
< 資産の整備計画の策定 >

公有地については、公図不整備地区も存するため、確定も含めて3カ年計画で実施することにしました。

(3) 売却可能資産の選定基準の作成及び選定作業

売却可能資産は普通財産の土地に限定し、その中から選定することとしました。

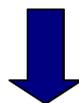
公有地(普通財産)の特定作業を以下のように行いました。



資産税課において

- ・公有地(普通財産)を地番図で特定
- ・評価に必要な要因(間口・奥行等)を固定

資産評価基準に従って計測



計測結果を「公有地計測データ一覧」としてまとめました

売却可能資産の選定基準の作成

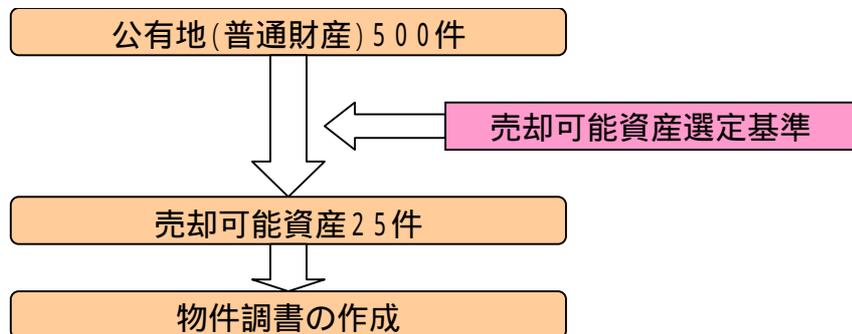
公有地計測データ一覧により分布状況を把握のうえ、以下のとおり売却可能資産の選定基準を作成しました。

- (ア) 立地条件
 - 市街化区域内にある土地
- (イ) 画地条件
 - a. 無道路地でない土地
 - b. 整形地

売却可能資産の選定作業

選定基準に従い選定された売却可能資産は25件でした。

売却可能資産については、今後の具体的施策等を策定する予定から物件調書を作成し、売却可能資産明細表としました。また他の資産とは別に管理をしていく予定です。



The image shows a sample of an asset survey form (物件調書). The form is divided into several sections, including a table of basic information, a site map, and a photograph of the property. The table contains fields for address, area, and other details. The site map shows the location of the property within a larger area, and the photograph provides a visual reference of the building and surrounding environment.

売却可能資産の評価

売却可能資産は、実現可能価値または市場価格により評価することを求められていることから、以下の評価方法を採用することに決定しました。

(ア) 原則

固定資産評価基準に基づく評価(個別評価)

(イ) 例外

A地については、近く売却する予定となっていることから管財課と打ち合わせの上、鑑定評価をとりました。

4.

土地(事業用資産)を評価しよう

4 - 1 評価の概要

(1) 原則

新地方公会計制度における土地(事業用資産)の評価は、公正価値による評価を行うものとしており、実務研究会報告書等により、公正価値を求めるための土地の評価は、土地単独で評価することを原則とし、以下のような要領で評価を行うものとされています。

土地の評価方法

資産区分	開始時簿価	評価替	年度途中取得
事業用資産	固定資産税評価額を基礎とした評価(固定資産税評価額の同一地目・一定地域毎の平均単価、それが困難な場合には固定資産税概要調書の地目別平均単価を取得)	原則3年毎に再評価。固定資産税評価額を基礎とした評価。また、5%以上の時価変動が明らかな場合は、再評価。	取得価額
販売用土地等	帳簿価額と時価評価の価額から販売経費等を控除した価額のいずれか少ない額(低価法)	毎年度地方公共団体財政健全化法の評価にあわせて評価替	開始時簿価と同じ
インフラ資産の底地	取得価額又は再調達価額	再評価は行わない	取得価額

固定資産税評価額を基礎とする評価方法

- 実務報告書では、同一地目、一定地域ごとの「平均単価」を用いた算定が認められていますが、宅地等はより個々の状況を反映した評価方法を採用することが可能であり、資産・債務改革の趣旨からもむしろ望ましい評価といえます。
- 評価方法の採用に当たっては、資産の量・分布状況、重要性、台帳整備状況などを考慮して、より実態を反映させた公正価値による評価方法を選択します。
- なお、平均単価とは、原則、各集計単位に存する土地の固定資産税評価額の平均単価であり、単に路線価等の集計ではないことに留意する必要があります。

(固定資産税評価額を基礎とする評価方法の選択)

評価方法		評価の精度	必要となる 土地情報
個別評価	課税地と同様の評価	高い	多い
平均(評価額)単価による評価	宅 路線単位	↑	↑
	地 状況類似地域(地区)単位		
	等 用途地区単位		
	町丁目単位		
	概要調書(地目毎の市町村内平均(評価額)単価)		
			少ない

資産の重要性などにも鑑み、より個々の実態を反映する評価が可能な場合は、鑑定評価による方法、地価公示・地価調査基準地価格から求める方法及び相続税評価額を基礎とした方法も可能

(2) 開始時における具体的評価方法

土地(事業用資産)については、固定資産税評価額を基礎とした評価を行います。

固定資産税評価額を基礎とした具体的評価方法については、以下の方法が考えられます。

評価方法の適用にあたっては、各地方公共団体における価格事情及び評価対象地の特性(評価対象数、所在状況等)等を考慮し、固定資産税評価の実状等を担当部署との打ち合わせにおいて十分把握したうえで、選択しなければなりません。

個別評価

固定資産評価基準及び各市町村において定められた固定資産評価要領(実務マニュアル等)に基づき課税地と同様に各土地について地目別に個別評価を行う方法です。

課税地と同様の評価を行うことでより精度の高い評価が可能となりますが、例えば、宅地においては、路線番号及び路線価(正面、側方、二方)、地目、地積、土地の補正に係る事項(間口・奥行・形状等)等、課税地と同様の土地情報が必要となります。

平均単価による評価

(ア) 固定資産税概要調書における地目単位

固定資産税概要調書による市町村毎の地目別平均単価を採用する方法です。

評価作業の負担は最も少ないと言えますが、評価対象地の所在状況等によっては、実態を反映しないものとなる可能性があるため、各地方公共団体における価格事情及び評価対象地の特性(評価対象数、所在状況等)を十分考慮した適用が望まれます。

評価に当たり、必要となる事項は、土地毎の地目、地積及び概要調書における地目別平均単価です。

(イ) 町丁目単位

町丁目(大字・小字)単位の平均固定資産税評価額を平均単価として算定する方法です。町丁目によって土地利用の状況が区分されるような価格事情にある場合に有効な評価方法です。

評価に当たり必要となる事項は、土地毎の地目、地積、当該土地の存する町丁目及び町丁目別に求めた地目別固定資産税評価額の平均単価です。

ただし、価格事情によっては実態と乖離した評価額になる可能性があるため、特に宅地については、以下の平均単価を活用することが望ましいとされます。

(ウ) 宅地及び宅地比準土地の場合の平均単価

a. 用途地区区分単位

固定資産評価基準における用途地区毎の固定資産税評価額の平均単価を採用する方法で、一市町村内における用途地区(普通商業地区、併用住宅地区、普通住宅地区、中小工場地区等)毎の水準が反映された評価となります。用途地区内の地域差や街路の状況(幅員等)、間口・奥行等の要因については、用途地区別の単純平均的な状況としての評価となります。評価に必要な事項は、土地毎の地目、地積、当該土地の属する用途地区、用途地区別に求めた宅地の固定資産税評価額の平均単価です。

b. 状況類似地域(地区)単位

固定資産評価基準における地域単位である状況類似地域(地区)毎の固定資産税評価額の平均単価を採用する方法です。街路の状況(幅員等)や間口・奥行等の要因については、地域別の単純平均的な状況としての評価となります。評価に必要な事項は、土地毎の地目、地積、当該土地の属する状況類似地域(地区)番号、当該地域における宅地の固定資産税評価額の平均単価です。

c. 路線単位

固定資産評価基準における宅地評価法の1つである市街地宅地評価法を適用している地域において有効な評価方法で、付設された各路線毎に、沿接する宅地の固定資産税評価額の平均価格を採用して評価する方法です。

平均単価による評価でもっとも精度が高いものとなりますが、各土地の正面路線を確定する必要があります。評価に必要な事項は、土地毎の地目、地積のほか、当該土地の接面する路線の番号及び当該路線の固定資産税評価額の平均単価です。

より実態を反映した評価方法の採用

実務研究会報告書では、固定資産税評価額を基礎とする評価方法をとることとされていますが、より実態を反映した評価方法の適用も可能です。

したがって、不動産鑑定評価による方法、地価公示・地価調査基準地価格から求める方法及び相続税評価額を基礎とした方法等を採用することで、固定資産税評価を基礎とする方法に比べ、より適切な評価が求められると認められる場合には、これらを採用することとなります。

(3) 評価方法選択の考え方

評価に当たっては、各地方公共団体において、前記の評価方法等の中から、評価方法を選択する必要があります。

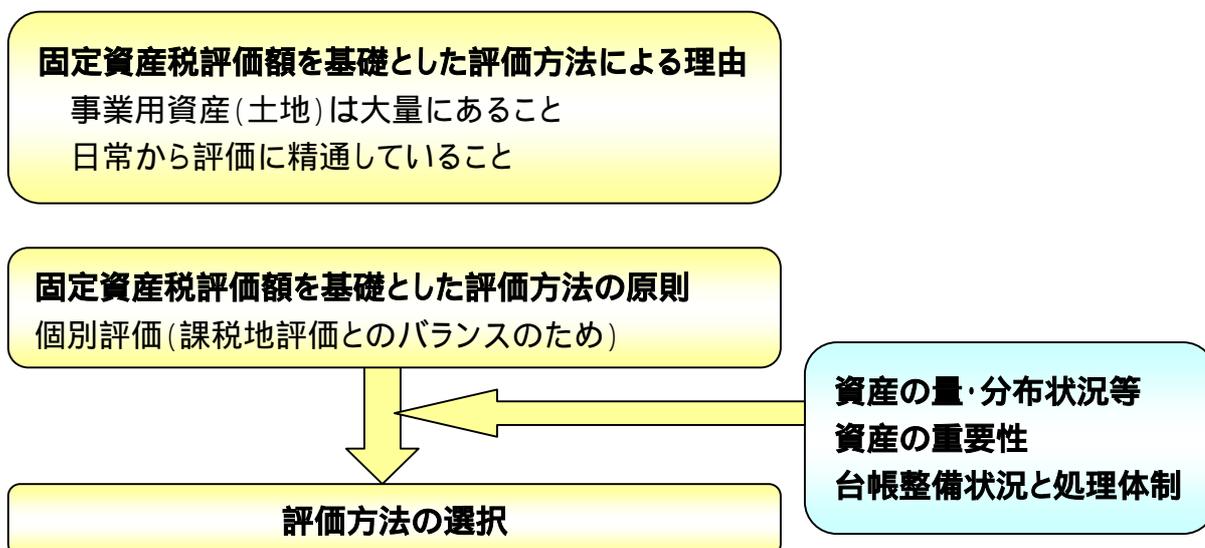
以下では、評価方法選択時の考え方を説明していきます。

基本的考え方

資産・債務改革への対応を踏まえると精度の高い評価が望まれますが、時間的制約等があることから、評価精度を維持しつつ、簡便な評価方法を採用することも現実的な対応です。

評価方法の選択にあたっては、a. 資産の量・分布状況等、b. 資産の重要性、c. 現在の台帳整備状況と処理体制のバランスを考慮して行うことになります。

なお、評価方法は必ずしも地方公共団体の中で一つに限定すべきものではなく、評価精度の向上を図るため、資産の種類により異なる評価方法を選択することは認められます。



(ア) 資産の量・分布状況等

まずは、評価すべき土地の量を把握し、全体の作業ボリュームを図ることが必要です。また、所有地の分布状況によっては、各種平均単価により求められた結果と適切な公正価値とが大きく乖離する場合がありますので、分布状況を把握することが重要です。特に、中心部と周辺部において、固定資産税評価額の水準差が大きい地域や、所有地が偏在している場合には要注意です。例えば、所有地の大部分が郊外に位置する場合、固定資産税概要調査による市町村平均単価を採用してしまうと、過大な評価となるおそれがあります。

(イ) 資産の重要性

地方公共団体にとって重要性の高い資産ほど、地方公共団体運営に与える影響が大きくなりますので、評価精度の向上が望まれます。

重要性の判断基準としては、以下のものが考えられます。

- a. 評価額
- b. 地積
- c. 庁舎等、重要性が高い施設の敷地

(ウ) 現在の台帳整備状況と処理体制

公有地の課税台帳への登録状況は地方公共団体により異なることから、まずは、固定資産課税台帳を含む財産台帳の整備状況についてすでに整備されているか、また、整備されていない場合、整備に当たってどのような作業が生じ、その作業にどれだけの人員・費用を設定できるのかを検討し、現実的な処理計画を策定する必要があります。

また、昨今の固定資産税評価における地番図整備の進捗により、データ取得が容易になる場合も考えられますので、整備状況の確認及び処理計画の策定に当たっては、各資産を管理している部門だけでなく、資産税部門と協議のうえ、検討することが重要です。

固定資産台帳（公会計管理台帳）の項目と固定資産税評価の活用例

固定資産台帳（公会計管理台帳）に整備する項目と採用可能な固定資産税評価は以下の関係となります。

以下では、地方公共団体の各部署が管理するデータと固定資産税評価を活用するために必要なデータを示しています。

例えば、各部署で管理するデータを示した表中の「教育委員会」では、「地目」、「地積」、「町丁目」を管理しています。このデータのみを用いて適用が可能な固定資産税評価の活用方法は、「概要調書による評価」と「町丁目単位による平均単価」ということとなります。

各部署で管理するデータと固定資産税評価額を基礎とする評価方法の適用にあたって必要なデータ

➤ 各部署で管理するデータ

管理部署	土地区分	地目	地積	町丁目	状況類似地域番号	路線番号	間口	奥行	形状	その他個別的要因	その他評価
管財課	払い下げ中の土地				×	×					鑑定評価実施
都市計画課	区画整理事業の残地				×	×			×		内部評価実施
教育委員会	学校敷地				×	×	×	×	×	×	×

: 電子データで保有

: 紙で保有

× : なし

➤ 固定資産税評価額を基礎とする評価方法の適用にあたって必要なデータ

評価方法		適用に当たって必要なデータ
個別評価()		地目、地積、路線番号(状況類似地域番号)、間口、奥行、形状、その他
平均単価による評価	路線単位	地目、地積、路線番号
	状況類似地域(地区)単位	地目、地積、状況類似地域番号
	町丁目単位	地目、地積、町丁目
	概要調書	地目、地積

個別評価

ここでいう個別評価とは、地方税法第388条第1項に規定する「固定資産評価基準」に示す評価方法を適用して評価額を求めることで、課税地と同様の評価を行うことです。

(4) 開始後の評価替え

原則

原則として3年毎の評価替えを行います。固定資産税評価も3年毎の評価替えを行いますので、これに対応して評価替えを行うこととなります。

5%以上の時価変動が明らかな場合

5%以上の時価変動が明らかな場合は、3年以内でも評価替えを行います。実務上、固定資産税評価(宅地及び宅地比準土地)においては、各年度地価下落が求められる場合には、下落修正を行っていますので、下落修正作業において5%以上の変動があるかどうかをチェックし、変動している場合には、当該年度の固定資産税評価にて再評価を行うこととなります。

固定資産税評価における下落修正とは

固定資産税評価における土地等の価格は、原則として3年間据え置くことになっています。宅地の基準年度の価格は、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日(平成21基準年度においては平成20年1月1日)を価格調査基準日として価格を求めています。

ただし、基準年度は、価格調査基準日から7月1日までの半年間において地価の下落が認められる場合には、都道府県地価調査や不動産鑑定士の意見(標準宅地の鑑定評価に係る時点修正率)等を参考に評価基準に定められた簡易な方法により、価格調査基準日の価格に修正を加えることができるとされています(固定資産評価基準第1章第12節)。

さらに、据置き年度においても地価が下落している場合には、同様に基準年度の価格に修正を加えることができます(地方税法附則第17条の2第1項)。

(5) 固定資産税評価額を基礎とする場合の留意点

地目の変換

事業用資産の土地評価における実務において、公有財産台帳(土地)と固定資産税概要調書との地目が一致しない場合、公有財産台帳上の地目を固定資産税概要調書に合わせる必要があります。この際の変換に関しては、実務研究会報告書別表B6の地目変換表が例示されていますが、これはあくまでも例示であり、地目の変換にあたっては、地方公共団体の土地の状況(例えば、土地開発公社の保有する造成前の山林を山林として評価しているかどうか、雑種地の中にも宅地から比準する雑種地や農地から比準する雑種地等があり、価格差に大きな開きがあるが、どちらを適用することが妥当か等)と市町村の固定資産税評価の実態を十分理解したうえで、各地方公共団体において、評価の実態を反映した変換表にする必要があります。

< 実務報告書別表B6 地目変換表(例) >

土地台帳地目	
地目 コード	地目 名称
01	田
02	畑
03	宅地
04	塩田
05	池沼
06	山林
07	原野
08	ゴルフ場等
09	公園
10	鉄軌道用地
11	雑種地
12	公衆用道路
14	溜池
15	その他
16	保安林
19	河川敷
20	海没地
21	学校用地
22	墓地
23	境内地
24	堤
25	用悪水路
26	井溝
27	水道用地
28	砂置場
29	貯水池
30	緑地



固定資産税地目への変換	
評価地目 コード	評価 地目名称
1	宅地
1	宅地
1	宅地
該当なし	塩田
2	池沼
3	山林
4	原野
5	雑種地
6	市平均
2	池沼
5	雑種地
3	山林
5	雑種地
5	雑種地
6	市平均
6	市平均
6	市平均
5	雑種地
5	雑種地
2	池沼
5	雑種地

実務報告書では、固定資産税地目への変換例が示されていますが、地目の変換に当たっては、これを機械的に適用するのではなく、各地方公共団体における土地の状況を十分に把握したうえで、変換を行う等の対応が求められます。

宅地評価において固定資産税評価額を0.7で割り戻すための条件

固定資産税評価額を0.7で割り戻すことができる場合の条件は以下のとおりです。

- a. 固定資産税評価の評価時点から事業用資産の評価時点までの地価変動率が的確に把握されていること。

固定資産税における宅地評価は、評価を行う時点(価格調査基準日)と、課税する際の基準日(賦課期日)との間にタイムラグがあり、この間の地価下落に対する安全弁が3割部分の要素の1つとされています。公会計においても、各年度の年度末時点の価格を算定することとなりますが、固定資産税評価の評価時点とのタイムラグが生じることとなります。したがって、0.7で割り戻すにはこの間の地価下落に対する地価変動率が的確に求められ、評価に反映されていることが必要です。

- b. 固定資産評価基準に基づき評価額が求められていること。

前記のとおり、宅地評価に関しては、固定資産評価基準において、評価手順が定められています。したがって、これらの評価手順を経て求められた価格の場合に、はじめ7割で割り戻すことに合理性が認められることとなります。

したがって、各宅地について課税地と同様の評価がなされていることが割り戻しの条件であるといえます。

< 宅地について0.7で割り戻すことができる条件 >

1. 固定資産税評価の評価時点から事業用資産の評価時点までの地価変動率が的確に把握され、かつ評価に反映されていること。
2. 固定資産評価基準に基づき評価額が求められていること。

(6) 法定外公共物の取扱いについて

開始時において、表示登記が行われていない法定外公共物については、資産として登録しないことになっています。

法定外公共物とは

広く一般の用に供している道路、河川、ため池等の公共物のうち、道路法、河川法等の特別法が適用(準用)され、これにより管理等がされるものを「法定公共物」といいますが、このような道路法、河川法等の特別法が適用(準用)されない公共物を「法定外公共物」といいます。具体的には、里道(赤線)や水路(青線)があります。これらは、明治時代以前に、自然発生的に形成または地域住民等により作られ公共の用に供されていたものであり、明治時代に、地租を課さない国有地として分類されました。これらは、登記所に備え付けられている公図等の地図上は機能の有無に関わらず赤色、青色の着色等の表示がされているのみで、地番が付されず土地登記簿はありません。

法定外公共物の市町村への譲与

地方分権推進計画に基づく、いわゆる地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、国有財産特別措置法の一部が改正されました。これにより、法定外公共物のうち、現に機能を有している里道や水路等について、国から市町村に譲与されることになりました。

市町村への譲与は、各市町村からの申請に基づいて進められ、平成17年3月31日までに完了し、市町村に譲与されなかった法定外公共物は、平成17年4月1日付けをもって一括して用途廃止され、財務省へ引き継がれました。

市町村で管理している法定外公共物の取扱い

このように、平成17年4月以降、市町村で管理している法定外公共物には、機能を有しているもの(里道・水路として機能しているもの)と国から譲与を受けた後、機能を喪失しているもの(里道・水路としての機能を失い、公共的な用途に供されていないもの)が存しています。なお、市町村へ譲与されなかった法定外公共物は国において直接管理を行っています。その多くは、公図上はありますが、無地番で表示登記がなく、一部、現況利用調査をしている地方公共団体もあるものの、測量及び分筆等を伴う有地番化までは至っていません。財務省より引き継いだ無地番の状態のまま普通財産及び行政財産のいずれの台帳にも管理されていないケースが多いようです。このような法定外公共物について、実務研究会報告書では、開始時において、表示登記が行われていない法定外公共物については、資産として登録しないものとして取り扱うこととされています。

(7) 総務省方式改訂モデルにおける事業用資産の段階的

台帳整備及び評価

総務省方式改訂モデルにおいて、売却可能資産の評価後に再調達価額により事業用資産を段階的に評価する場合は、基準モデルと同様の考え方により、評価を行います。

ただし、決算統計の積み上げ計算から固定資産台帳(公会計管理台帳)に基づく有形固定資産の価額に移行するには、

固定資産台帳(公会計管理台帳)を完全に整備した段階で一括して移行する方法

土地の台帳を整備した段階で移行する方法

個々の資産毎に移行する方法

が考えられます。

事業用資産の台帳整備が2カ年度以上に渡る場合は、途中年度で評価額を振替えることが困難になることが予想されますので、このような場合には、途中年度での振替は行わず、台帳整備が完了してから価額の振替を行います。

(8) 資産・債務改革に向けて

新地方公会計制度は、資産・債務改革のためのツールであり、資産・債務改革に資するべく活用していくことが求められます。また、具体的に平成21年度に未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定する必要があります。

したがって、土地評価の段階においても、単に貸借対照表を作成するためだけの台帳整備・評価ではなく、可能な限り、資産・債務改革につながるような整備・評価が望まれます。

例えば、台帳整備を行う段階で、その土地が売却できそうな資産なのかどうか(市場性の有無)、今後その資産を用途廃止や用途変更する可能性がないかどうか等、各管理部署において、検討を行い、台帳において付加情報として整備することも有用と考えられます。

4 - 2 評価の実例

新地方公会計制度における土地の評価は、固定資産税評価を活用する場面が多いと考えられます。ここでは、評価の実例として固定資産税評価額を基礎とする評価方法の適用例を中心に説明します。

(1) 固定資産税評価額を基礎とする評価方法とその具体的な内容

下表の場合における固定資産税評価額を基礎とする評価方法とその具体的な内容を示します。

評価方法		固定資産評価の具体的な適用内容	
	個別評価	地方税法第388条第1項に規定する固定資産評価基準を適用して評価額を求める方法です。 課税地と同じ評価方法です。	
平均(評価額)単価 による評価	宅地等	路線等単位	路線毎に {各筆評価額の合計 / 各筆地積の合計} を行います。
		状況類似地域(地区)単位	状況類似地域毎に {各筆評価額の合計 / 各筆地積の合計} を行います。
		用途地区単位	用途地区毎に {各筆評価額の合計 / 各筆地積の合計} を行います。
	町丁目単位	町丁目単位で地目毎の平均単価を集計し採用する単価を求めます。	
	概要調書(地目毎の市町村内平均評価額単価)	概要調書の地目毎の市町村内平均単価を採用します。	

(2) 各評価方法の適用例 1 個別評価

～ 課税地同様の評価 ～

作業のながれ

おおまかには、評価に必要な資料整備と評価方法の適用となります。

資料の整備については、地方公共団体各課で管理する所在・地積等のデータとともに固定資産税評価に用いるデータの収集・作成が必要となります。



資料の収集

課税地と同様の評価を行うため、基本的には課税地の評価のため課税庁で収集している資料と同様の資料が必要となります。従って、土地の場所を確定するための所在・地番のほか、評価に必要な正面路線(*)番号、路線価、地目、地積、土地の補正に係る事項(間口・奥行・形状等)等、課税地と同様の土地情報が必要となります。

資料の収集例

所在	地番	地目	数量(m ²)	間口(m)	奥行(m)	形状
市 町 丁目	256-1	宅地	1,700.00	41.7	56.6	整形地
正面路線番号	用途	路線価(千円)				
100001	普通住宅地区	46.4				



評価対象地について、正面路線、間口・奥行のデータを取得した例です。

* 正面路線とは、その土地が沿接する街路に付設された課税用の路線のうち、最も路線価が高い路線を指します。

評 価

「資料の収集」で収集し整理した資料に基づき評価します。

正面路線価	補正率	数量	評価額
46.4 千円	× 0.80	× 1,700.00 m ²	63,104,000 円

補正率の内訳

「固定資産評価基準別表第三」を適用

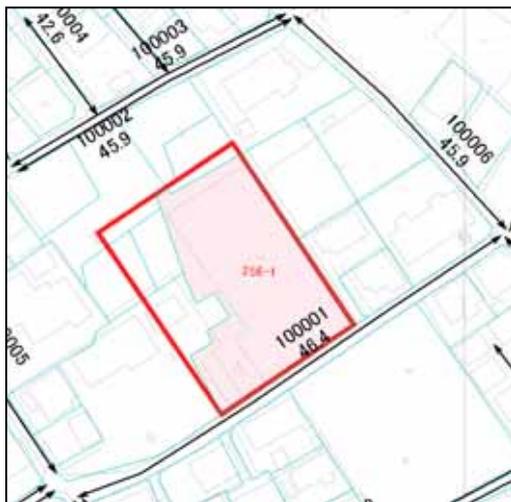
- 奥行 56.6m 奥行価格補正 0.87
- 間口 41.7m 間口狭小補正 1.00
- 不整形補正(注1) 0.92
- 奥行長大 1.00
- 奥行 56.6m / 間口 41.7m 1.35 別表第三を適用し補正 1.00

以上により、下記のとおり補正率 0.80 を得た

$$\text{補正率} = \text{奥行} \times \text{不整形} = 0.87 \times 0.92 = 0.80$$

(注)不整形地補正率について

不整形地補正率は、評価対象地を囲む、正面路線に面する矩形又は正方形の土地(想定整形地)の地積と評価対象地の地積から、以下の式により「蔭地割合」を算出し、固定資産評価基準別表第三の表を適用して求めた。



$$\text{蔭地割合} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{評価対象画地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

評価対象地に適用すると以下となる

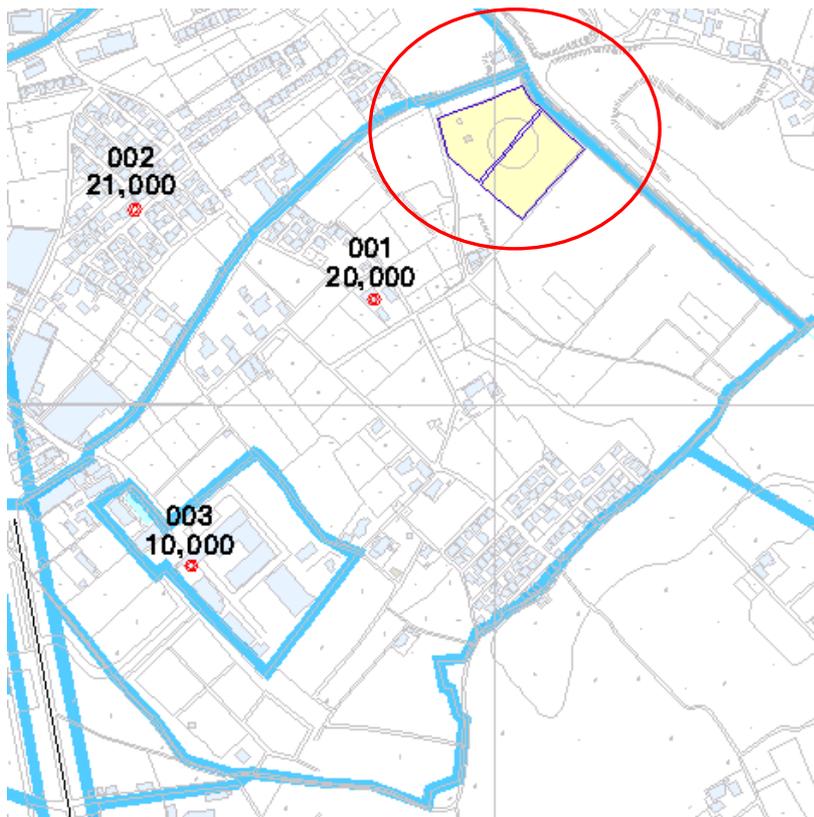
$$\text{蔭地割合} = \frac{2,337 \text{ m}^2 - 1,700.00 \text{ m}^2}{2,337 \text{ m}^2}$$

0.272

(3) 各評価方法の適用例2 平均単価による評価

～ 固定資産税概要調書における地目単位 ～

下図の赤丸内の黄色に着色した土地が評価対象地です。



評価にあたって必要な資料

a. 物件概要 … 資産の場所の特定

所 在	地番	地目	数量
市 町	5447-1	宅地	3,000.00

地目の平均単価を採用するため必須

b. 概要調書

使用するの、「第2表総括表(つづき)」のみです。

評 価

評価対象地の評価額は、下記「第2表総括表(つづき)」の拡大部分

「宅地の平均価格」×数量

となります。

$$\text{平均単価} \quad \text{数量} \quad \text{評価額}$$

$$33,043 \text{ 円} / \text{m}^2 \times 3,000 \text{ m}^2 = 99,129,000 \text{ 円}$$

地区目	行番号	筆 数				単 位 当 た り 価 格		
		非課税地筆数 12 (筆)(丸)	評価総筆数 27 (筆)(ワ)	法定免税点未満のもの(ヲ)-(カ) 42 (筆)(ワ)	法定免税点以上のもの 37 (筆)(ワ)	平均価格 [円] [円/㎡](ワ)	最高価格 72 (円/㎡)(ワ) 80	
田	一般田	0 1 3		13,000	1,200	11,800	89	158
	介在田・市街化区域田	0 2 3		500	0	500	13,043	22,000
畑	一般畑	0 3 3		30,000	3,000	27,000	72	100
	介在畑・市街化区域畑	0 4 3		4,000	100	3,900	20,000	70,000
宅地	小規模住宅用地	0 5 3		60,000	1,000	59,000	36,667	115,000
	一般住宅用地	0 6 3		30,000	1,000	29,000	26,667	115,000
	住宅用地以外の宅地	0 7 3		20,000	0	20,000	33,750	120,000
	計	0 8 3	1,000	110,000	2,000	109,000	33,043	120,000
塩田	0 9 3	0						
鉱泉地	1 0 3	0	0	0	0	0	0	0
池沼	1 1 3	100	150	10	140	36	680	
山林	一般山林	1 2 3	700	7,000	500	6,500	50	70
	介在山林	1 3 3	50	900	0	900	18,333	48,000
牧場	1 4 3	0	0	0	0	0	0	
原野	1 5 3	0	0	50	350	54	65	
雑種地	ゴルフ場の用地	1 6 3	0	0	100	2,900	3,000	4,000
	遊園地等の用地	1 7 3			100	0	10,000	40,000
その他	鉄道用地	1 8 3	5	500	0	500	13,333	15,000
	その他種地	1 9 3	7,000	15,000	1,000	14,000	14,286	100,000
	計	2 0 3	7,205	18,600	1,200	17,400	9,677	100,000
その他	2 1 3	55,152						
合計	2 2 3	64,307	184,550	8,060	178,490	11,574		

この欄を用いる

留意点

概要調書の平均単価は、行政区域内のすべての土地を地目毎に単純集計しますので、評価対象地の所在状況等によっては、実態を反映せず価格水準と大きく乖離する場合があります。

特に宅地の評価においては、市街地宅地評価法適用地区とその他の宅地評価法適用地区をまとめて集計することとなりますのでその傾向が強くなることに留意する必要があります。

(4) 各評価方法の適用例3 平均単価による評価

～ 町丁目単位 ～

「(3)各評価方法の適用例2 平均単価による評価 ～固定資産税概要調書における地目単位～」のサンプルを用いて、町丁目(字)単位で平均単価による評価を行ってみます。

評価にあたって必要な資料

物件概要 … 資産の場所の特定

所 在	地番	地目	数量
市 町	5447-1	宅地	3,000.00

必須となります

集計用の固定資産税評価用データ例 …… 平均単価の査定に必要なデータ
一筆単位で、町丁目コード、課税地積、固定資産税評価額、地目が必要です。

	A	B	C	D
1	町丁目コード	課税地積	固定資産税評価額	現況地目
2	901032	26.31	470,685	宅地
3	901032	122.57	2,192,777	宅地
4	901032	210.87		宅地

必須となります

評価(地目別集計表の活用)

まず町丁目コード「901032」に所在する筆で地目「宅地」について、課税地積の合計と固定資産税評価額の合計を求めると、以下のような集計表となります。

町丁目コード	課税地積の合計	固定資産税評価額の合計	現況地目	平均単価
901032	13,196.45	237,091,843	宅地	17,966
901032	20,222.02	600,672,921	宅地	17,966

この集計表について、固定資産税評価額の合計を課税地積の合計で除して町丁目単位の平均単価を求めます。

$$\begin{array}{rcl} \text{固定資産税評価額の合計} & \text{課税地積の合計} & \text{町丁目単位の宅地の平均単価} \\ 237,091,843 \text{ 円} & \div 13,196.45 \text{ m}^2 & = 17,966 \text{ 円 / m}^2 \end{array}$$

評価対象地の評価額は、平均単価 × 数量となります。

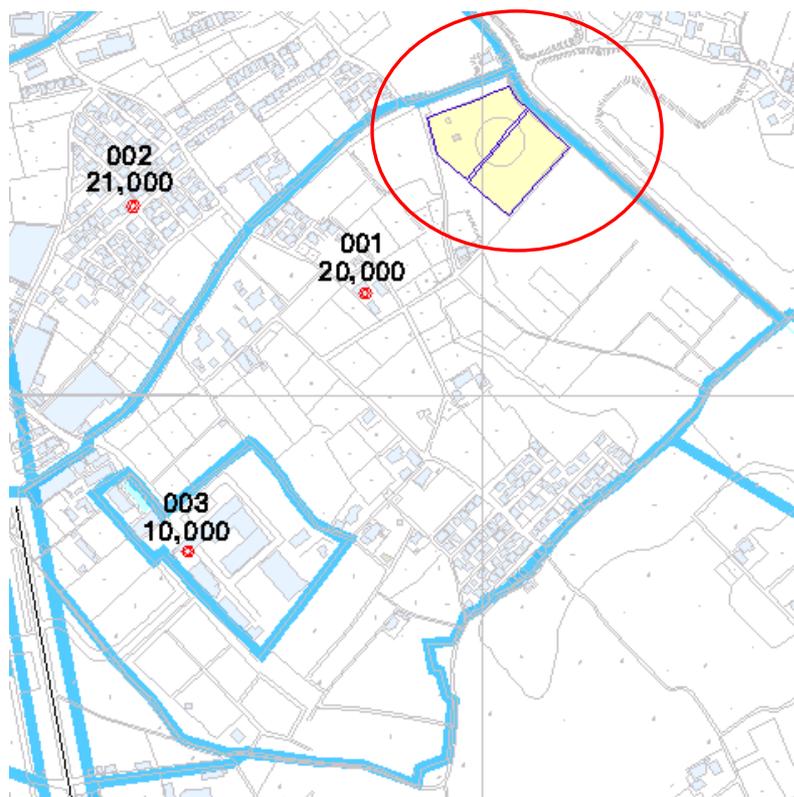
$$\begin{array}{rcl} \text{平均単価} & \text{数 量} & \text{評価額} \\ 17,966 \text{ 円 / m}^2 & \times 3,000 \text{ m}^2 & = 53,898,000 \text{ 円} \end{array}$$

なお、固定資産税評価額の取扱いには、十分な注意が必要です。

(5) 各評価方法の適用例4 平均単価による評価

～ 宅地及び宅地比準土地の場合の平均単価 ～

「(3)各評価方法の適用例2 平均単価による評価 ～固定資産税概要調書における地目単位～」のサンプルを用いて、宅地及び宅地比準土地の場合の平均単価による評価を行います。



この方法は、固定資産税評価を行うために整備されているデータを集計することで各種の平均単価を求めることとなります。

価格を求める必要がある資産の地方公共団体内での分布状況、資料の整備状況により、適用可能な評価方法を適用することとなります。

作業のながれ



用途地区単位

評価にあたって必要な資料

物件概要 …… 資産の場所の特定

所 在	地番	地目	数量	用途地区
市 町	5447-1	宅地	3,000.00	村落地区

所在地から用途地区
を判定します

固定資産税評価の用途調査に必要なため必須です

集計用の固定資産税評価用データ例 …… 平均単価の査定に必要なデータ
一筆単位で、用途地区、課税地積、固定資産税評価額、地目が必要です。

	A	B	C	D
1	用途地区	課税地積	固定資産税評価額	現況地目
2	村落地区	127.44	2,106,838	宅地
3	村落地区	138.00	892,170	雑種地
4	村落地区	124.96		宅地
5	村落地区	111.08		宅地

必須となります

評 価(地目別集計表の活用)

まず地目が同一で、かつ用途地区が同一の筆について、課税地積の合計と固定資産税評価額の合計を求めると、以下のような集計表となります。

用途地区	課税地積の合計	固定資産税評価額の合計	現況地目	平均単価
普通商業地区	111,691.04	8,017,159,972	宅地	71,779
併用住宅地区	1,580,939.93	83,749,245,130	宅地	52,974
普通住宅地区	10,638,660.11	430,145,284,620	宅地	40,432
中小工場地区	1,419,223.12	51,489,688,805	宅地	36,280
大工場地区	823,284.63	25,275,124,247	宅地	30,700
村落地区	6,671,522.58	108,736,493,179	宅地	16,298

この集計表について、固定資産税評価額の合計を課税地積の合計で除して用途地区単位の宅地の平均単価を求めます。対象となる土地は村落地区ですので、以下の式となります。

固定資産税評価額の合計 課税地積の合計 村落地区の宅地の平均単価

$$108,736,493,179 \text{ 円} \div 6,671,522.58 \text{ m}^2 = 16,298 \text{ 円 / m}^2$$

評価対象地の評価額は、平均単価 × 数量となります。

平均単価 数 量 評価額

$$16,298 \text{ 円 / m}^2 \times 3,000 \text{ m}^2 = 48,894,000 \text{ 円}$$

なお、固定資産税評価額の取扱いには、十分な注意が必要です。

状況類似地域(地区)単位

評価にあたって必要な資料

物件概要 …… 資産の場所の特定

必須となります

所在	地番	地目	数量	状況類似地区番
市 町	5447-1	宅地	3,000.00	001

集計用の固定資産税評価用データ例 …… 平均単価の査定に必要なデータ

一筆単位で、状況類似地域(地区)番号、課税地積、固定資産税評価額、地目が必要です。

	A	B	C	D
1	状況類似地域(地区)	課税地積	固定資産税評価額	現況地目
2	001	127.44	2,106,838	宅地
3	001	138.00	892,170	雑種地
4	001	124.96		
5	001	111.00		

必須となります

評 価(地目別集計表の活用)

まず地目が同一で、かつ状況類似地域(地区)が同一の筆について、課税地積の合計と固定資産税評価額の合計を求めると、以下のような集計表となります。

状況類似地域(地区)	課税地積の合計	固定資産税評価額の合計	現況地目	平均単価
001	26,939.10	503,566,628	宅地	18,692.00
002	44,871.21	894,772,393	宅地	19,940.00
003	22,714.75	268,511,055	宅地	11,820.00

この集計表について、固定資産税評価額の合計を課税地積の合計で除して状況類似地域(地区)町丁目単位の宅地の平均単価を求めます。対象となる土地は状況類似地区「001」に所在していますので、以下の式となります。

固定資産税評価額の合計 ÷ 課税地積の合計 = 状況類似地区「001」の宅地の平均単価
 $503,566,628 \text{ 円} \div 26,939.10 \text{ m}^2 = 18,692 \text{ 円 / m}^2$

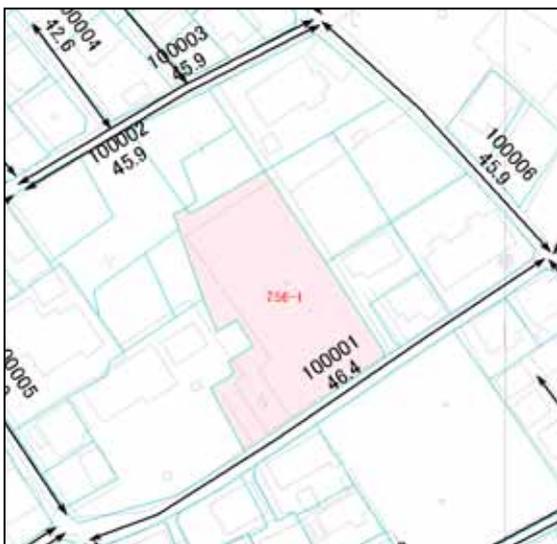
評価対象地の評価額は、平均単価 × 数量となります。

平均単価 数量 評価額
 $18,692 \text{ 円 / m}^2 \times 3,000 \text{ m}^2 = 56,076,000 \text{ 円}$

なお、固定資産税評価額の取扱いには、十分な注意が必要です。

路線単位

下図の着色した土地が評価対象地です。



評価にあたって必要な資料

物件概要 … 評価に当たって必要なデータ

必須となります

所在	地番	地目	数量	正面路線番号
市 町 丁目	256-1	宅地	1,700.00	100001

* 路線の特定ができれば、路線価も必要ありません

集計用の固定資産税評価用データ例 …… 平均単価の査定に必要なデータ
一筆単位で、路線番号、課税地積、固定資産税評価額、地目が必要です。

	A	B	C	D
1	路線番号	課税地積	固定資産税評価額	現況地目
2	100001	219.11	7,427,829	宅地
3	100001	165.28	5,793,229	宅地
4	100001	26.22		
5	100001	16.71		

必須となります

評 価(地目別集計表の活用)

まず地目が同一で、かつ路線番号が同一の筆について、課税地積の合計と固定資産税評価額の合計を求めると、以下のような集計表となります。

路線番号	課税地積の合計	固定資産税評価額の合計	現況地目	平均単価
100001	3,863.32	171,476,182	宅地	44,385
100001	3,587.00	126,690,221	雑種地	35,319

前ページの集計表について、固定資産税評価額の合計を課税地積の合計で除して路線単位の宅地の平均単価を求めます。対象となる土地は路線番号「100001」に沿接する宅地となりますので、以下の式となります。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{路線番号「100001」に} \\ \text{固定資産税評価額の合計} & \text{課税地積の合計} & & & \text{沿接する宅地の平均単価} \\ 171,476,182 \text{ 円} & \div & 3,863.32 \text{ m}^2 & = & 44,385 \text{ 円 / m}^2 \end{array}$$

評価対象地の評価額は、平均単価 × 数量となります。

平均単価	数量	評価額
44,385 円 / m ²	× 1,700.00 m ²	75,454,500 円

なお、固定資産税評価額の取扱いには、十分な注意が必要です。

5.

建物・工作物を評価しよう

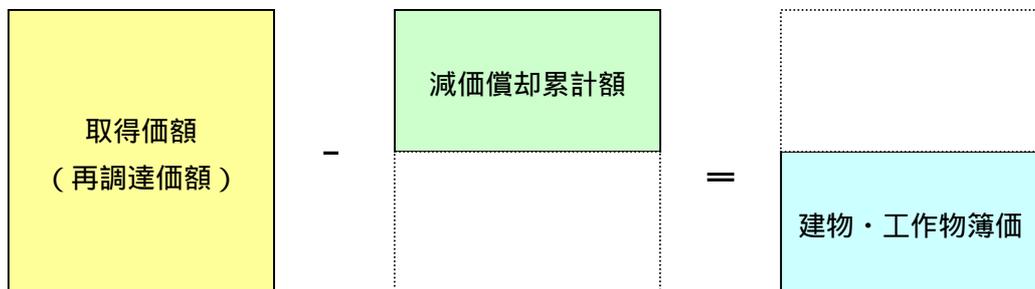
5 - 1 評価の概要

(1) 原則

新地方公会計制度における建物・工作物(以下、建物等という。)の評価は、取得価額(開始時は再調達価額)から減価償却累計額を控除することにより行います。

また、毎年減価償却を行いますが、一度評価・計上した後は、原則として別途の再評価はしません。ただし、著しい破損や陳腐化があった場合は、再評価を行います。

建物等の評価方法

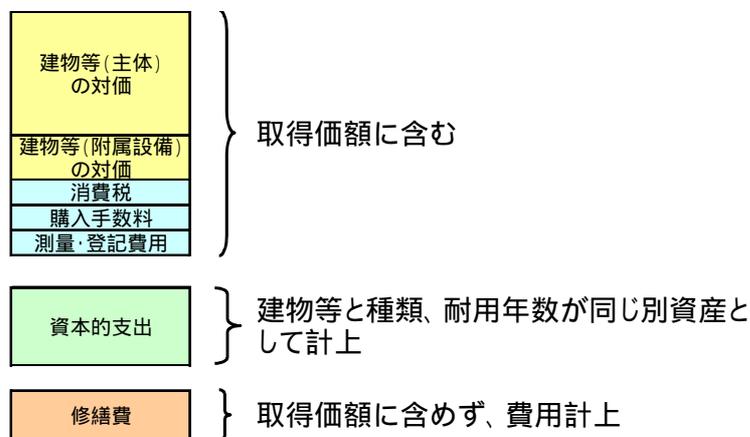


取得価額(開始時は再調達価額)

当該建物等を取得して事業の用に供するために投下された資金の総額です。建物等を購入した場合の取得価額には、建物等自体(附属設備も含む)の対価のほか、消費税、購入手数料、測量・登記費用等、当該建物等の取得のために要した付随費用も原則として含みます。

なお、建物等の使用可能期間を延長させたり、価値を高めるようないわゆる「資本的支出」については、平成19年度税制改正における平成19年4月1日以降取得資産の規定に従い、既存の建物等と種類及び耐用年数を同じくする資産を、新たに取得したものとして取扱います。なお、平成19年4月1日以前に取得した資産についても同様の扱いとします。また、建物等の価値を増加させない修繕・補修・改修・改築・改造等は、取得価額に含めず、費用として計上します。

建物等の取得価額の範囲



附属設備の範囲

建物附属設備については、下表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一」に基づき、取得価額に含めて計上します。一般的に、建物等建設時の見積書等に内訳金額の記載がされています。

なお、建物附属設備は建物本体とは耐用年数が異なりますので、原則として本体と附属設備は区分して管理する必要があります。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一（抜粋）

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水設備		15
衛生設備		
ガス設備		
冷暖房通風ボイラー	冷暖房設備(冷房機の出力22KW以下)	13
	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消化、排煙、災害報知設備及び格納式避難設備		8
特殊ドア設備	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	12
ア・ケード、日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製	18
	その他のもの	10

資本的支出と修繕費等の区分

資本的支出と修繕費等の区分については、法人税基本通達第7章第8節に定めがあり、これをまとめると以下のようになり、これに基づき区分を行います。区分が不明な場合は、同通達に(1)金額が60万円未満の場合、又は(2)固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができる定めがありますので、これにしたがうことになります。

なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」という金額条件を別途設定することも可能であり、その際はその旨を注記します。

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

		定義
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。
修繕費	定義	通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えい又は解体移築をした場合(移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。)におけるその移えい又は移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。 (2) 機械装置の移設に要した費用(解体費を含む。)の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。 イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。 (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

土地・建物等を一括購入した場合の取得価額

土地・建物等を一括で購入した場合、購入金額のうち、建物等に係る部分を区分する必要があります。契約書等により、土地・建物等の内訳が判明する場合には、契約書等による建物等の内訳金額を取得価額として採用します。

消費税は、土地は非課税ですが、建物等は課税されますので、一般的に、契約書等から土地・建物等の内訳が判明しないケースは少ないと考えられますが、売主が個人

である場合や、開始時における消費税導入以前の購入の場合等で、契約書等から内訳が判明しない場合には、一括の契約金額から土地の適正な時価を控除する等により、建物等の取得価額を算定します。その際、以下の点に留意が必要です。

土地・建物の価額を配分する際の留意点

➤ 土地価額の算定方法

控除すべき土地の時価の算定に当たっては、土地(事業用資産)の評価と同様、固定資産税評価額を活用することも可能ですが、一定地域毎の平均単価等を採用して、土地価額を求めた場合等については、建物価額が大きく時価と乖離する可能性があります。

➤ 土地の時価 + 建物の時価 = 購入金額 にならないケース

例えば、取り壊し間近の老朽化した建物の存する土地を購入する場合、土地の時価を下回る金額となるケースがよく見られます。また、土地の時価を下回らないまでも、このような場合のほか、場違いな建物(ビル街における戸建住宅等)が建築されている土地、容積率の充足率が低い建物(容積率500%の地域における平屋の建物等)が建築されている土地を購入する場合等、土地、建物それぞれの時価を合算した金額よりも低い金額で取引されるケースは少なくありません。また、逆に現行の容積率が指定される以前に、現行の容積率を超過する建物(いわゆる既存不適格建物)が存する場合等には、土地、建物の時価の合算より、高い金額で取引されるケースもあります。

土地・建物等の価額の配分に当たっては、以上の点を踏まえ、配分した建物等の価額について、類似の不動産の取得価額や保険金額を採用して求めた金額との比較等を行い、妥当性を検証することが必要です。

寄付等により、無償で取得した場合の建物等価

無償で取得した場合の建物等価額は、公正価値により評価を行います。公正価値は、鑑定評価、類似の建物等の取得価額、保険金額等を活用して算定します。

なお、工作物については、類似の工作物との比較が困難であると思われるので、困難な場合には、直近(5~7年)工事費実績総額、または必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができます。

低廉で取得した場合の建物等価額

大きく時価と乖離した低廉な価額で取得した場合の建物等価額も、無償で取得した場合と同様、公正価値により評価を行います。

減価償却

減価償却は、定額法(平成19年度税制改正における平成19年4月1日以降取得資産の償却限度額計算方法)により算定します。平成19年4月1日以前に取得した資産についても同様です。

減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、端数処理は1円未満切捨て、耐用年数経過後は備忘価額として1円(残存価額なし)を計上します。

建物の簿価は、この方法により各年度行った減価償却費の累計額を控除して求めます。

減価償却費の計算式

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} (= 1 / \text{耐用年数})$$

償却率表(定額法)

耐用年数	償却率(定額法)								
		21	0.048	41	0.025	61	0.017	81	0.013
2	0.500	22	0.046	42	0.024	62	0.017	82	0.013
3	0.333	23	0.044	43	0.024	63	0.016	83	0.012
4	0.250	24	0.042	44	0.023	64	0.016	84	0.012
5	0.200	25	0.040	45	0.023	65	0.016	85	0.012
6	0.166	26	0.039	46	0.022	66	0.016	86	0.012
7	0.142	27	0.037	47	0.022	67	0.015	87	0.012
8	0.125	28	0.036	48	0.021	68	0.015	88	0.012
9	0.111	29	0.035	49	0.021	69	0.015	89	0.012
10	0.100	30	0.034	50	0.020	70	0.015	90	0.012
11	0.090	31	0.033	51	0.020	71	0.014	91	0.011
12	0.083	32	0.032	52	0.020	72	0.014	92	0.011
13	0.076	33	0.031	53	0.019	73	0.014	93	0.011
14	0.071	34	0.030	54	0.019	74	0.014	94	0.011
15	0.066	35	0.029	55	0.019	75	0.014	95	0.011
16	0.062	36	0.028	56	0.018	76	0.014	96	0.011
17	0.058	37	0.027	57	0.018	77	0.013	97	0.011
18	0.055	38	0.027	58	0.018	78	0.013	98	0.011
19	0.052	39	0.026	59	0.017	79	0.013	99	0.011
20	0.050	40	0.025	60	0.017	80	0.013	100	0.010

減価償却の例

N年度の期中に鉄筋コンクリート造の新築事務所(耐用年数50年)を100万円で取得した場合の減価償却例

年度	経過年数	期首 建物簿価	償却率	減価償却費 (取得価額(再調 達価額) ×)	期末 建物簿価 (-)
N	0	-	-	-	1,000,000
N+1	1	1,000,000	0.020	20,000	980,000
N+2	2	980,000	0.020	20,000	960,000
N+3	3	960,000	0.020	20,000	940,000
...					
N+49	49	40,000	0.020	20,000	20,000
N+50	50	20,000	0.020	19,999	1
N+51	51	1	0.020	0	1

耐用年数経過後は備忘価額を計上
以降、減価償却費は計上しない

建物等本体と附属設備の区分償却

耐用年数及び償却率は原則として「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に従うこととされていることから、建物本体と附属設備等の耐用年数が異なる場合は、別途に記帳し、減価償却計算を行うことが原則となります。

したがって、建物等を取得した場合には、本体の価額と附属設備の価額を区分し、それぞれの耐用年数に基づき、減価償却を行う必要があります。

また、設備の入れ替え等を行った場合にも、取り除いた既存の設備の除却、新しく入れ替えた設備の追加等の処理を行いますので、建物等本体と附属設備は区分して管理することが望まれます。

なお、取得価額について、建物等本体と附属設備の区分が判明しない場合については、類似建物等と比較して、標準的な建物等本体と附属設備の割合を乗じること等により、配分を行います。

二以上の用途に共通して使用している建物

二以上の用途に共通して使用されている建物については、使用目的、使用状況等により、当該資産の用途を合理的に判定し、その用途に定められた耐用年数に基づき、減価償却を行います。用途の判定に当たっては、使用面積のみならず、その使用頻度等も併せて合理的に判断します。

途中で用途変更があった場合の耐用年数

用途変更があった場合には、当該建物の使用状況(過去及び用途変更後)、環境の変化等を勘案し、その後の経済的使用可能年数を見積もり、耐用年数を決定します。

ただし簡便的に、法定耐用年数を用い、以下の算式により用途変更後の耐用年数を求めることもできます。

途中で用途変更があった場合の耐用年数(簡便法)

用途変更後の耐用年数 =

$$\{ (\text{用途変更前の法定耐用年数} - \text{経過年数}) / (\text{用途変更前の法定耐用年数}) \times (\text{用途変更後の法定耐用年数}) \} + \text{経過年数}$$

中古建物等を取得した場合の耐用年数

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」により、以下の方法が示されており、これに従います。

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」における中古資産の耐用年数

(1) 見積法による耐用年数(*1)

当該資産を事業の用に供した時以降の使用可能期間の年数

(2) 簡便法による耐用年数

見積法により耐用年数を見積もることが困難なものは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれに定める年数(その年数が2年未満のときは2年)

イ 法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 × 20%

ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産

(法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

ただし、当該資産について支出した資本的支出の金額が当該資産の取得価額の50%に相当する金額を超えるときは、(2)簡便法による耐用年数によることはできません(*2)。

*1 建物の摩滅・摩耗の程度等から客観的かつ合理的に使用期間の年数を見積もる方法

*2 この場合の耐用年数は、新築と同様、法定耐用年数によります

(2) 開始時の評価方法

開始時の評価方法は、基本的には、(1) 原則と同様の処理を行いますが、開始時特有の処理を行う場合があります。

再調達価額

開始後の建物等取得の場合は、減価償却費控除前の価額としては、取得価額を採用しますが、開始時においては、取得価額ではなく、再調達価額を採用します。

再調達価額とは、当該建物等と同等の物を開始時において新たに建築あるいは購入するために必要な金額を言います。

再調達価額の範囲は、取得価額と同様で、建物等自体(附属設備も含む)の対価のほか、消費税、購入手数料、測量・登記費用等、当該建物購入のために要した付随費用も含まれます。

再調達価額の求め方は、当時の取得価額が判明する場合には、取得価額にデフレータを乗じて求め、取得価額が不明の場合には、不動産鑑定評価や保険金額を用いて算定します。

なお、工作物については、類似の工作物との比較が困難であると思われるので、困難な場合には、直近(5～7年)工事費実績総額、または必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができます。

開始時再調達価額の算定方法

(1) 取得価額が判明する場合

$$\text{再調達価額} = \text{取得価額(事業費)} \times \text{デフレーター } 1$$

(2) 取得価額が不明の場合

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{再調達のために必要な事業量} \times \text{単価} \\ &= \text{保険金額 } 2 (\text{建物、立木竹等の保険金額}) \\ &= \text{不動産鑑定評価額 等} \\ &= (\text{工作物の場合}) \text{工事費実績から求めた平均工事費 } 3 \end{aligned}$$

1 デフレーター

建物については、(社)全国市有物件災害保険共済会の「建物構造別・用途別デフレーター(「実務研究会報告書」別表B8)」を適用

工作物については、国土交通省の建設工事費デフレーター(「実務研究会報告書」別表B5)を適用

2 保険金額

建物構造別・用途別の単価表(「実務研究会報告書」別表B9)を適用して求める

3 工事費実績から求めた平均工事費

工作物の現在単価については、類似建物との比較が困難な場合があるので、直近(5～7年)工事費実績総額、または必要に応じて構造別等の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができる

デフレーター適用時の留意点

デフレーターの適用に当たっては、以下の点に留意する必要があります。

a. デフレーター適用の基本式

デフレーターにより、過去の取得価額を現在の再調達価額にする場合は、基本的に以下の式により、求めます。

デフレーター適用の基本式

現在の再調達価額

$$= \text{建設(取得)時点の価額} \times (\text{現在の指数} / \text{建設(取得)時点の指数})$$

b. 実務研究会報告書の別表採用時の留意点

実務研究会報告書別表において、2つのデフレーターが示されていますが、それぞれ適用に当たっての計算方法が異なりますので、留意が必要です。各別表による算定方法を以下に示します。

「別表B5 建設工事費デフレーター」適用式

現在の再調達価額

$$= \text{建設（取得）時点の価額} \times (\text{現在の指数} / \text{建設（取得）時点の指数})$$

基本式と同じです。

「別表B8 建物構造・用途別デフレーター」適用式

現在の再調達価額

$$= \text{建設（取得）時点の価額} \times (\text{建設（取得）時点の指数} / \text{現在の指数})$$

別表B5と分母分子が逆になります。現在の指数は1.00になっていますので、

$$= \text{建設（取得）時点の価額} \times \text{建設（取得）時点の指数}$$

で求められます。

c. デフレーターは最新時点のものに更新する必要があります

実務研究会報告書で示されているデフレーターは、平成17年度～平成18年度までのものですが、適用時には最新時点のものに更新する必要があります。

なお、「別表B5 建設工事費デフレーター」は、ホームページ等で公開されており、「別表B8 建物構造・用途別デフレーター」は、社団法人全国市有物件災害共済会の会員であれば、配布されます。

本手引作成時点における最新の両デフレーターは、本手引の資料に記載しています。

減価償却

開始時の減価償却は、各建物等の取得時から開始時までの期間について、定額法b（平成19年度税制改正における平成19年4月1日以降取得資産の償却限度額計算方法）により算定します。平成19年4月1日以前に取得した資産についても同様です。

取得時期・建設時期が不明な場合の耐用年数

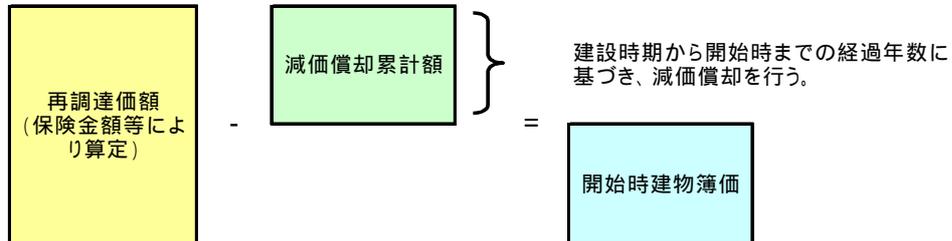
取得時期が不明な場合

取得時期が不明で建設時期が判明する場合は、当該建物等の建設時期から開始時までの経過年数に基づき、減価償却を行います(次図「方法1」)。この場合、仮に取得価額が判明しても、取得時期が不明なため、建設時期から取得時期までの経過期間が把握できず、建設時期における適切な取得価額が求められないため、デフレータの適用ができません。従ってこの場合の再調達価額は、原則として鑑定評価や保険金額による価額を採用することとなります。

なお、鑑定評価等の実施により、開始時における建物等価額、及び前記中古建物等取得の場合の見積法(*)による開始時以降の使用可能期間の年数が合理的に判定できる場合は、当該建物等価額を再調達価額とし、見積法による耐用年数に基づき減価償却を行うことができます(次図「方法2」)。

(*)「見積法」については81頁を参照のこと

方法1

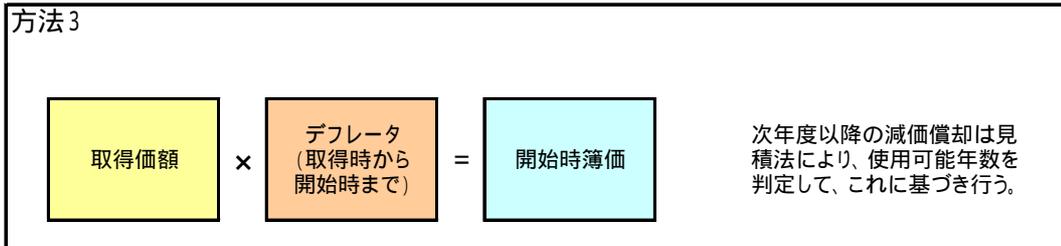


方法2



建設時期が不明な場合

建設時期が不明で、取得価額及び取得時期が判明する場合は、見積法を採用し、開始時以降の使用可能期間の年数を見積もります。



なお、開始時簿価の算定に当たっては、建物の老朽化の程度から合理的に経過年数を推定し、これに基づいて減価償却累計額を判定することもできます。

経過年数は、利用履歴や改修等の履歴から出来る限り実際の経過年数に近い年数を見積もることが望まれますが、難しい場合には、老朽化の程度に応じた一定の基準を定め、この基準により、経過年数を定めることも考えられます。会計実務上は取得時期が不明な場合、全体の耐用年数のうち、2分の1を経過したものと判定して行われているケースもあります。

取得時期・建設時期ともに不明な場合

取得時期・建設時期ともに不明な場合は、上記「方法2」により、保険金額や鑑定評価、固定資産税評価等を活用して、開始時における建物等価額を判定し、これを再調達価額とし、見積法により開始時以降の使用可能期間の年数を見積もります。

建物等本体と附属設備の区分が不明な場合の耐用年数

原則でも記載のとおり、建物等本体と附属設備の耐用年数が異なる場合は、別途に記帳し、それぞれの耐用年数に基づき、減価償却計算を行うことが原則です。ただし、開始時においては、本体と附属設備の耐用年数が異なる場合でも一体と見なして本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができるとされています。

また、取得時における本体と附属設備の区分が判明しても、その後、開始時に至る間における附属設備の更新状況等が明らかになっていなければ、区分して減価償却を行うことは困難ですので、開始時においては、基本的に一体で本体の耐用年数に基づき、減価償却を行うことになると考えられます。

(3) 総務省方式改訂モデルに係る段階的整備について

総務省方式改訂モデルを採用する場合は、売却可能資産及び土地について、優先的に整備し、その後、建物、工作物の台帳整備を行うのが一般的と考えられます。総務省方式改訂モデルにおける建物等の評価は、基準モデルの評価方法と同様ですので、台帳整備及び評価方法については、以上の方法を参考としてください。

(4) 資産・債務改革に向けて

資産・債務改革に資するための建物・工作物に係る台帳整備や評価のあり方としては、台帳整備を行う段階で、その建物等が売却できる用途(宿舍、事務所等)なのかどうか(市場性の有無)、使用状況(どれぐらいの頻度で使用しているか)、修繕費やランニングコスト(維持管理費・水道光熱費等)について、付加情報として整備することが有用と考えられます。

5 - 2 建物評価に関する評価事例

ここでは、評価の実例として以下の建物を例にして、開始時における建物の評価方法を説明します。

➤ 建物の状況

構造	鉄筋コンクリート
用途	庁舎
延床面積	2,700.00m ²
建築年月日	平成7年5月1日

(1) 基本的評価方法

取得価額が判明する場合(建物本体と附属設備の区分が判明する場合及び区分が判明しない場合)と判明しない場合に応じて以下のとおり評価します。

取得価額が判明する場合(建物本体と附属設備の区分が判明する場合)

【取得価額】

項目	取得金額 (千円)	
建物本体	367,200	
附属設備	電気設備	64,800
	冷暖房設備(22kw超)	54,000
	給排水衛生設備	27,000
	ガス設備	5,400
	エレベーター	13,500
合計	531,900	

(ア) 再調達価額

取得価額にデフレータを乗じて求めます。今回は、実務研究会報告書別表 B8「建物構造・用途別デフレータ」を使って求めます。

なお、附属設備については、個別のデフレータを乗じることが困難ですので、建物本体と同様のデフレータを適用して差し支えありません。

項目	取得金額 (円)	デフレータ	再調達価額 (円) ×
建物本体	367,200,000	1.01	370,872,000
附属設備	電気設備	1.01	65,448,000
	冷暖房設備(22kw超)	1.01	54,540,000
	給排水衛生設備	1.01	27,270,000
	ガス設備	1.01	5,454,000
	エレベーター	1.01	13,635,000
合計	531,900,000		537,219,000

別表 B8「建物構造・用途別デフレータ」の出典である、
(社)全国市有物件災害共済会の年次別建築費指数表(平成20年度版)を採用
このうち構造「RC」、年度「H7」を適用し、附属設備も同様とした

(イ) 開始時簿価

再調達価額から減価償却累計額を控除して求めます。具体的には以下の手順により
ます。

項目	耐用 年数	償却率 (定額法)	減価償却費 (円) ×	経過 年数	減価償却累計額 (円) ×	開始時簿価 (円) -
建物本体	50	0.020	7,417,440	13	96,426,720	274,445,280
附属設備	電気設備	15	4,319,568	13	56,154,384	9,293,616
	冷暖房設備(22kw超)	15	3,599,640	13	46,795,320	7,744,680
	給排水衛生設備	15	1,799,820	13	23,397,660	3,872,340
	ガス設備	15	359,964	13	4,679,532	774,468
	エレベーター	17	790,830	13	10,280,790	3,354,210
合計					237,734,406	299,484,594

a. 減価償却費を算定

まず、別表 B3 建物の耐用年数表により、耐用年数を取得します(上図)。なお、
このケースでは附属設備の内訳が判明していますので、原則どおり耐用年数が異なる
附属設備はそれぞれの耐用年数を取得しています。

取得した耐用年数に対応した償却率を算定又は償却率表から取得できますので(上
図)、再調達価額にこの償却率を乗じて減価償却費を算定します(上図)。

b. 減価償却累計額を算定

前図で求めた減価償却費に決算時点までの経過年数(前図)を乗じて減価償
却累計額を算定します(前図)。

c. 開始時簿価を算定

再調達価額(前図)から、減価償却累計額(前図)を控除して、各項目毎の開

始時簿価を算定(前図)し、この合計額 296,519,400 円を開始時簿価と算定しました。

取得価額が判明する場合(建物本体と附属設備の区分が不明な場合)

【取得価額】

項目	取得金額 (円)
建物(附属設備含む)	531,900,000

(ア) 再調達価額

と同様、取得価額にデフレータを乗じて求めます。

項目	取得金額 (円)	デフレータ	再調達価額 (円) ×
建物(附属設備含む)	531,900,000	1.01	537,219,000

(イ) 開始時簿価

これもと同様、再調達価額から減価償却累計額を控除して求めます。ただし、減価償却費の算定に当たっては、附属設備の区分が判明しないので、実務研究会報告書153段の規定により、建物本体の耐用年数を適用して求めます。

項目	耐用年数	償却率 (定額法)	減価償却費 (円) ×	経過年数	減価償却累計額 (円) ×	開始時簿価 (円)
建物(附属設備含む)	50	0.020	10,744,380	13	139,676,940	397,542,060

耐用年数は本体の耐用年数を適用

取得価額が不明な場合

(ア) 再調達価額

別表 B9 建物構造別・用途別の単価表を採用して求めます。なお、この単価には附属設備も含まれますので、附属設備は別途計上しません。

項目	保険単価 (円 / m ²)	延床面積 (m ²)	再調達価額 (円) ×
建物(附属設備含む)	180,000	2,700	486,000,000

用途「庁舎」、構造「鉄筋コンクリート」を適用

(イ) 開始時簿価

取得価額が判明する場合と同様、再調達価額から減価償却累計額を控除して求めます。ただし、減価償却費の算定に当たっては、附属設備を含んだ再調達価額を算定していますので、前記と同様、建物本体の耐用年数を適用して求めます。

項目	耐用年数	償却率 (定額法)	減価償却費 (円) ×	経過年数	減価償却累計額 (円) ×	開始時簿価 (円) -
建物(附属設備含む)	50	0.020	9,720,000	13	126,360,000	359,640,000

(2) 取得価額、建設(取得)時期が不明なケース

建設(取得)時期が不明な場合には、開始時における建物等価額を判定し、これを再調達価額とし、見積法により開始時以降の使用可能期間の年数を見積もる必要があります。

以下、前記と同じ物件で建設時期が不明な場合として、評価方法の例を紹介します。

今回のケースでは、開始時簿価の算定に当たって、実務上活用が容易と考えられる、合理的な推定経過年数を判定し、これに基づいて減価償却累計額を判定する方法により開始時簿価を求めています。

再調達価額

保険金額や、鑑定評価、家屋の固定資産税評価を活用することが考えられます。今回は、保険金額により評価します。

項目	保険単価 (円 / m ²)	延床面積 (m ²)	再調達価額 (円) ×
建物(附属設備含む)	180,000	2,700	486,000,000

経過年数

今回は、下表のとおり、老朽化の程度に応じた一定の基準を定めて、この基準により、経過年数を定める方法を適用します。

【経過年数を求める基準と判定例】

老朽化の程度	老朽化 ランク	判定
あまり老朽化していない	1	法定耐用年数の1 / 3経過と判定
↕	2	法定耐用年数の1 / 2経過と判定
老朽化著しい	3	耐用年数超過(備忘価額1円)と判定

この基準に当てはめ、老朽化ランク1 経過年数17年と判定します。

老朽化の程度	老朽化 ランク	判定経過年数
あまり老朽化していない	1	50年 × 1/3 17年

開始時簿価

判定した経過年数17年に基づき、減価償却累計額を算定し、建物の開始時簿価を算定します。

項目	耐用 年数	償却率 (定額法)	減価償却費 (円) ×	経過 年数	減価償却累計額 (円) ×	開始時簿価 (円) -
建物(附属設備含む)	50	0.020	9,720,000	17	165,240,000	320,760,000

6. インフラ資産(土地・工作物)を評価しよう

6 - 1 評価の概要

(1) インフラ資産と事業用資産の区別の考え方

インフラ資産と事業用資産の区分は、「新地方公会計制度研究会報告書」第118及び第130段落において「事業用資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産をいう。」「インフラ資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益(キャッシュ・フロー)の流入が見込まれない非金融資産をいう。」とされています。

即ち、当該資産が、取得時の意図・目的にかかわらず、市場において取引される物件であるか否かが一つの判断基準となり、例えば、「庁舎」は、上記の整理に従えば売却可能と考え得るので事業用資産ですが、道路は地方公共団体としての固有の機能をもつ資産であって、市場で取引される性質のものではないためインフラ資産と区分されます。

(2) 土地(インフラ資産の底地)

インフラ資産の底地(インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体(移動不可能または移動しないと想定されるケース等)とみられる場合における係る底地)の評価方法は、以下のとおり取得価額をベースとして評価を行います。また、事業用資産に係る土地と異なり、その後の譲渡や再取得等が想定し難いことから、開始後の評価替えも行いません。

インフラ資産の底地の評価方法

資産区分	開始時簿価	評価替	年度途中の取得
インフラ資産の底地	取得価額又は再調達価額	再評価は行わない	取得価額

開始時の具体的評価方法

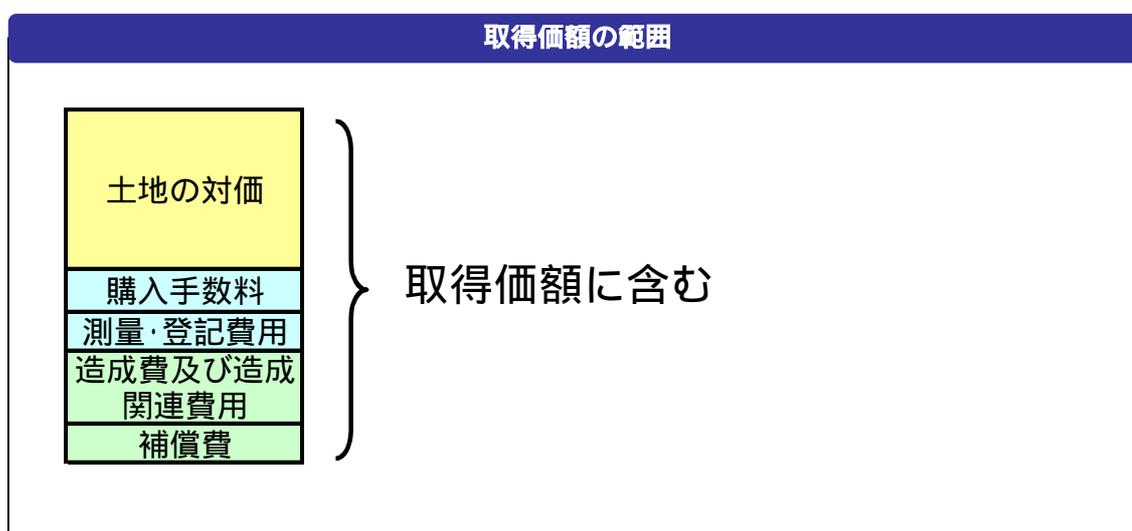
取得価額が判明している場合と不明な場合、無償取得の場合で、評価方法が異なります。

(ア) 取得価額が判明している場合

取得価額を開始時簿価とします。

取得価額は当該資産を取得して事業の用に供するために投下された資金の総額です。土地を購入した場合の取得価額には、土地自体の対価のほか、購入手数料、測量・登記費用、補償費等、取得のために要した付随費用を原則として含み、また、取得後に造成工事を行った場合の造成費及び造成関連費用も土地の取得価額に含めます。

ただし、造成工事のうち、減価償却を要する工事(舗装等)については、工作物として別途計上します。



(イ) 取得価額が不明な場合、無償取得の場合

取得価額が不明な場合、無償取得の場合には、事業用資産に係る土地と同様、固定資産税評価額の同一地目、一定の地域毎の平均単価、それが困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価をもって算定します。

取得価額が不明な場合の開始時簿価の算定方法

1. 固定資産税評価額の同一地目・一定地域ごとの平均単価
2. 1. が困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価をもって算定する。

【基本式】

$$\text{開始時簿価} = \text{変換地目の地積} \times \text{変換地目の平均単価(円 / m}^2\text{)}$$

開始後の評価方法

開始後に新たに土地を取得した場合には、前記（ア）の取得価額で計上します。なお、無償取得の場合には、（イ）の開始時簿価の算定に即して、評価を行います。

所有者と管理者が異なる場合の資産計上

道路等、当該施設の管理者と所有者が異なるケースがしばしばありますが、新地方公会計制度においては、所有資産のみ計上しますので、都道府県が管理する国道で、底地が国有地である場合の都道府県の資産、底地を個人等が所有している公園等については、土地の資産としては計上しません。

土地については、原則どおり1筆毎に管理することが望ましいこととなります。

（3） 工作物

インフラ資産の工作物については、基本的には、本手引き「5. 建物・工作物を評価しよう」と同様の評価を行いますので、参照してください。以下では、インフラ資産特有の事項について、説明します。

開始時の再調達価額

再調達価額の求め方は、当時の取得価額が判明する場合には、取得価額にデフレータを乗じて求め、取得価額が不明の場合には、類似の工作物との比較し、再調達価額を判断します。

なお、資産の管理に当たっては、資産毎に把握することが原則ですが、インフラ資産について、資産毎の管理・再調達価額の算定が困難な場合には、道路における路線区間毎の把握や年度別の把握方法等、資産について一定のグルーピングを行って、再調達価額を求めることが認められています。

また、インフラ資産について、取得価額が不明な場合には、類似の工作物との比較が困難であると思われるので、困難な場合には、直近（5～7年）工事費実績総額、または必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができま。

特殊な工作物で、近年の工事費実績が把握できない場合は、5～7年の期間を延長しても差し支えありません。

インフラ資産は、特殊かつ個別性が強いものが多く、個別に再調達価額を判定することが困難と考えられるため、過去の平均的な建設工事費や標準的な資産で積算を行う等して求めた一単価を同区分の資産全てについて、適用することもやむを得ないと考えられます。

開始時再調達価額の算定方法

(1) 取得価額が判明する場合

再調達価額 = 取得価額(事業費) × 建設工事費デフレーター

(2) 取得価額が不明の場合

再調達価額 = 再調達のために必要な事業量 × 単価 1
= 幅員別道路延長 × 道路幅員別単価(道路の場合)
= 工事費実績から求めた平均工事費 2

1 単価の単位

単価を求める際の単位については、 m^3 、 m^2 、 m 、個当たり等、インフラ資産の特性に応じた単位を定める必要があります。ただ、実務研究会報告書における道路の1m当たりの単価の例のように、実務上の対応がより容易な設定とすることも認められますので、資産の分布状況や重要性の観点、処理体制等を勘案し、実現可能な単位の設定を行います。

2 工事費実績から求めた平均工事費

工作物の現在単価については、類似建物との比較が困難な場合があるので、直近(5～7年)工事費実績総額、または必要に応じて構造別等の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができます。

減価償却

インフラ資産については、その減価に対応して収益の発生が予定されていないので、その減価償却相当額を費用として認識せず直接資本減耗を行います。

ただ、科目は異なりますが、算定方法は同じで、建物等と同様、定額法(平成19年度税制改正における平成19年度4月1日以降取得資産の償却限度額計算方法)により算定します。平成19年度4月1日以前に取得した資産についても同様です。

減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、端数処理は1円未満切捨て、耐用年数経過後は備忘価額として1円(残存価額なし)を計上します。

建物の簿価は、この方法により各年度行った減価償却費の累計額を控除して求めます。

なお、インフラ資産についても、建物等と同様、本体と附属設備に区分して、減価償却を行うことが原則ですが、区分が困難な場合には、本体の耐用年数に基づき、一体で減価償却を行うことも認められます。

6 - 2 インフラ資産評価に関する評価事例

ここでは、橋梁を例にして、実務上比較的簡便と思われる、標準単価を算定のうえ、この単価を他の橋梁の単価として活用する方法を紹介します。

標準単価を求める方法には、(1)標準的な橋梁の単価を積算する方法、(2)過去の工事費総額から求める方法の2通りが考えられますので、以下2通り紹介します。

(1) 標準的な橋梁の標準単価から求める方法

まず、標準的な橋梁について工事費の積算を行い、これから標準単価を求め、この単価を他の橋梁の単価にも当てはめます。

標準的な橋梁

標準的な橋梁は、各地方公共団体内の橋梁の状況により、一律ではありませんので、資産の状況を把握のうえ、標準的な橋梁の設定を行います。

今回のケースでは、以下の橋梁を標準的な橋梁として設定しました。

➤ 標準的な橋梁(例)

型式	プレテンション方式PC単純T桁橋
橋長	18m
幅員	9m
橋面積	162m ²
設計荷重	B活荷重
桁高	1m

標準的な橋梁の積算

橋梁架橋工事の積算は、庁内の積算担当部署が行うか、簡易な架橋工事の積算ソフト等を活用して行います。今回は30,450,000円(消費税込み)と積算しました。

標準単価の算定

積算した橋梁の架橋工事額を面積で除して、1m²当たりの単価を求めこれを標準単価とします。

$$\text{標準単価} = 30,450,000 \text{ 円} \div 162 \text{ m}^2 = 188,000 \text{ 円 / m}^2$$

他の橋梁への適用

求めた標準単価を他の橋梁の面積に乗じて、各々の橋梁の再調達価額を求め、各々の経過年数に基づく減価償却累計額を控除して開始時簿価を算定します。

橋梁名	単価 (円/㎡)	橋面積 (㎡)	再調達価額 (円) ×	耐用 年数	償却率	減価償却費 (円) ×	経過 年数	減価償却 累計額(円) ×	開始時簿価 -
A橋	188,000	450	84,600,000	60	0.017	1,438,200	30	43,146,000	41,454,000
B橋	188,000	50	9,400,000	60	0.017	159,800	15	2,397,000	7,003,000
C橋	188,000	700	131,600,000	60	0.017	2,237,200	9	20,134,800	111,465,200
D橋	188,000	210	39,480,000	60	0.017	671,160	8	5,369,280	34,110,720

(2) 過去の橋梁の建設工事費総額から求める方法

建設工事費が判明している過去の橋梁の建設工事費から、標準単価を求め、この単価を他の橋梁の単価にも当てはめます。

過去の橋梁の建設工事費

5～7年程度を目安に過去の橋梁の建設工事費を集計します。5～7年以内に橋梁の工事を行っていないければ、期間を延長してもかまいません。

年度	建設 橋梁数	橋梁面積 (㎡)	建設工事費 (円)	デフレータ	現在価額 × H20の 建設時点の
H14	2	760	78,750,000	97.2	83,692,129
H15	0	0	0	98.1	0
H16	1	180	53,000,000	99.5	55,024,120
H17	1	165	48,000,000	100.3	49,435,692
H18	0	0	0	101.3	0
H19	0	0	0	103.3	0
H20	0	0	0	103.3	0
合計	4	1,105	179,750,000	-	188,151,941

デフレータは、別表B5「建設工事費デフレータ」の出典である、国土交通省作成の建設工事費デフレータを採用。ただし、H20年度は現時点では未算定であるので、H19年度と同指数を採用している。

標準単価の算定

求められた現在価額の合計を橋梁面積の合計で除して、1㎡当たりの単価を求めこれを標準単価とします。

$$\text{標準単価} = 188,151,941 \text{ 円} \div 1,105 \text{ m}^2 = 170,000 \text{ 円 / m}^2$$

他の橋梁への適用

求めた標準単価を他の橋梁の面積に乗じて、各々の橋梁の再調達価額を求め、各々の経過年数に基づく減価償却累計額を控除して開始時簿価を算定します。

橋梁名	単価 (円 / ㎡)	橋面積 (㎡)	再調達価額 (円) ×	耐用 年数	償却率	減価償却費 (円) ×	経過 年数	減価償却 累計額 (円)	開始時簿価 -
A橋	170,000	450	76,500,000	60	0.017	1,300,500	30	39,015,000	37,485,000
B橋	170,000	50	8,500,000	60	0.017	144,500	15	2,167,500	6,332,500
C橋	170,000	700	119,000,000	60	0.017	2,023,000	9	18,207,000	100,793,000
D橋	170,000	210	35,700,000	60	0.017	606,900	8	4,855,200	30,844,800

(3) 標準単価算定に当たっての留意点

橋梁の建設工事費は、型式や荷重等の違いにより異なりますので、本来はこれらの特徴を反映することが適切な評価となります。今回は簡便な例として1つの標準単価を他の資産すべてに適用する方法を紹介しましたが、可能であれば、標準単価は型式等の違いにより、数パターン用意することが望ましいと言えます。

また、今回は標準単価を1㎡当たりで求めています。例えば大半の橋梁が幅員の類似した橋梁である場合には、1m当たりの単価を求めるなど、他の単位を使うことも考えられます。

7.

物品等を評価しよう

7 - 1 物品等の評価

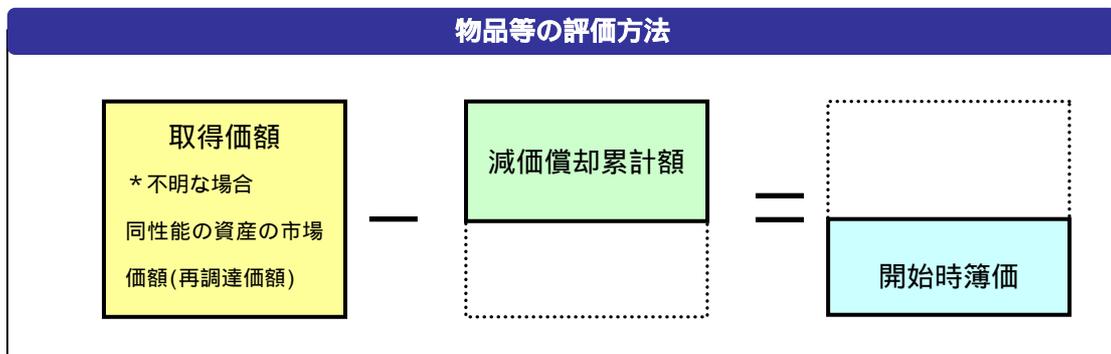
(1) 原則

新地方公会計制度における物品、機械器具、船舶、航空機、車輛(以下、「物品等」という)の評価は、取得価額から減価償却費累計額を控除することにより行います。

また、毎年減価償却を行い一度評価・計上した後は原則として別途の再評価はしませんが、著しい破損や陳腐化した場合は再評価を行います。

なお、開始時において以下の条件に該当するものは、資産として登録しません。

- ・ 既に耐用年数が経過し償却済のもの(物品以外)
- ・ 残存価額が50万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの



取得価額

当該物品等を取得するため支払った資金の総額です。原則として消費税等、当該物品等の取得のために要した付随費用も含まれます。計上範囲の詳細については「5. 建物・工作物を評価しよう」を参照してください。

なお、開始時簿価の算定に当たっては、建物・工作物以外の償却資産はデフレータを適用せず、過去の取得価額をそのまま開始時の取得価額とします。

また、取得価額が不明な場合は、再調達価額を求めます。物品等については、開始時点における同性能の当該資産の市場価額を再調達価額とします。

市場価額で評価する場合、類似製品が販売されている既製品については、同種又は類似製品の販売を行っている業者の製品パンフレットやホームページ等を活用し、美術品・骨

董品等については、美術年鑑に掲載された価額を用いる等、簡易評価を採用することが考えられます。

減価償却

減価償却は、定額法(平成19年度税制改正における平成19年4月1日以降取得資産の償却限度額計算方法)により算定します。平成19年4月1日以前に取得した資産についても同様です。

減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、端数処理は1円未満切捨て、耐用年数経過後は備忘価額として1円(残存価額なし)を計上します。

ただし、実務研究会報告書第143段落(5)にあるように、残存価額50万円未満となった物品については、管理の効率化の観点から固定資産台帳から除去し別途の管理に委ね、その後の減価償却を行わない処理も認められます。

取得時期が不明な場合については、合理的に耐用年数を見積もるものとします。

耐用年数について個別の判断が難しい場合には、「5.建物・工作物の評価をしよう 5-2建物評価に関する実例(3)」に例示のとおり、一定の基準を定めて耐用年数を適用する方法も考えられます。会計実務上は取得時期が不明な場合、全体の耐用年数のうち2分の1を経過したものと判定して行われているケースもあります。

平成20年度税制改正により、機械・装置を中心に資産区分及び耐用年数が簡略化されていますので、耐用年数は改正後の耐用年数を採用します。なお、当該規定は平成20年4月1日以降に取得した資産について適用されるものですが、開始時簿価の算定に当たっては、平成20年4月1日以前に取得した資産についても平成20年4月1日以降の資産と同様の処理を行います。

なお、美術品・骨董品等は減価償却を行いません。

減価償却費の計算式

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} (= 1 / \text{耐用年数})$$

(2) 総務省方式改訂モデルに係る段階的整備について

総務省方式改訂モデルを採用する場合は、売却可能資産及び土地について優先的に台帳整備がなされ、その後建物の台帳整備、その他の資産と順次作業が進捗していくと考えられます。基本的には総務省方式改訂モデルにおける物品等の評価は、基準モデルの評価方法と同様となりますが、耐用年数超過や使用していない車輛等、物品が売却可能資産に該当する場合がありますので留意が必要です。

7 - 2 立木竹の評価

(1) 計上する立木竹の範囲

重要性の観点により、資産としての価値が無視できる立木竹(雑木等)や、市場が形成されておらず適正な公正価値により見積・評価できない立木竹は算定対象としません。公正価値で見積・評価できない立木竹とは、樹齢が相当古く樹齢が分からないような場合や、立木が単独で歴史的価値を有するような場合などを指します。

したがって、公会計において算定の対象となる立木竹は、樹齢・樹種が管理され、かつ市場性を持つものであり、例えば分収林等が対象となります。

(2) 開始時の評価

立木竹の評価は、再調達価額により行います。毎木調査により、1本当たりの立木竹価額把握しているなど、合理的な算定方法を適用している場合には、これらの方法により、特に合理的な算定方法がない場合は原則として保険金額によります。

保険金額は、樹種、樹齢、面積により定まりますので、少なくともこの3項目は管理する必要があります。

立木竹の開始時簿価の算定方法

$$\text{開始時簿価} = \text{樹種} \cdot \text{樹齢別面積} \times \text{樹種} \cdot \text{樹齢別単価} (\text{千円} / \text{ha})$$

(3) 評価替え

開始後の評価替えについては、実務研究会報告書には特に定めがありませんが、立木竹は非償却資産で、逆に経過年数とともに価値が高まっていく資産であり、公正価値の原則に照らせば原則的には再評価を行う必要がありますので、金額等重要性の観点に照らして対応を検討する必要があります。

評価替えの頻度についても定めはありませんが、土地(事業用資産)の評価替えのタイミング及び保険金額と樹齢の関連から6年に1回程度の評価替えで差し支えないと考えられます。もちろん、これよりも多い頻度で評価替えを行うと、評価額はより適正なものとなります。

8.

その他ソフトウェア、 リース資産の評価

8 - 1 用益物権(地上権、地役権、借地権、鉱業権) の評価

用益物権とは、他人の土地をある目的で使用するための権利を言い、地上権、地役権、借地権、鉱業権を計上します。

用益物権の評価は、原則として取得価額により行い減価償却は行いません。

(1) 計上範囲

用益物権の範囲は特に定めはありませんが、一般的に用益物権は存否の確認が難しく、加えて、地方公共団体においては、民有地を市が公園として管理している場合や国有地を市道として管理している場合など一般的な権利関係と異なる場合があり、より権利の認定が難しいと考えられます。

以下の場合には、一般的に用益物権が存すると考えられますので、金額等による重要性の観点に照らして計上します。

用益物権が存すると考えられる要件

1. 契約書が残っており、契約書上「建物所有を目的とする賃貸借」と明記されている
2. 地代の支払を行っている
3. 権利の設定時、権利金等の一時金を支払った
4. 借地権等の権利自体を他人から有償で取得した

(2) 開始時の評価

取得価額が判明する場合には、取得価額により土地の賃貸借契約又は転貸借契約に当たり借地権の対価として土地所有者又は借地権者に支払った金額のほか、次に掲げるような金額を含みます。

土地の上に存する建物等を取得した場合におけるその建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額

賃借した土地の改良のためにした地盛り、地ならし、埋立て等の整地に要した費用の額
借地契約に当たり支出した手数料その他の費用の額

建物等を増改築するに当たりその土地の所有者等に対して支出した費用の額

取得価額が不明な場合は公正価値により評価を行います。借地権の公正価値は、鑑定評価や国税庁の財産評価基準書による借地権割合等を活用して求めます。

(3) 減価償却

用益物権については、減価償却は行いません。

(4) 評価替え

開始後の評価替えについては特に定めはありませんが、用益物権は非償却資産であり、公正価値の原則に照らせば原則的には再評価を行う必要がありますので、金額等重要性の観点に照らして対応を検討する必要があります。

8 - 2 無体財産権の評価

新地方公会計制度における無体財産権の評価は、開始時においては取得価額から減価償却費累計額を控除することにより行います。また、財務省令に定める償却資産として毎年定額法により減価償却を行います。

(1) 計上範囲

実務研究会報告書に記載されている無体財産権は、特許権、著作権、商標権等とされていますが、他に営業権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等があります。

計上にあたっては、実務報告書第149段落に記載のとおり重要性の観点から金額が少額のもの等については、計上しないことも合理的な処理です。例えば「相続税財産評価に関する基本通達」においては、課税時期後において取得すると見込まれる補償金額が50万円に満たないと認められる特許権は評価しないとしています(第144段)。また、実用新案権、意匠権、商標権についてもそれに従うこととされています(第146・147段)。

(2) 開始時の評価

原則として取得原価によります。なお、2年度目以降新たに取得した場合においても、取得原価とします。

例えば、特許権については、購入した場合は購入代価と購入に要した費用となります。

購入ではなく、開発の場合については、取得に際して要した費用とし、試験研究費に該当する部分については、ソフトウェア等と同様に費用計上することとなり、取得価額には含めません。

開始時簿価の算定において、取得価額が不明な場合については、「相続税財産評価に関する基本通達」等の基準により評価を行います。

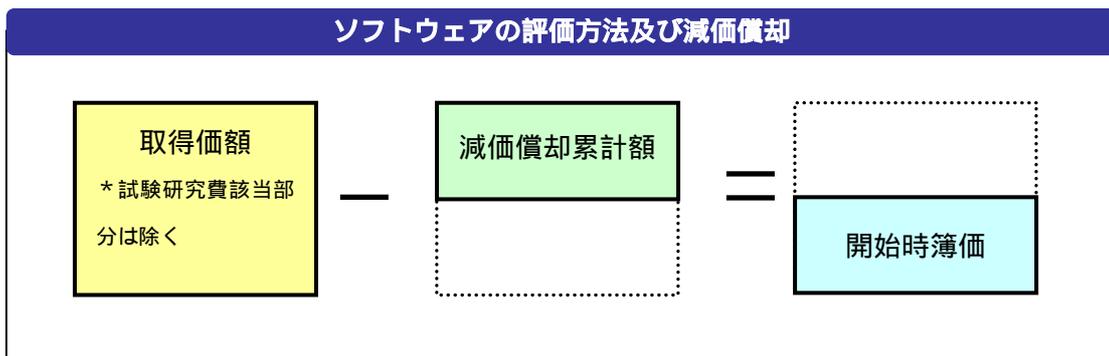
(3) 減価償却

減価償却は、定額法(平成19年度税制改正における平成19年4月1日以降取得資産の償却限度額計算方法)により算定します。平成19年4月1日以前に取得した資産についても同様です。

減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、端数処理は1円未満切捨て、残存価格を0として減価償却計算を行います。

8 - 3 ソフトウェアの評価

新地方公会計制度におけるソフトウェアの評価は、取得価額から減価償却費累計額を控除することにより行います。また、毎年減価償却を行いますが、一度評価・計上した後は、原則として別途の再評価はしません。ただし、著しい陳腐化が生じた場合は、再評価を行います。



(1) 計上範囲

ソフトウェアの計上範囲は、以下のいずれにも該当しないソフトウェアです。

- 既に耐用年数が経過し償却済のもの
- 残存価額が50万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの
- 試験研究費に該当するもの
- 当該ソフトウェアの利用により、将来の費用削減がなされることが見込めないこと

他の資産との共通事項である のほかソフトウェアに特有のものとして があげられます。

- * の将来の費用削減に該当するものは以下です。
- 人件費の削減効果が確実に見込まれる場合
 - 入力作業等の効率化が図られる場合

(2) 開始時価格

ソフトウェアの計上は、取得価額をもって行います。取得価額は、当該ソフトウェアを開発するために要した以下の開発費とします。

取得価額の範囲

(1) 購入した場合

購入の対価 + 購入に要した費用 + 事業の用に供するために直接要した費用

そのソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業及び自社の使用にあわせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、取得価額に算入

(2) 自社製作の場合

製作等に要した原材料費・労務費・経費 + 事業の用に供するために直接要した費用

- * 当該ソフトウェアが試験研究費に該当する場合は、資産として計上しないほか、一部が試験研究費に該当する場合も、当該金額は取得価額から控除するものとします。
- * 機械装置を稼働させるためのソフトウェアは、当該機械装置と特定のソフトウェアが一体とならなければ機能しない場合は、当該機械装置等を含めて計上します。
- * 取得に要した費用を過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計額を資産価額とします。
- * ソフトウェアの開発費が、ハードウェア及びソフトウェア一括契約、保守料を含む委託契約等により、ソフトウェア単体の把握が困難な場合には、物品として計上されているハードウェアの価額を控除した額とします。また、ハードウェアがリース資産である場合は、リース資産として計上された額を控除した額とします。

(3) 減価償却

減価償却は、定額法(平成19年度税制改正における平成19年4月1日以降取得資産の償却限度額計算方法)により算定します。平成19年4月1日以前に取得した資産についても同様です。

減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、端数処理は1円未満切捨てとし、耐用年数経過後は残存価額0円とします。

耐用年数は法人税法基本通達によります。

ソフトウェアの耐用年数

- (1) 研究開発用 3年
- (2) 複写して販売するための原本 3年
- (3) その他のもの 5年

(1)(2)は通常ソフトウェア会社を対象とした規定ですので、通常は(3)の5年となります。

8 - 4 電話加入権の評価

新地方公会計制度における電話加入権は、備忘価格として1円を開始時簿価とします。

8 - 5 建設仮勘定の評価

建設仮勘定については、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、(別表 A5-3 固定資産台帳)に書式例を示した建設仮勘定台帳にその履歴を記帳するものとされています(新地方公会計制度実務研究会報告書)。

原則的として建設仮勘定は、一部が完成した場合完成部分を本勘定へと振り替えます。この際、事業量に応じた工事金額の特定等、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上しますが、困難な場合にはその振替額を次の計算式によって算定することができるものとします。また、必要に応じて全事業完了後に精算を行うことができます。

$$\text{本勘定への振替額} = \text{計画総事業費} \times \text{完成分事業量} \div \text{総事業量}$$

減価償却について

新地方公会計制度実務研究会報告書第143段落(6)に従い、減価償却は行いません。

8 - 6 リース資産の評価

- (1) リース取引の取扱いについては作成要領に明確に定められていません。したがって、作成要領第 234 段落の規定に基づき、企業会計の考え方及び手法を活用して処理することとなります。企業会計においてリース取引の会計処理を定めているのは、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第 13 号)」ですので、当基準に基づいて考えることとなります。
- (2) 「リース取引に関する会計基準」では、リース取引を「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に区分し、「ファイナンス・リース取引」に該当すれば当該リース取引に係るリース物件をリース資産として貸借対照表に計上し、「オペレーティング・リース取引」に該当すればリース資産を計上しないものとしています。この、「ファイナンス・リース取引」や「オペレーティング・リース取引」の定義は非常に難しいものですが、大雑把に言えば、途中で解約できず借り手が最後まで使用することが想定されているようなリース取引であれば「ファイナンス・リース取引」と判断し、リース物件を貸借対照表に計上します。
- (3) 具体的には、以下のいずれかに該当すれば「ファイナンス・リース取引」と判断されます。
- 解約不能のリース期間中のリース料総額(利息分を除く)が、当該リース物件を現金購入すると仮定した場合の見積金額の概ね 90%以上
 - 解約不能のリース期間が、当該リース物件の利用可能年数の概ね 75%以上
- なお、ここで「解約不能」とありますが、これは必ずしも契約条件として定められているものだけではなく、例えば途中解約した場合に残りのリース料のほとんどすべてを支払わなければならない(結果、途中解約したとしても当初定められたリース料のほとんどを支払わなければならない)ような場合は、実質的に「解約不能」であると考えすることに注意が必要です。また、契約期間は 1 年であっても、覚書などを別途交わして、実質的に複数年契約に準ずると判断されるものも該当すると考えられます。したがって、自団体仕様にカスタマイズされたソフトウェアなどは、通常「ファイナンス・リース取引」に該当し、貸借対照表の無形固定資産に計上することとなります。
- (4) 次に、「ファイナンス・リース取引」として区分されたリース取引の財務書類における取扱いを解説します。なお、地方公共団体の場合、リース資産が有形固定資産全体に占める割合は低いと考えられるため、「リース取引に関する会計基準」で認められている簡便的な処理についてのみ解説することとします。
- (5) まず、リース料の総額を資産(有形固定資産又は無形固定資産)と負債(長期未払金及び未払金)の双方に計上します。その後、リース資産は他の有形固定資産や無形固定資産と同様に減価償却計算を行い、リース債務はリース料の支払いに応じて減額していきます。具体

的な例を示すと次のようになります。

【例】リース物件：ソフトウェア	
リース期間：5年（X1年4月1日～X6年3月31日）	
リース料総額：500万円	
（X1年度）	
貸借対照表	
無形固定資産 400万円 （ソフトウェア）	長期未払金 300万円 未払金 100万円
行政コスト計算書	
減価償却費 100万円	

実務研究会報告書第138段で、「リース資産(購入額50万円相当以上)については、原則としてリース会計基準を適用のうえ、リース債務と両建てでオン・バランス化を要する場合、その金額及び計算方法等を固定資産台帳に記載する」こととして、固定資産台帳(公会計管理台帳)への記帳が求められています。

一方、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)」においては、少額リース資産及び短期のリース取引については、リース資産の計上を行わなくてもよいものと定められています。具体的には、次の から のいずれかを満たす場合とされています。

重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引

リース期間が1年以内のリース取引

企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。)が300万円以下のリース取引

そこで、地方公共団体において、当該リースについて、上記のいずれかの条件を満たすものと判断した場合には、当該リースについて、リース資産・リース債務を貸借対照表に両建て計上しないことができるものとします。

ファイナンスリース取引に該当した場合の、取得価額及び耐用年数の取扱は、当該リースが所有権移転ファイナンスリース取引であるのか、所有権移転外ファイナンスリース取引であるかによって異なります。

所有権移転ファイナンス取引の認定基準

次のいずれかに該当するものは所有権移転ファイナンスリースになります

- (1) リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引
- (2) リース契約上、借手に対して、リース期間終了後またはリース期間の途中で、名目的価額またはその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
- (3) リース物件が、借手の用途等に合せて特別の仕様により製作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

リース資産の評価方法

種類	所有権移転	所有権移転外
取得価額	<ul style="list-style-type: none"> ・貸手の購入価額が判明する場合 - 貸手の購入価額 ・購入価額が不明な場合 - リース料総額の割引現在価値と貸手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額の割引現在価値と貸手の購入価額または見積現金購入価額)とのいずれか低い額 ・購入価額が不明な場合 - リース料総額の割引現在価値と貸手の見積現金購入価額とのいずれか低い額
耐用年数	経済的使用可能予測期間	リース期間 ただし、再リース期間を含めてファイナンスリース取引の判定を行った場合は、再リース期間も耐用年数に含める
減価償却方法	定額法(残存価額なし)	

8 - 7 棚卸資産の評価

(1) 棚卸資産の範囲と評価原則

棚卸資産の範囲は、商品・製品・半製品・原材料・仕掛品とし、地方公共団体が販売用として所有する土地・建物も含まれます。

棚卸資産は、販売目的の商品等ですので、会計期末において、それぞれの種類毎に原則として、取得原価により計上し、その評価基準及び評価方法を記載します。

具体的な評価方法については、実務研究会報告書には記載がありませんが、基本的には、物品等、該当する資産の評価方法を適用し、それ以外は、企業会計原則及び原価計算基準、相続税財産評価に関する基本通達等に当たって評価を行います。

ただし、地方公共団体単体及び連結対象法人の棚卸資産の評価基準は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率を算定する際の評価基準を用いることとしています（「新地方公会計制度研究会報告書」段落140、「地方公共団体財政健全化法における資産評価との関連に関するQ&A」問10）。

* 販売用土地の評価については、当手引の総論 17 頁参照のこと

(企業会計原則第三5A 抜粋)

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。

(相続税財産評価に関する基本通達 抜粋)

商品の価額は、その商品の販売業者が課税時期において販売する場合の価額から、その価額のうちに含まれる販売業者に帰属すべき適正利潤の額、課税時期後販売までにその販売業者が負担すると認められる経費（以下「予定経費」という。）の額及びその販売業者がその商品につき納付すべき消費税額（地方消費税額を含む。以下同じ。）を控除した金額によって評価する。

原材料の価額は、その原材料を使用する製造業者が課税時期においてこれを購入する場合の仕入価額に、その原材料の引取り等に要する運賃その他の経費の額を加算した金額によって評価する。

半製品及び仕掛品の価額は、製造業者がその半製品又は仕掛品の原材料を課税時期において購入する場合における仕入価額に、その原材料の引取り、加工等に要する運賃、加工費その他の経費の額を加算した金額によって評価する。

製品及び生産品の価額は、製造業者又は生産業者が課税時期においてこれを販売する場合における販売価額から、その販売価額のうちに含まれる適正利潤の額、予定経費の額及びその製造業者がその製品につき納付すべき消費税額を控除した金額によって評価する。

(2) 低価法の適用について

棚卸資産の時価が取得原価より著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とするとしていました(制度研究会報告書段落129)が、企業会計では、平成20年4月1日から「棚卸資産の評価に関する会計基準」が強制適用となっており、棚卸資産の正味売却可能額が取得原価よりも下落している場合については、正味売却可能額まで簿価を切り下げる必要があります。この点、『「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ & A』の「問48」でも例示されています。

附属資料 目次

1 用語集	1	
2 別表	7	
〔基準モデル〕		
別表B1	事業用資産とインフラ資産の区分表	7
別表B2	基本耐用年数表	8
別表B3	建物の耐用年数表	9
別表B4	主な物品・機械装置の耐用年数	10
別表B5	建設工事費デフレータ①～④	11
別表B5	建設工事費デフレータ(更新版)①～④	15
別表B6	地目変換表(例)	19
別表B7	建物用途表	20
別表B8	建物構造・用途別デフレータ	21
別表B8	建物構造・用途別デフレータ(更新版)	22
別表B9	建物構造別・用途別の単価表	23
別表B10	建設仮勘定台帳記載(例)	24
〔改訂モデル〕		
別表2-1	有形固定資産明細表	26
別表2-2	主な施設の状況	27
別表2-3	売却可能資産の状況	28
別表2-11	固定資産の段階的整備の状況	29
3 実務研究会報告書抜粋	30	

用語集

インフラ資産 [いんふらしさん]

インフラはインフラストラクチャー(infrastructure)の略である。

インフラストラクチャーとはもともとは「下部構造」という意味で、これが転じて、基本的には、「産業や生活の基盤として整備される施設」を指すようになった。狭義には、道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設など「産業の基盤となる施設」を指すが、広い意味では学校・病院・公園・福祉施設など「生活の基盤となる施設」も指す。

公会計にいうインフラ資産は、地方公共団体が都市基盤整備を行うために構築した、道路、橋梁、河川、池沼、漁港、水路等の構築物・工作物を中心とする資産である。

概要調書 [がいようちょうしょ]

正式には固定資産税概要調書といい、略して概要調書という。

概要調書は、地方税法第418条に基づき、市町村長が決定した固定資産評価額について、道府県知事に報告する固定資産(土地・家屋・償却資産)の価格等に関する統計資料である。

当調書は、土地の地目別地積や決定価格・課税標準額、家屋の木造・非木造別床面積や決定価格、償却資産の決定価格・課税標準額などを集計し、全国統一様式により作成される。

価格調査基準日 [かかくちょうさきじゅんび]

価格調査基準日とは、固定資産税課税のための評価にあたって、価格を把握するための事務作業の基準日をいい、基準年度の初日の属する前年の1月1日をいう。例えば、平成21基準年度評価替えに係る価格調査基準日は、平成20年1月1日である。

鑑定評価 [かんていひょうか]

ここにいう鑑定評価とは、不動産鑑定評価を指す。

不動産鑑定評価とは、不動産の鑑定評価に関する法律によれば、「土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示する行為」と規定されている。また同法により「他人の求めに応じて報酬を得て、不動産の鑑定評価を業として行うこと」が不動産鑑定業と定義され、不動産鑑定士(補)以外の者が不動産鑑定評価を行うことは禁止されている。

決算統計 [けっさんとうけい]

決算統計は、地方自治法第 252 条の 17 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づいて、地方財政状況調査として毎年定期的に行われるものであり、地方財政統計の中でも最も基本的なものである。決算統計には普通会計と公営事業会計があり、普通会計とは、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額をいい、地方財政統計処理上便宜的に用いられる会計区分をいう。また、公営事業会計とは、地方公共団体の経営する水道、病院、交通などの公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学付属病院事業に係る会計の総称をいう。

下落修正 [げらくしゅうせい]

固定資産税課税は、価格調査基準日(前頁参照)で把握される価格をもって決定されるが、宅地及び宅地比準土地については、価格調査基準日以降の半年間で地価が下落している場合、都道府県地価調査価格の結果等を活用し、評価額の修正を加えることができるとされている。(地方税法第 388 条第 1 項に定める固定資産評価基準の経過措置)。これを下落修正という。また、中途年度においても同様に、価格調査基準日以降の 1 年半、2 年半の間に地価が下落している場合、評価額の修正ができるものとしている(地方税法附則第 17 条の 2)。

減価償却累計額 [げんかしょうきゃくるといけいがく]

企業会計上、収益を獲得するために貢献した資産については費用収益対応の原則により、取得原価を収益の獲得のために利用した期間にわたって費用配分するのが望ましいと考えられる。この考え方に基づき、資産については、実務上資産ごとに耐用年数を定め、各期にその資産が貢献した収益に対応した費用を計上し、資産価額を減額している。

この各期の処理を減価償却といい、各期にわたって行った減価償却の合計額を減価償却累計額という。

建設仮勘定 [けんせつかりかんじょう]

建設仮勘定とは、有形固定資産に区分される勘定科目の一つである。

建設仮勘定は、建設中の建物や製作中の機械など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目であり、有形固定資産が完成し、事業の用に供した時点で、本勘定に振り替えられる。

なお、建設仮勘定の間は減価償却の対象とはならない。

公会計管理台帳 [こうかいけいかんりだいちょう]

公有財産を管理するため、地方公共団体は公有財産台帳の整備を行うが、ここにいう公会計管理台帳とは、公会計における作業の実施のため、地方公共団体が所有する固定資産について、各資産に関する減価償却の方法、残高等の管理を行うための台帳である(固定資産台帳:次頁参照)。

実務上は、既に地方公共団体が有する公有財産台帳や固定資産税評価に用いる土地(筆)データ等を用いて作成することとなる。

公正価値 [こうせいかり]

公正価値とは、公正な評価額という意味である。例えば、企業会計における時価会計に用いられる価格は、市場で成立している価格である時価が公正価値ととらえられる。

地方公共団体においては、資産を保有する目的が、行政サービスの提供である点から新地方公会計制度における公正価値は、地方公共団体が所有する資産の性質を、「①将来の資金流入をもたらすもの」とともに、「②将来の行政サービス提供能力を有するもの」ととらえ、特に②の観点が重視される。

公有財産 [こうゆうざいさん]

公有財産(こうゆうざいさん)とは、地方公共団体の所有に属する財産をいい、地方自治法第238条に規定されている資産をいう。

地方自治法第238条1項は、公有財産について以下のものを規定している。

- ① 不動産
- ② 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- ③ 上記に掲げる不動産及び動産の従物
- ④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- ⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- ⑥ 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ⑦ 出資による権利
- ⑧ 不動産の信託の受益権

また、公有財産は、第238条3項、4項において行政財産と普通財産に区分される。

ただし、新地方公会計制度での公有財産の意味合いは、会計上、対象となるすべての資産であるという色合いが濃い。

固定資産税評価額 [こていしさんぜいひょうかがく]

固定資産税評価額とは、市町村の税務課等にある固定資産課税台帳(地方税法第380条、登録事項は第381条に規定)に登録する土地や建物の評価額のことである。

固定資産税評価額は地方税法第388条第1項で総務大臣が定めることとしている「固定資産評価基準」に基づいて市町村が決定する。

なお、固定資産税課税台帳への登録は土地については、登記簿に登録してある一筆ごとに行われるため、固定資産税評価額も一筆毎に総額をもって記載されるものである。

従って、一筆の価格を求めるための過程である、路線価等は固定資産税評価額ではない。

固定資産台帳 [こていしさんだいちょう]

固定資産台帳とは、企業会計においては、企業の所有する固定資産の取得価格や償却方法、現在の残高などを記録するための補助簿である。

新地方公会計においても、基本的には同様で、地方公共団体が所有する固定資産について、各資産に関する減価償却の方法、残高等の管理を行う。

なお、当手引書では、新地方公会計において整備する固定資産台帳を公有財産台帳等と区別する意味で公会計管理台帳とする。

再調達価額 [さいちょうたつかがく]

ある資産について、現在の物価で同じものを調達するための価額である。

ある資産に関して、当該資産のサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額であるとも言える。

従って、ある資産を新規購入した場合、購入した時点においては、その代価である取得原価と再調達価額は同額となる。

事業用資産 [じぎょうようしさん]

事業用資産とは、企業等が事業の用に供している資産で、企業活動にとって欠かせない資産であり、売却処分が事業価値に影響を与える資産である。

従って、地方公共団体においては、行政サービスの提供のために所有されている資産をいい、庁舎等のほか、都市計画に基づく、道路予定地等の事業予定地をも含むものである。

取得価額 [しゅとくかがく]

企業会計においては、資産の計上を原則として取得原価をもって行う(取得原価主義)。

ここにいう、取得価額も基本的には、取得原価と同様である。

取得原価は、ある資産を取得する際の購入代価とそれに付随する費用を加算して求める。

状況類似地域(地区) [じょうきょうるいじちいき(ちく)]

市街地宅地評価法適用地区内において、宅地の価格に影響を及ぼす諸要素のうち地域的にみて類似性の強い要素に従った区分を用途地区というが、状況類似地域とは、当該用途地区区分を前提に、街路の状況、公共施設の等の接近の状況、家屋の疎密度、その他の宅地の利用上の便等から見て相当に相違する地域をいう。

状況類似地区は、農地、宅地(その他の宅地評価法を適用する場合)、山林、鉱泉地等について、その地目の価格形成に影響を及ぼす要因の状況を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる同地目の土地の所在する地区ごとに区分された地区である。

宅地比準土地 [たくちひじゅんとち]

宅地比準土地とは、固定資産評価額を求めるうえで、宅地の価格を基本とする土地をいう。

具体的には、固定資産評価基準にいう「市街化区域農地」、「宅地介在農地」、「その他の雑種地(一部)」等があげられ、価格を求める方法としては、比較する宅地の価額から造成費相当額、宅地化の難易等を考量した上で価格の決定を行う。

定額法 [ていがくほう]

定額法とは、減価償却の一手法で、毎年定額の減価償却費を計上していく方法をいう。

特徴は、償却費の額が原則として毎年同額となることであり、資産の簿価を0円まで、償却することができるため特定の資産については、定額法を採用することとされている。

デフレーター [でふれーた]

デフレーターとは、一定期間の物価動向を把握するための指数の一つである。

例えば、建設工事費デフレーターとは、国土交通省が作成している名目工事額を実質工事額に換算するための一種の価格指数のことで、建設工事費について物価変動の影響を除去するために作成している。また、この建設工事費デフレーターは建築費指数としても利用されている。

賦課期日 [ふかきじつ]

「賦課期日」とは、その日現在で、1年度分の納税義務者、課税客体などの課税要件を確定する日のことである。固定資産税を例にすると、地方税法第359条により、「当該年度の初日の属する年の一月一日」と定められている。

こうした方法が採られる理由は、課税期間の途中で所有者や課税客体の変更があった場合に、その都度、納税義務者や課税標準額などを変更すると課税事務が複雑になり、徴税コストが上昇するためである。

なお、賦課期日の定めをしているのは、例にあげた固定資産税のほか、個人の住民税、都市計画税、軽自動車税などである。

別 表

別表B1 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
1 行政財産				
1 1 公用財産				
1 1 1 庁舎	本庁、支所		○	
1 1 2 その他公用施設	職員宿舎		○	
2 公共用財産				
2 1 福祉施設				
2 1 1 社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
2 1 2 児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
2 2 公衆衛生施設				
2 2 1 公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
2 2 2 清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設			○
3 農林水産業施設				
3 1 農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く		○
3 2 林業関係施設		林道、一部の山林を除く		○
3 3 水産業関係施設		漁港を除く		○
4 商工観光施設				
4 1 商工施設		公営事業を除く	○	
4 2 観光施設		公営事業を除く	○	
5 道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
6 河川	河川、池沼			○
7 港湾	港湾、漁港			○
8 公園	都市公園、児童公園			○
9 住宅	公営住宅	職員住宅を除く	○	
10 防災	護岸、治山			○
11 教育施設				
11 1 学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
11 2 社会教育施設	図書館、市民会館		○	
11 3 給食施設	給食センター		○	
11 4 教員住宅			○	
12 公営事業				
12 1 上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
12 2 下水道施設	都市下水道、集落排水施設			○
12 3 病院			○	
12 4 その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設、駐車場	電気・ガスはインフラ資産	△	△
2 普通財産				
2 1 土地				
2 1 1 売却可能土地			○	
2 1 2 その他			○	
2 2 その他普通財産			○	

注1)「△」印は、具体的なケースに即して判断する。

別表B2 基本耐用年数表

	本資産算定で使用する耐用年数		財務省令での耐用年数	
	資産名	耐用年数	資産名	耐用年数
有形固定資産	建物	別表B3参照	建物	
	道路 注1)	48	道路	15
	林道(道路に準ずる)	48		
	農道(道路に準ずる)	48		
	橋梁	60	橋梁	60
	トンネル	75	トンネル	75
	立体交差(地下式)	75	立体交差(地下式)	75
	人工地盤	60	人工地盤	60
	区画整理	40		
	公園 注2)	40	公園	20
	防火水槽	30	防火水槽	30
	プール	30	プール	30
	河川(治水) 注1)	49	河川	30
	水路	30	水路	30
	水門・樋門	25	水門・樋門	25
	池沼	30	池沼	30
	農業農村整備	20		
	治山	30		
	砂防	50		
	漁港 注1)	50	漁港	50
港湾 注1)	49	港湾	50	
空港	25			
海岸保全 注1)	30			
ポンプ施設(防災用排水用) 注4)	15			
ごみ焼却場				
機械及び装置	別表B4参照			
物品	別表B4参照			
無形固定資産	地役権(地上権)	5		
	特許権	8	特許権	8
	ソフトウェア(複写後販売用)	3	ソフトウェア(同左)	3
	ソフトウェア(その他)	5	ソフトウェア(同左)	5
	電話加入権	20	電話加入権	20
	漁業権	10	漁業権	10
	ダム使用権	55	ダム使用権	55
水利権	20	水利権	20	
その他	下水道施設(例) 注3)			
	下水管きよ	50		
	処理設備	50		
	ポンプ設備	20		
	施設利用権(流域下水処理場利用)	50		

【参考】総務省方式改訂モデルの耐用年数

決算統計上の区分	耐用年数
総務費	
庁舎等	50
その他	25
民生費	
保育所	30
その他	25
衛生費	25
労働費	25
農林水産業費	
造林	25
林道	48
治山	30
砂防	50
漁港	50
農業農村整備	20
海岸保全	30
その他	25
商工費	25
土木費	
道路	48
橋りょう	60
河川	49
砂防	50
海岸保全	30
港湾	49
都市計画	
街路	48
都市下水路	20
区画整理	40
公園	40
その他	25
住宅	40
空港	25
その他	25
消防費	
庁舎	50
その他	10
教育費	50
その他	25
(公営事業会計)	
簡易水道事業 注5)	40
港湾整備事業	50
市場事業	25
と畜場事業	25
観光施設事業	25
住宅用地造成事業	40
工業用地造成事業	25
下水道事業 注5)	
管渠	50
ポンプ場	20
処理場	38
その他	38
駐車場整備事業	40
公立大学附属病院事業	25

注1) 道路の耐用年数は、財務省令で10から15年となっているが、国の道路資産価値評価で48年を利用しているため、これと整合性をあわせるために、48年とした。治水、港湾、海岸も同様とした。

注2) 公園に関しては、構築物の資産算定が出来ないため、総務省の耐用年数を採用した。

注3) 下水道事業会計の資産については、特に高額に上ることから、簿価の見直しを行う場合の参考として耐用年数を例示した。具体的には、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」を参照されたい。

注4) ポンプ施設は、防災用であるため、「地方公営企業施規則」の機械装置のポンプ設備の耐用年数を採用した。

注5) 「総務省方式改訂モデルの耐用年数」における簡易水道の耐用年数は、平成20年12月1日に公開された「新地方公会計モデルに関するQ&A(追加案)」の問2に従って記載した。

下水道事業に係る施設等の耐用年数は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」の第501段落の図7に示されている耐用年数に従って記載した。

出典：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」

別表B3 建物の耐用年数表

コード	用途名称	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K	L	M
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
01	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
05	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
06	詰所・寄り場												
08	作業所・工作室												
10	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
11	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
12	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
13	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
15	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
17	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
20	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
21	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
23	廊下・渡廊下												
24	図書館												
25	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
28	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
30	会館・本館												
31	音楽堂・ホール												
32	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
34	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
35	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
37	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
39	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
40	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
45	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
46	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
47	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
49	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
50	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
53	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
56	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
57	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
58	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
59	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
61	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
64	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
68	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
70	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
71	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
72	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
73	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
75	技術室・機械室												
76	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
77	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
89	その他												
90	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
91	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

資料：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」財務省

別表B4 主な物品・機械装置の耐用年数

備品台帳		減価償却資産の耐用年数等に関する省令		
小分類	中分類	耐用年数	種類及び用途	細目
印刷機	事務用機械器具類	5	2	複写機、計算機……
自動認証機	事務用機械器具類	5	2	その他の事務機器
製本機	事務用機械器具類	5	2	その他の事務機器
複写機	事務用機械器具類	5	2	複写機、計算機……
大気汚染自動測定装置	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
超音波厚み計	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
粉塵計	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
有機物汚濁測定装置	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
絵画・書	美術工芸品類			
彫刻	美術工芸品類			
陶器類	美術工芸品類			
木工芸品	美術工芸品類			
脂肪分離機	家事裁縫用具類	5	3	試験又は測定機器
食缶搬送コンベア	家事裁縫用具類	5	1	食事又はちゅう房用品・その他
食油ろ過器	家事裁縫用具類	6	1	電気冷蔵庫……
冷凍庫	家事裁縫用具類	6	1	電気冷蔵庫……
チェンバロ	音楽用具類	5	11	楽器
ピアノ	音楽用具類	5	11	楽器
サッカーボール	体育用具類	3	9	スポーツ具
防球ネット	体育用具類	3	9	スポーツ具
じん芥車	船車類	4	車両	特集自動車・じん芥車
救急車	船車類	5	車両	特集自動車・救急車
工作車	船車類	4	車両	特集自動車・特殊車体
消防車	船車類	5	車両	特集自動車・消防車
普通乗用車	船車類	6	車両	自動車・その他・その他
霊柩車	船車類	4	車両	特集自動車・霊柩車
さく岩機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
圧縮機	産業機械器具類	3	工具	ロール・その他
切断機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
粉碎機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
探知機	電気機器類	5	3	試験又は測定機器
蓄電池	電気機器類	6	1	電気冷蔵庫……
発電機	電気機器類	6	1	電気冷蔵庫……
放送設備	電気機器類	6	2	インターホン……
無線電信電話装置	電気機器類	6	2	インターホン……
純水製造装置	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
蒸気機関説明器	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
電子顕微鏡	理化学機械器具類	8	4	顕微鏡
粉碎装置	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
油処理フェンス	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
レントゲン装置	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
感覚矯正機器	医療機械器具類	6	8	回復訓練機器
小動物ICUシステム	医療機械器具類	5	8	その他・その他・その他
人工蘇生器	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
臓器撮影装置	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
建物模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
理化学模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
歴史模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
プレハブ(移動式組立家屋)	雑具類	10	11	その他・金属製
遺体冷却装置	雑具類	6	8	その他・レントゲン・その他
可搬式動力ポンプ	雑具類	15	12	その他・金属製
祭壇	雑具類	3	11	葬祭用具
仏具類	雑具類	3	11	葬祭用具

注) 本表では、地方公共団体の台帳に計上されている物品のうち、財務省令との適用関係が不明瞭なものにつき、例示した。

別表B5 建設工事費デフレーター①

工事 種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	土木 総合	公共 事業	土木 I (含む 災害 復旧)	土木 I (除く 災害 復旧)	治水 総合	河川	河川 総合 開発	砂防	水資源 機 構	海岸	道路 総合	一般 道路	道路 I																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
													道路 改良	道路 舗装	道路 橋梁	道路 補修																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
昭和26年度				12.6	11.6	11.8	12.1	10.1		14.3	12.5	11.9	12.0					27				13.9	13.1	13.3	13.5	11.7		15.3	13.7	13.0	13.0					28				15.0	14.2	14.5	14.4	12.7		16.6	14.7	14.0	13.9					29				15.1	14.4	14.7	14.6	13.1		16.8	14.7	14.1	14.0					30				14.8	14.3	14.9	14.7	12.0		16.4	14.4	13.8	13.7					31				16.3	15.6	16.2	15.8	13.2		17.9	15.8	15.0	14.9					32				17.2	16.5	17.2	16.6	14.3		19.1	16.7	15.8	15.8					33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3
27				13.9	13.1	13.3	13.5	11.7		15.3	13.7	13.0	13.0					28				15.0	14.2	14.5	14.4	12.7		16.6	14.7	14.0	13.9					29				15.1	14.4	14.7	14.6	13.1		16.8	14.7	14.1	14.0					30				14.8	14.3	14.9	14.7	12.0		16.4	14.4	13.8	13.7					31				16.3	15.6	16.2	15.8	13.2		17.9	15.8	15.0	14.9					32				17.2	16.5	17.2	16.6	14.3		19.1	16.7	15.8	15.8					33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																		
28				15.0	14.2	14.5	14.4	12.7		16.6	14.7	14.0	13.9					29				15.1	14.4	14.7	14.6	13.1		16.8	14.7	14.1	14.0					30				14.8	14.3	14.9	14.7	12.0		16.4	14.4	13.8	13.7					31				16.3	15.6	16.2	15.8	13.2		17.9	15.8	15.0	14.9					32				17.2	16.5	17.2	16.6	14.3		19.1	16.7	15.8	15.8					33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																				
29				15.1	14.4	14.7	14.6	13.1		16.8	14.7	14.1	14.0					30				14.8	14.3	14.9	14.7	12.0		16.4	14.4	13.8	13.7					31				16.3	15.6	16.2	15.8	13.2		17.9	15.8	15.0	14.9					32				17.2	16.5	17.2	16.6	14.3		19.1	16.7	15.8	15.8					33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																						
30				14.8	14.3	14.9	14.7	12.0		16.4	14.4	13.8	13.7					31				16.3	15.6	16.2	15.8	13.2		17.9	15.8	15.0	14.9					32				17.2	16.5	17.2	16.6	14.3		19.1	16.7	15.8	15.8					33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																								
31				16.3	15.6	16.2	15.8	13.2		17.9	15.8	15.0	14.9					32				17.2	16.5	17.2	16.6	14.3		19.1	16.7	15.8	15.8					33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																										
32				17.2	16.5	17.2	16.6	14.3		19.1	16.7	15.8	15.8					33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																												
33				16.8	16.3	17.0	16.5	14.2		18.1	16.0	15.2	15.0					34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																														
34				17.4	17.0	17.9	17.0	14.6		18.6	16.9	16.0	16.0					35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																
35	19.9	18.3		18.5	18.1	19.1	17.8	15.8		19.5	17.8	16.8	16.7					36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																		
36	21.5	20.0		20.5	20.2	21.1	19.7	18.0		21.8	19.7	18.6	18.4					37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																				
37	22.2	21.0		21.4	21.2	22.1	20.5	19.2		22.8	20.6	19.5	19.3					38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																						
38	22.8	21.6		22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	24.3	23.3	21.1	20.0	19.9					39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																								
39	24.1	22.6		22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.8	24.2	21.7	20.7	20.7					40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																										
40	25.2	23.4		23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	25.2	24.7	22.3	21.3	21.2					41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																												
41	27.1	25.2		25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.9	26.8	24.0	23.1	23.0					42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																														
42	28.7	27.4		27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.4	28.8	26.1	25.3	25.2					43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																
43	29.7	28.3		28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.3	29.7	26.7	25.9	25.8					44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
44	31.8	30.0		29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.7	31.6	28.2	27.3	27.2					45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45	34.0	32.0	31.7	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	34.2	33.5	30.0	29.0	28.9	31.4	23.7	36.8	24.5	46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
46	34.7	32.9	32.6	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.5	34.4	30.8	30.1	30.0	32.4	25.0	37.3	25.7	47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
47	36.7	35.1	34.5	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.8	36.6	32.8	31.9	31.8	34.5	25.9	39.6	27.0	48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
48	47.0	44.2	43.8	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6	46.6	41.3	40.1	39.9	43.9	32.0	49.7	33.7	49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
49	57.7	55.3	54.7	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.4	56.3	52.6	51.5	51.3	53.7	45.2	60.8	45.9	50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
50	58.5	56.2	55.6	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	56.4	57.0	53.6	52.4	52.2	54.6	46.4	61.5	46.8	51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
51	62.4	60.0	59.3	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	62.3	60.6	57.2	56.0	55.7	58.0	49.0	66.8	50.1	52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
52	64.8	63.9	63.2	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	64.6	65.2	61.0	59.9	59.6	62.0	53.0	69.7	53.6	53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
53	70.2	68.6	67.7	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	70.0	72.1	64.9	63.6	63.3	67.3	54.7	74.2	55.2	54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
54	77.3	75.7	75.1	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	75.9	78.9	73.1	71.9	71.5	74.4	66.2	79.2	65.2	55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
55	85.4	84.5	84.2	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	81.2	87.1	83.9	83.1	82.9	82.6	84.6	86.1	81.9	56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
56	86.7	86.2	85.9	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	82.6	87.6	86.5	86.0	85.9	84.1	91.6	86.6	87.0	57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
57	86.6	85.8	85.5	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	82.8	87.8	85.2	84.4	84.3	83.8	85.7	86.7	83.9	58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
58	86.3	85.1	84.9	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	81.9	87.2	84.5	83.6	83.5	83.3	83.9	86.8	82.9	59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
59	87.7	86.6	86.5	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	83.1	88.2	86.1	85.2	85.1	84.6	86.2	88.4	85.1	60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
60	86.7	85.4	85.3	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	81.8	84.1	85.4	84.8	84.7	83.2	88.0	86.7	86.2	61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
61	86.1	85.1	84.9	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	81.9	84.4	85.0	84.5	84.5	83.5	86.0	86.0	85.3	62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
62	87.2	86.5	86.3	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	83.9	86.1	86.2	85.6	85.6	84.9	86.0	87.8	86.0	63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
63	89.2	88.3	88.2	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	86.3	88.0	88.1	87.4	87.5	86.9	87.3	89.5	87.8	平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
平成元年度	93.6	92.8	92.7	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	91.5	92.1	92.8	92.0	92.0	91.2	92.1	94.4	92.5	2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	96.9	96.3	96.2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5	95.5	96.3	95.7	95.7	94.7	96.8	97.9	96.8	3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3	99.6	99.0	98.9	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.2	98.5	99.0	98.4	98.4	97.7	99.2	100.4	99.1	4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	100.8	100.5	100.3	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	99.9	100.0	100.4	100.0	100.0	99.5	100.4	101.4	100.2	5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	100.7	100.6	100.5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.6	100.2	100.5	100.4	100.3	100.1	100.6	101.1	100.5	6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	101.3	101.1	101.0	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.2	101.7	101.0	100.9	100.9	101.1	101.8	101.1	101.2	7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	101.7	101.5	101.5	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	101.6	102.2	101.5	101.6	101.7	101.7	102.1	101.6	101.5	8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
8	101.6	101.5	101.5	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	101.6	102.0	101.6	101.6	101.6	101.7	101.9	101.7	101.5	9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9	102.5	102.4	102.3	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.6	102.8	102.4	102.4	102.4	102.5	102.6	102.6	102.3	10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	100.7	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	100.9	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.8	100.6	100.5	11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11	99.6	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.5	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
13	98.2	98.2	98.1	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	97.5	98.3	98.2	98.1	98.1	98.1	98.3	98.2	98.1	14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	97.2	97.1	97.1	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	96.0	97.0	97.2	97.1	97.1	97.1	96.9	97.4	97.0	15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	97.8	97.7	97.7	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	96.1	97.7	97.9	97.6	97.6	97.4	97.6	98.1	97.8	16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16 (暫定)	99.1	98.8	98.7	98.7	97.7	98.3	96.4	97.3	96.3	98.4	99.2	98.5	98.8	98.3	98.5	100.8	99.2	17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
17 (暫定)	100.7	100.3	100.3	100.3	98.7	99.4	97.1	98.4	96.9	99.5	101.0	100.4	100.8	100.3	102.5	102.4	101.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

出典：国土交通省 総合政策局情報管理部建設調査統計課 建設工事費デフレーター(2000年度基準)

別表B5 建設工事費デフレーター②

工事 種別												道路Ⅱ	街路Ⅱ	公園	下水道	災 害
						有料 道路	日本 道路 公団	首高速 道路 公団	阪高速 道路 公団	本州四 連絡橋 公団	地方 道路 公社等	(再掲)	(再掲)			復 旧
	街路Ⅰ	街路 改良	街路 舗装	街路 橋梁	区画 整理											
年 度																
昭和26年度	12.1													12.0	14.8	
27	13.2													12.6	15.9	
28	14.4													13.9	17.0	
29	14.5													14.7	17.0	
30	14.3													14.6	17.1	
31	15.4						20.1				15.5			15.8	18.9	
32	16.4						20.8				16.4			16.6	20.1	
33	16.1						19.9				15.7			16.2	19.4	
34	16.7					21.5	20.8	26.7			16.6	18.0		17.1	19.9	
35	17.7					22.7	21.5	27.2			17.5	19.5		18.2	21.1	
36	19.6					24.6	23.2	28.5			19.2	21.8	20.7	23.4		
37	20.5					24.8	23.6	28.0			20.1	22.5	21.8	24.2		
38	20.9					25.4	24.0	28.5	30.0		20.6	23.0	22.4	24.7		
39	21.8					25.7	24.6	28.6	30.4		21.3	23.4	23.4	25.6		
40	22.3					26.2	25.1	28.7	30.5		21.9	23.9	24.1	26.4		
41	24.2					27.9	27.2	30.1	32.1		23.6	25.6	26.2	28.1		
42	26.5					29.1	28.5	31.2	33.1		25.8	27.3	28.3	29.6		
43	27.1					29.5	28.9	31.8	33.7		26.4	28.1	29.3	30.6		
44	28.5					31.4	31.0	33.7	35.6		27.9	29.7	31.2	32.8		
45	30.4	31.4	23.3	35.5	28.7	33.3	32.6	35.7	37.5		29.6	31.7	33.5	35.2	31.4	
46	31.4	32.3	24.6	36.0	30.0	33.8	33.1	35.8	37.8		30.6	32.3	34.7	36.0	32.9	
47	33.1	34.0	25.6	38.4	31.5	36.1	35.4	38.5	39.9		32.3	34.4	36.9	38.1	35.0	
48	41.8	43.5	31.3	48.7	39.1	46.3	45.3	50.7	51.1		40.7	43.7	46.3	48.7	44.2	
49	53.1	54.2	45.1	59.0	51.3	56.8	55.8	60.7	62.8		52.1	54.8	56.9	59.1	54.4	
50	53.8	54.5	46.4	60.1	52.4	57.4	56.4	61.3	62.9		53.0	55.5	57.9	59.7	55.8	
51	57.4	58.2	48.9	65.3	55.7	62.1	61.0	66.3	69.5		56.6	59.5	60.6	64.0	59.3	
52	61.1	61.9	53.0	68.6	59.7	65.7	64.4	69.8	72.6		60.4	63.1	64.5	67.2	63.9	
53	65.3	66.1	54.5	73.7	64.2	70.4	69.1	74.5	78.3		64.3	67.7	69.8	71.7	70.0	
54	73.9	74.5	66.3	79.4	72.5	77.1	76.1	80.1	83.5		72.4	75.5	77.6	78.0	76.9	
55	84.4	84.8	85.6	86.2	82.8	86.1	85.6	88.1	88.9		83.3	85.2	84.8	85.0	84.7	
56	86.8	86.7	93.3	86.5	85.3	87.5	87.0	88.9	89.8		86.0	87.4	85.7	86.0	85.8	
57	85.3	85.8	87.4	87.1	83.3	87.4	86.9	89.4	89.2		84.7	86.1	84.9	86.3	86.1	
58	84.3	84.9	85.6	87.3	82.1	87.0	86.3	89.9	89.5		84.0	85.5	84.3	86.1	85.7	
59	85.8	86.4	88.0	89.0	83.6	88.7	87.9	91.9	91.4		85.6	87.2	85.9	87.5	86.9	
60	85.1	85.3	90.1	87.3	83.5	87.4	86.6	90.4	90.8	91.6	84.5	85.0	86.3	85.5	86.6	84.2
61	84.6	84.9	87.9	86.7	83.2	86.5	86.1	89.2	88.1	90.0	84.1	84.7	85.5	85.5	85.7	84.5
62	85.8	86.1	87.7	88.2	84.3	88.2	88.0	90.9	89.7	90.2	85.2	86.0	86.9	86.9	86.8	86.2
63	87.6	88.0	89.0	90.1	86.0	90.3	90.0	92.8	91.0	91.4	87.1	87.9	88.6	88.6	88.6	88.1
平成元年度	92.2	92.6	93.7	94.8	90.3	94.8	94.7	97.5	95.6	95.4	91.5	92.4	93.2	93.1	93.0	92.5
2	95.9	96.4	98.4	98.6	93.9	98.3	98.3	101.0	98.9	98.0	95.2	96.1	96.9	95.8	96.2	96.0
3	98.8	99.2	100.7	100.9	97.0	100.7	100.7	103.0	101.1	100.4	98.0	98.8	99.5	98.7	99.1	98.8
4	100.1	100.4	101.2	101.6	98.9	101.8	101.4	103.1	101.9	101.3	99.7	100.1	100.6	100.0	100.5	100.2
5	100.3	100.4	100.9	101.2	99.9	100.8	100.9	101.8	101.4	100.9	100.1	100.4	100.5	100.2	100.7	100.3
6	101.1	100.9	101.4	101.0	100.7	100.7	100.9	101.1	101.3	100.8	100.9	101.0	100.8	101.1	101.1	100.9
7	101.3	101.3	101.5	101.3	101.3	101.3	101.2	101.3	101.6	101.2	101.5	101.6	101.3	101.4	101.4	101.4
8	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.5	101.7	101.0	101.5	101.6	101.4	101.3	101.4	101.4
9	102.2	102.2	102.2	102.4	102.1	102.3	102.4	102.4	102.5	102.1	102.3	102.4	102.3	102.2	102.2	102.1
10	100.4	100.4	100.3	100.5	100.3	100.5	100.5	100.4	100.6	100.8	100.5	100.6	100.4	100.4	100.6	100.5
11	99.5	99.5	99.4	99.6	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.8	99.5	99.6	99.5	99.5	99.7	99.6
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.2	98.2	98.3	98.1	98.2	98.4	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5	98.2	98.2	98.2	98.2	98.3
14	96.9	96.9	96.9	97.2	97.0	97.8	97.9	97.7	97.4	97.6	97.6	97.3	97.0	97.0	97.2	97.3
15	97.3	97.3	97.3	98.1	97.4	99.5	99.9	98.9	98.5	98.3	98.5	98.0	97.6	97.6	97.5	97.9
16 (暫定)	97.5	97.4	97.8	99.5	97.7	101.9	102.6	100.1	99.5	98.8	100.3	99.4	97.9	97.8	98.4	98.2
17 (暫定)	98.8	98.6	100.3	100.3	99.2	103.5	104.3	100.6	100.5	100.2	103.3	101.4	99.1	98.9	99.9	99.1

別表B5 建設工事費デフレータ③

工事 種別												その他 土 木	鉄 道 軌 道	電 力	電 気 通 信	上・ 工業用 水道	土 地 造 成	その他 土 木
	土木Ⅱ	港 湾・ 漁 港			空 港	環 境 衛 生	農 林 関 係 公 共 事 業											
		港 湾	漁 港	漁 港														
年 度																		
昭和26年度																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35									22.0									
36									23.4									
37									23.9									
38									24.6									
39									26.1									
40									27.6									
41									29.8									
42									30.5									
43									31.6									
44									34.5									
45		33.3							36.7									
46		34.3							36.9									
47		36.5							38.9									
48		45.9							50.5									
49		56.9							61.4									
50		57.9							61.8									
51		61.6							66.1									
52		65.6							68.7									
53		71.2							72.6									
54		77.9							79.7									
55		85.6							87.1									
56		87.1							87.8									
57		86.8							88.1									
58		86.3							88.1									
59		87.6							89.7									
60		85.9	86.0		89.6	90.2	85.1	89.1	89.6	90.5	93.8	89.1	86.5	88.2				
61		85.8	86.1		88.3	88.2	85.2	88.1	87.9	89.5	91.0	88.0	85.7	87.6				
62		87.1	87.5		89.0	89.1	86.5	89.0	90.1	90.2	92.7	88.6	86.4	88.3				
63		88.9	89.6		90.7	90.2	88.3	90.8	92.1	92.3	95.6	90.3	88.0	90.0				
平成元年度		93.1	93.9		95.3	94.2	92.4	95.2	97.2	96.8	100.5	94.5	92.0	94.2				
2		96.5	97.4		99.4	96.9	95.9	98.4	100.8	99.7	103.7	97.8	95.5	97.5				
3		99.2	100.1		102.0	99.8	98.6	100.8	102.1	101.1	103.4	100.4	98.5	100.2				
4		100.6	101.4		102.7	101.0	100.2	101.8	102.9	102.1	103.9	101.6	99.8	101.3				
5		100.7	101.2		102.2	101.0	100.4	101.2	101.1	101.1	100.9	101.4	100.0	101.3				
6		101.3	102.2		102.6	101.2	100.8	101.8	101.9	101.8	102.4	101.6	101.2	101.6				
7		101.7	102.6	102.6	102.6	101.5	101.3	102.1	102.6	102.4	103.4	101.8	101.3	101.8				
8		101.6	102.2	102.2	102.2	102.0	101.6	101.3	101.9	102.5	102.1	102.8	101.5	101.2	101.6			
9		102.4	102.9	103.0	102.8	102.6	102.4	102.2	102.8	103.4	103.0	103.8	102.5	102.1	102.6			
10		100.6	101.1	101.1	101.0	100.8	100.5	100.8	100.9	100.9	101.0	100.9	100.5	100.8				
11		99.6	99.8	99.8	99.7	99.6	99.5	99.6	99.6	99.5	99.6	99.5	99.8	99.6	99.7			
12		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
13		98.2	98.2	98.2	98.4	98.4	98.3	98.2	98.2	98.3	98.2	98.1	98.3	98.3				
14		97.3	97.2	97.2	97.1	97.4	97.2	97.3	97.3	97.5	97.3	97.1	97.4	97.3	97.3			
15		97.9	98.2	98.2	98.3	98.0	97.7	97.9	98.2	98.9	98.2	97.8	98.6	97.9	97.7			
16 (暫定)		99.1	99.7	99.8	99.4	99.0	98.1	99.0	99.8	101.5	100.2	99.9	100.3	98.4	99.2			
17 (暫定)		100.5	100.7	101.0	100.3	100.3	99.5	100.6	101.7	103.6	102.9	103.4	102.0	99.7	100.8			

別表B5 建設工事費デフレータ④

工事 種別	建設										非住宅					
	建設 総合	建設 総合	住宅 建築	住宅 W	住宅 非木造	鉄骨 鉄筋 SRC	鉄筋 RC	鉄骨 S	コンクリート ブロック その他 CB	木造 非住宅	木造 非住宅	鉄骨 鉄筋 SRC	鉄筋 RC	鉄骨 S	コンクリート ブロック その他 CB	
年度																
昭和26年度																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35	21.0	21.9	19.9	19.1	22.5					24.3	20.3	25.3				
36	23.2	24.3	22.8	22.1	24.6					26.3	23.4	26.7				
37	23.7	24.7	23.2	22.5	24.9					26.5	23.6	26.8				
38	24.4	25.5	24.2	23.7	25.7					27.0	24.5	27.2				
39	25.5	26.2	24.9	24.3	26.4					27.8	25.0	28.1				
40	26.2	26.8	25.6	25.0	27.0					28.4	25.7	28.7				
41	28.2	28.8	27.7	26.9	28.8					30.1	27.8	30.3				
42	29.8	30.5	29.8	29.1	30.4					31.6	29.9	31.7				
43	30.9	31.6	31.0	30.6	31.4					32.4	31.3	32.5				
44	32.8	33.5	32.9	32.5	33.3					34.3	33.1	34.4				
45	34.9	35.5	35.2	34.9	35.5	35.3	34.6	36.5	35.1	36.1	35.2	36.2	37.0	35.6	36.4	34.8
46	35.4	35.9	35.7	35.4	35.9	35.9	34.9	36.9	35.2	36.4	35.6	36.7	37.3	35.8	37.0	35.1
47	38.6	39.8	40.4	41.4	39.0	38.8	38.0	39.8	39.6	39.4	42.2	39.2	39.6	38.6	39.3	39.7
48	48.8	50.0	50.8	52.1	49.2	48.9	48.4	49.8	50.9	49.4	52.7	49.2	49.7	49.1	49.0	50.9
49	57.9	58.2	57.9	57.9	58.1	57.7	56.6	59.7	57.2	58.6	57.8	58.7	59.3	57.7	59.5	56.9
50	58.6	58.7	58.4	58.5	58.5	58.3	57.0	59.9	57.5	59.1	56.9	59.1	59.8	58.1	59.6	56.9
51	63.4	64.0	63.9	63.9	63.6	63.4	62.4	64.8	62.5	64.1	64.8	63.9	64.6	63.4	64.2	61.9
52	66.1	66.3	66.0	65.9	66.3	66.3	65.2	67.7	64.8	67.6	65.1	65.9	67.5	66.2	67.2	64.2
53	69.7	69.3	68.8	68.3	69.4	69.7	68.6	70.4	67.9	70.1	68.2	70.2	70.7	69.9	70.2	67.4
54	77.3	77.1	77.7	78.3	76.3	76.1	75.7	77.1	76.6	76.7	80.3	76.3	76.6	76.5	75.8	76.3
55	84.2	83.3	83.5	83.8	83.1	82.4	82.1	84.5	82.6	83.2	83.8	83.1	83.4	83.0	82.9	82.0
56	84.5	83.1	82.7	82.2	83.3	83.0	82.5	84.0	82.5	83.9	82.8	83.9	84.2	83.8	83.6	82.6
57	84.8	83.8	83.4	82.8	84.0	83.8	83.3	84.7	83.4	84.3	83.4	84.4	84.7	84.6	84.0	83.3
58	84.8	84.0	83.2	82.2	84.3	84.3	83.7	85.1	83.2	84.8	82.8	85.1	85.4	85.2	84.8	83.6
59	86.7	85.9	85.0	83.9	86.3	86.3	85.8	86.9	85.1	87.0	84.5	87.2	87.5	87.1	86.8	85.7
60	86.3	85.9	85.2	84.2	86.3	85.9	85.5	87.1	85.1	86.9	84.7	87.0	87.2	86.7	86.9	85.7
61	85.7	85.4	84.7	83.8	85.5	85.3	85.0	86.0	84.7	86.4	84.3	86.5	86.7	86.1	86.6	85.5
62	87.2	87.2	86.9	86.6	87.1	87.0	86.7	87.4	86.5	87.7	87.2	87.6	87.8	87.6	87.4	86.8
63	88.9	88.6	88.1	87.5	88.7	88.6	88.2	89.2	88.0	89.4	88.3	89.5	89.7	89.2	89.5	88.7
平成元年度	93.6	93.5	93.3	92.9	93.7	93.5	93.0	94.5	92.9	94.1	93.8	94.0	94.2	93.9	94.0	93.3
2	96.8	96.6	96.4	95.9	96.9	96.7	96.3	97.5	96.2	97.2	96.9	97.2	97.4	97.1	97.1	96.6
3	99.2	98.9	98.7	98.0	99.4	99.2	98.8	99.7	98.8	99.6	99.0	99.7	99.7	99.4	99.6	99.1
4	100.6	100.4	100.1	99.8	100.6	100.5	100.3	100.9	100.3	100.9	100.7	100.9	101.0	100.8	100.8	100.5
5	101.2	101.5	101.8	102.1	101.5	101.3	101.1	101.8	101.2	101.2	102.2	101.2	101.3	101.3	101.0	101.0
6	101.6	101.7	102.0	102.5	101.5	101.3	101.2	101.6	101.3	101.2	102.5	101.1	101.3	101.1	101.0	101.1
7	101.7	101.7	101.8	102.0	101.5	101.5	101.4	101.6	101.5	101.4	102.1	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4
8	101.9	102.2	102.4	102.9	101.9	101.9	101.9	102.0	101.9	101.7	103.0	101.6	101.7	101.8	101.5	101.6
9	102.7	102.8	103.0	103.2	102.7	102.7	102.7	102.8	102.6	102.6	103.2	102.6	102.6	102.7	102.5	102.6
10	100.7	100.8	100.7	100.7	100.7	100.7	100.6	100.8	100.7	100.8	100.8	100.8	100.8	100.7	100.9	100.8
11	99.7	99.9	99.9	100.1	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	100.0	99.7	99.7	99.7	99.8	99.8
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	98.3	98.4	98.5	98.3	98.4	98.5
14	97.3	97.4	97.4	97.1	97.6	97.5	97.7	97.5	97.4	97.5	97.1	97.6	97.7	97.5	97.5	97.6
15	97.9	98.0	97.9	97.6	98.3	98.5	98.6	97.9	98.1	98.0	97.4	98.1	98.3	98.2	97.9	98.3
16 (暫定)	99.0	98.9	98.8	98.1	99.6	99.8	100.1	99.0	98.9	99.1	97.9	99.2	99.4	99.3	99.0	98.9
17 (暫定)	100.2	99.8	99.6	98.8	100.5	100.4	100.9	100.0	99.6	100.0	98.6	100.1	100.3	100.0	100.1	99.6

注)省庁再編による国土交通省の設置に伴い、建設省所管土木を土木Ⅰに、非所管事業を土木Ⅱに名称を変更した。

別表B5 建設工事費デフレーター②(更新版)

工事 種別												道路Ⅱ	街路Ⅱ	公園	下水道	災 害				
						有料 道路	日本 道路 公団	首高速 道路 公団	阪高速 道路 公団	本州四 連絡橋 公団	地方 道路 公社等	(再掲)	(再掲)			復 旧				
	街路Ⅰ	街路 改良	街路 舗装	街路 橋梁	区画 整理															
年 度																				
昭和26年度	12.1															12.0	14.8			
27	13.2															12.6	15.9			
28	14.4															13.9	17.0			
29	14.5															14.7	17.0			
30	14.3															14.6	17.1			
31	15.4															15.8	18.9			
32	16.4															16.6	20.1			
33	16.1															16.2	19.4			
34	16.7															16.6	17.1	19.9		
35	17.7															17.5	19.5	21.1		
36	19.6															19.2	21.8	20.7	23.4	
37	20.5															20.1	22.5	21.8	24.2	
38	20.9															20.6	23.0	22.4	24.7	
39	21.8															21.3	23.4	23.4	25.6	
40	22.3															21.9	23.9	24.1	26.4	
41	24.2															23.6	25.6	26.2	28.1	
42	26.5															25.8	27.3	28.3	29.6	
43	27.1															26.4	28.1	29.3	30.6	
44	28.5															27.9	29.7	31.2	32.8	
45	30.4	31.4	23.3	35.5	28.7	33.3	32.6	35.7	37.5							29.6	31.7	33.5	35.2	31.4
46	31.4	32.3	24.6	36.0	30.0	33.8	33.1	35.8	37.8							30.6	32.3	34.7	36.0	32.9
47	33.1	34.0	25.6	38.4	31.5	36.1	35.4	38.5	39.9							32.3	34.4	36.9	38.1	35.0
48	41.8	43.5	31.3	48.7	39.1	46.3	45.3	50.7	51.1							40.7	43.7	46.3	48.7	44.2
49	53.1	54.2	45.1	59.0	51.3	56.8	55.8	60.7	62.8							52.1	54.8	56.9	59.1	54.4
50	53.8	54.5	46.4	60.1	52.4	57.4	56.4	61.3	62.9							53.0	55.5	57.9	59.7	55.8
51	57.4	58.2	48.9	65.3	55.7	62.1	61.0	66.3	69.5							56.6	59.5	60.6	64.0	59.3
52	61.1	61.9	53.0	68.6	59.7	65.7	64.4	69.8	72.6							60.4	63.1	64.5	67.2	63.9
53	65.3	66.1	54.5	73.7	64.2	70.4	69.1	74.5	78.3							64.3	67.7	69.8	71.7	70.0
54	73.9	74.5	66.3	79.4	72.5	77.1	76.1	80.1	83.5							72.4	75.5	77.6	78.0	76.9
55	84.4	84.8	85.6	86.2	82.8	86.1	85.6	88.1	88.9							83.3	85.2	84.8	85.0	84.7
56	86.8	86.7	93.3	86.5	85.3	87.5	87.0	88.9	89.8							86.0	87.4	85.7	86.0	85.8
57	85.3	85.8	87.4	87.1	83.3	87.4	86.9	89.4	89.2							84.7	86.1	84.9	86.3	86.1
58	84.3	84.9	85.6	87.3	82.1	87.0	86.3	89.9	89.5							84.0	85.5	84.3	86.1	85.7
59	85.8	86.4	88.0	89.0	83.6	88.7	87.9	91.9	91.4							85.6	87.2	85.9	87.5	86.9
60	85.1	85.3	90.1	87.3	83.5	87.4	86.6	90.4	90.8	91.6	84.5					85.0	86.3	85.5	86.6	84.2
61	84.6	84.9	87.9	86.7	83.2	86.5	86.1	89.2	88.1	90.0	84.1					84.7	85.5	85.5	85.7	84.5
62	85.8	86.1	87.7	88.2	84.3	88.2	88.0	90.9	89.7	90.2	85.2					86.0	86.9	86.9	86.8	86.2
63	87.6	88.0	89.0	90.1	86.0	90.3	90.0	92.8	91.0	91.4	87.1					87.9	88.6	88.6	88.6	88.1
平成元年度	92.2	92.6	93.7	94.8	90.3	94.8	94.7	97.5	95.6	95.4	91.5					92.4	93.2	93.1	93.0	92.5
2	95.9	96.4	98.4	98.6	93.9	98.3	98.3	101.0	98.9	98.0	95.2					96.1	96.9	95.8	96.2	96.0
3	98.8	99.2	100.7	100.9	97.0	100.7	100.7	103.0	101.1	100.4	98.0					98.8	99.5	98.7	99.1	98.8
4	100.1	100.4	101.2	101.6	98.9	101.8	101.4	103.1	101.9	101.3	99.7					100.1	100.6	100.0	100.5	100.2
5	100.3	100.4	100.9	101.2	99.9	100.8	100.9	101.8	101.4	100.9	100.1					100.4	100.5	100.2	100.7	100.3
6	101.1	100.9	101.4	101.0	100.7	100.7	100.9	101.1	101.3	100.8	100.9					101.0	100.8	101.1	101.1	100.9
7	101.3	101.3	101.5	101.3	101.3	101.3	101.2	101.3	101.6	101.2	101.5					101.6	101.3	101.4	101.4	101.4
8	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.5	101.7	101.0	101.5					101.6	101.4	101.3	101.4	101.4
9	102.2	102.2	102.2	102.4	102.1	102.3	102.4	102.4	102.5	102.1	102.3					102.4	102.3	102.2	102.2	102.1
10	100.4	100.4	100.3	100.5	100.3	100.5	100.5	100.4	100.6	100.8	100.5					100.6	100.4	100.4	100.6	100.5
11	99.5	99.5	99.4	99.6	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.8	99.5					99.6	99.5	99.5	99.7	99.6
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0					100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.2	98.2	98.3	98.1	98.2	98.4	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5					98.2	98.2	98.2	98.2	98.3
14	96.9	96.9	96.9	97.2	97.0	97.8	97.9	97.7	97.4	97.6	97.6					97.3	97.0	97.0	97.2	97.3
15	97.3	97.3	97.3	98.1	97.4	99.5	99.9	98.9	98.5	98.3	98.5					98.0	97.6	97.6	97.5	97.9
16	97.5	97.4	97.8	99.5	97.7	101.9	102.6	100.1	99.5	98.8	100.3					99.4	98.0	97.8	98.4	98.2
17	98.8	98.6	100.3	100.3	99.2	103.3	104.3	100.6	100.5	100.2	103.3					101.2	99.1	98.9	99.9	99.1
18																				
(暫定)	100.3	99.9	102.7	101.3	101.4	105.9	106.7	101.5	101.8	102.0	108.6					103.3	100.6	100.8	101.5	100.2
19																				
(暫定)	101.8	101.2	104.7	103.3	102.9	108.7	109.9	103.1	103.5	103.4	111.4					105.8	102.0	102.2	103.3	101.6

別表B5 建設工事費デフレーター③(更新版)

工事 種別												その他 土木	鉄道 軌道	電力	電気 通信	上・ 工業用 水道	土地 造成	その他 土木
	土木Ⅱ																	
	港 湾・ 漁 港	港 湾	漁 港	空 港	環 境 衛 生	農 林 関 係 公 共 事 業												
年 度																		
昭和26年度																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35												22.0						
36												23.4						
37												23.9						
38												24.6						
39												26.1						
40												27.6						
41												29.8						
42												30.5						
43												31.6						
44												34.5						
45	33.3											36.7						
46	34.3											36.9						
47	36.5											38.9						
48	45.9											50.5						
49	56.9											61.4						
50	57.9											61.8						
51	61.6											66.1						
52	65.6											68.7						
53	71.2											72.6						
54	77.9											79.7						
55	85.6											87.1						
56	87.1											87.8						
57	86.8											88.1						
58	86.3											88.1						
59	87.6											89.7						
60	85.9	86.0			89.6	90.2	85.1	89.1	89.6	90.5	93.8	89.1	86.5	88.2				
61	85.8	86.1			88.3	88.2	85.2	88.1	87.9	89.5	91.0	88.0	85.7	87.6				
62	87.1	87.5			89.0	89.1	86.5	89.0	90.1	90.2	92.7	88.6	86.4	88.3				
63	88.9	89.6			90.7	90.2	88.3	90.8	92.1	92.3	95.6	90.3	88.0	90.0				
平成元年度	93.1	93.9			95.3	94.2	92.4	95.2	97.2	96.8	100.5	94.5	92.0	94.2				
2	96.5	97.4			99.4	96.9	95.9	98.4	100.8	99.7	103.7	97.8	95.5	97.5				
3	99.2	100.1			102.0	99.8	98.6	100.8	102.1	101.1	103.4	100.4	98.5	100.2				
4	100.6	101.4			102.7	101.0	100.2	101.8	102.9	102.1	103.9	101.6	99.8	101.3				
5	100.7	101.2			102.2	101.0	100.4	101.2	101.1	101.1	100.9	101.4	100.0	101.3				
6	101.3	102.2			102.6	101.2	100.8	101.8	101.9	101.8	102.4	101.6	101.2	101.6				
7	101.7	102.6	102.6	102.6	102.6	101.5	101.3	102.1	102.6	102.4	103.4	101.8	101.3	101.8				
8	101.6	102.2	102.2	102.2	102.0	101.6	101.3	101.9	102.5	102.1	102.8	101.5	101.2	101.6				
9	102.4	102.9	103.0	102.8	102.6	102.4	102.2	102.8	103.4	103.0	103.8	102.5	102.1	102.6				
10	100.6	101.1	101.1	101.0	100.8	100.5	100.5	100.8	100.9	100.9	101.0	100.9	100.5	100.8				
11	99.6	99.8	99.8	99.7	99.6	99.5	99.6	99.6	99.5	99.6	99.5	99.8	99.6	99.7				
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
13	98.2	98.2	98.2	98.4	98.4	98.3	98.2	98.2	98.2	98.3	98.2	98.1	98.3	98.3				
14	97.3	97.2	97.2	97.1	97.4	97.2	97.3	97.3	97.5	97.3	97.1	97.4	97.3	97.3				
15	97.9	98.2	98.2	98.3	98.0	97.7	97.9	98.2	98.9	98.2	97.8	98.6	97.9	97.7				
16	99.0	99.7	99.8	99.4	99.0	98.1	99.0	99.9	101.5	100.2	99.9	100.3	98.4	99.2				
17	100.4	100.7	101.0	100.3	100.3	99.5	100.6	101.8	103.6	102.9	103.4	102.0	99.7	100.8				
18																		
(暫定)	102.1	102.2	102.5	101.5	101.9	101.4	102.2	104.6	107.7	108.5	111.5	103.5	101.1	102.7				
19																		
(暫定)	104.1	104.3	105.0	103.1	104.3	103.1	104.2	106.9	110.6	111.2	114.4	105.3	102.6	104.9				

別表B5 建設工事費デフレーター④(更新版)

工事種別	建設総合		住宅建築							非住宅						
	建設総合	住宅建築	木造住宅W	非木造住宅	鉄骨鉄筋SRC	鉄筋RC	鉄骨S	コンクリートブロックその他CB	木造非住宅	非木造非住宅	鉄骨鉄筋SRC	鉄筋RC	鉄骨S	コンクリートブロックその他CB		
年度																
昭和26年度																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35	21.0	21.9	19.9	19.1	22.5				24.3	20.3	25.3					
36	23.2	24.3	22.8	22.1	24.6				26.3	23.4	26.7					
37	23.7	24.7	23.2	22.5	24.9				26.5	23.6	26.8					
38	24.4	25.5	24.2	23.7	25.7				27.0	24.5	27.2					
39	25.5	26.2	24.9	24.3	26.4				27.8	25.0	28.1					
40	26.2	26.8	25.6	25.0	27.0				28.4	25.7	28.7					
41	28.2	28.8	27.7	26.9	28.8				30.1	27.8	30.3					
42	29.8	30.5	29.8	29.1	30.4				31.6	29.9	31.7					
43	30.9	31.6	31.0	30.6	31.4				32.4	31.3	32.5					
44	32.8	33.5	32.9	32.5	33.3				34.3	33.1	34.4					
45	34.9	35.5	35.2	34.9	35.5	35.3	34.6	36.5	35.1	36.1	35.2	36.2	37.0	35.6	36.4	34.8
46	35.4	35.9	35.7	35.4	35.9	35.9	34.9	36.9	35.2	36.4	35.6	36.7	37.3	35.8	37.0	35.1
47	38.6	39.8	40.4	41.4	39.0	38.8	38.0	39.8	39.6	39.4	42.2	39.2	39.6	38.6	39.3	39.7
48	48.8	50.0	50.8	52.1	49.2	48.9	48.4	49.8	50.9	49.4	52.7	49.2	49.7	49.1	49.0	50.9
49	57.9	58.2	57.9	57.9	58.1	57.7	56.6	59.7	57.2	58.6	57.8	58.7	59.3	57.7	59.5	56.9
50	58.6	58.7	58.4	58.5	58.5	58.3	57.0	59.9	57.5	59.1	56.9	59.1	59.8	58.1	59.6	56.9
51	63.4	64.0	63.9	63.9	63.6	63.4	62.4	64.8	62.5	64.1	64.8	63.9	64.6	63.4	64.2	61.9
52	66.1	66.3	66.0	65.9	66.3	66.3	65.2	67.7	64.8	67.6	65.1	65.9	67.5	66.2	67.2	64.2
53	69.7	69.3	68.8	68.3	69.4	69.7	68.6	70.4	67.9	70.1	68.2	70.2	70.7	69.9	70.2	67.4
54	77.3	77.1	77.7	78.3	76.3	76.1	75.7	77.1	76.6	76.7	80.3	76.3	76.6	76.5	75.8	76.3
55	84.2	83.3	83.5	83.8	83.1	82.4	82.1	84.5	82.6	83.2	83.8	83.1	83.4	83.0	82.9	82.0
56	84.5	83.1	82.7	82.2	83.3	83.0	82.5	84.0	82.5	83.9	82.8	83.9	84.2	83.8	83.6	82.6
57	84.8	83.8	83.4	82.8	84.0	83.8	83.3	84.7	83.4	84.3	83.4	84.4	84.7	84.6	84.0	83.3
58	84.8	84.0	83.2	82.2	84.3	84.3	83.7	85.1	83.2	84.8	82.8	85.1	85.4	85.2	84.8	83.6
59	86.7	85.9	85.0	83.9	86.3	86.3	85.8	86.9	85.1	87.0	84.5	87.2	87.5	87.1	86.8	85.7
60	86.3	85.9	85.2	84.2	86.3	85.9	85.5	87.1	85.1	86.9	84.7	87.0	87.2	86.7	86.9	85.7
61	85.7	85.4	84.7	83.8	85.5	85.3	85.0	86.0	84.7	86.4	84.3	86.5	86.7	86.1	86.6	85.5
62	87.2	87.2	86.9	86.6	87.1	87.0	86.7	87.4	86.5	87.7	87.2	87.6	87.8	87.6	87.4	86.8
63	88.9	88.6	88.1	87.5	88.7	88.6	88.2	89.2	88.0	89.4	88.3	89.5	89.7	89.2	89.5	88.7
平成元年度	93.6	93.5	93.3	92.9	93.7	93.5	93.0	94.5	92.9	94.1	93.8	94.0	94.2	93.9	94.0	93.3
2	96.8	96.6	96.4	95.9	96.9	96.7	96.3	97.5	96.2	97.2	96.9	97.2	97.4	97.1	97.1	96.6
3	99.2	98.9	98.7	98.0	99.4	99.2	98.8	99.7	98.8	99.6	99.0	99.7	99.7	99.4	99.6	99.1
4	100.6	100.4	100.1	99.8	100.6	100.5	100.3	100.9	100.3	100.9	100.7	100.9	101.0	100.8	100.8	100.5
5	101.2	101.5	101.8	102.1	101.5	101.3	101.1	101.8	101.2	101.2	102.2	101.2	101.3	101.3	101.0	101.0
6	101.6	101.7	102.0	102.5	101.5	101.3	101.2	101.6	101.3	101.2	102.5	101.1	101.3	101.1	101.0	101.1
7	101.7	101.7	101.8	102.0	101.5	101.5	101.4	101.6	101.5	101.4	102.1	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4
8	101.9	102.2	102.4	102.9	101.9	101.9	101.9	102.0	101.9	101.7	103.0	101.6	101.7	101.8	101.5	101.6
9	102.7	102.8	103.0	103.2	102.7	102.7	102.7	102.8	102.6	102.6	103.2	102.6	102.6	102.7	102.5	102.6
10	100.7	100.8	100.7	100.7	100.7	100.7	100.6	100.8	100.7	100.8	100.8	100.8	100.8	100.7	100.9	100.8
11	99.7	99.9	99.9	100.1	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	100.0	99.7	99.7	99.7	99.8	99.8
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	98.3	98.4	98.5	98.3	98.4	98.5
14	97.3	97.4	97.4	97.1	97.6	97.5	97.7	97.5	97.4	97.5	97.1	97.6	97.7	97.5	97.5	97.6
15	97.9	98.0	97.9	97.6	98.3	98.5	98.6	97.9	98.1	98.0	97.4	98.1	98.3	98.2	97.9	98.3
16	99.0	98.9	98.9	98.1	99.6	99.8	100.1	99.0	98.9	99.1	97.9	99.1	99.4	99.3	99.0	98.9
17	100.0	99.8	99.7	98.8	100.6	100.4	100.9	100.0	99.6	100.0	98.6	100.1	100.3	100.0	100.1	99.6
18																
(暫定)	102.1	101.7	101.6	100.8	102.5	102.3	103.0	102.0	101.1	101.9	100.3	102.0	102.2	102.1	102.0	101.1
19																
(暫定)	104.0	103.5	103.4	102.3	104.5	104.3	105.2	103.7	102.8	103.9	101.8	104.0	104.2	104.0	104.0	102.6

注)省庁再編による国土交通省の設置に伴い、建設省所管土木を土木Ⅰに、非所管事業を土木Ⅱに名称を変更した。

別表B6 地目変換表(例)

土地台帳地目	
地目コード	地目名称
01	田
02	畑
03	宅地
04	塩田
05	池沼
06	山林
07	原野
08	ゴルフ場等
09	公園
10	鉄軌道用地
11	雑種地
12	公衆用道路
14	溜池
15	その他
16	保安林
19	河川敷
20	海没地
21	学校用地
22	墓地
23	境内地
24	堤
25	用悪水路
26	井溝
27	水道用地
28	砂置場
29	貯水池
30	緑地



固定資産税地目への変換	
評価地目コード	評価地目名称
1	宅地
1	宅地
1	宅地
該当なし	塩田
2	池沼
3	山林
4	原野
5	雑種地
6	市平均
2	池沼
5	雑種地
3	山林
5	雑種地
5	雑種地
1	宅地
5	雑種地
5	雑種地
6	市平均
6	市平均
6	市平均
5	雑種地
5	雑種地
2	池沼
5	雑種地

別表B7 建物用途表

	用 途
1	庁舎
2	事務所
3	詰所・寄り場
4	作業所・工作室
5	倉庫・物置
6	自転車置場・置場
7	書庫
8	車庫
9	食堂・調理室
10	陳列所・展示室
11	校舎・園舎
12	講堂
13	給食室
14	廊下・渡廊下
15	図書館
16	体育館
17	集会所・会議室
18	会館・本館
19	音楽堂・ホール
20	公民館
21	保健室・医務室・衛生室
22	脱衣室・更衣室
23	保育室・育児室
24	案内所
25	寮舎・宿舎
26	洗場・水飲場
27	浴場・風呂場
28	便所
29	教習所・養成所・研修所
30	温室
31	小屋・畜舎
32	火葬場
33	葬祭所・斎場
34	霊安室・死体安置室
35	焼却場
36	塵芥集積所
37	処理場・加工場
38	監視所・観察所
39	滅菌室
40	濾過室
41	計量器室
42	ポンプ室
43	技術室・機械室
44	ボイラー室
45	配電室・電気室
46	その他
47	住宅
48	住宅付属建物

別表B8 建物構造・用途別デフレーター

表主体コード	
1	鉄骨鉄筋コンクリート
2	鉄筋コンクリート
3	コンクリートブロック
4	鉄骨
5	木造

単価表用途コード	
a	庁舎
b	住宅
c	校舎
d	倉庫
e	その他

年度別建築費指数表(デフレーター)

和暦 年度	西暦年度	木造	S	CB	RC	SRC
		5	4	3	2	1
H18	2006	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H17	2005	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H16	2004	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H15	2003	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H14	2002	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H13	2001	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H12	2000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H11	1999	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H10	1998	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H9	1997	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H8	1996	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H7	1995	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H6	1994	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H5	1993	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H4	1992	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
H3	1991	1.06	1.05	1.06	1.06	1.06
H2	1990	1.12	1.10	1.13	1.13	1.12
H1	1989	1.19	1.18	1.21	1.21	1.21
S63	1988	1.27	1.23	1.30	1.30	1.28
S62	1987	1.39	1.29	1.42	1.42	1.39
S61	1986	1.43	1.31	1.46	1.46	1.42
S60	1985	1.43	1.26	1.43	1.43	1.38
S59	1984	1.43	1.25	1.43	1.43	1.37
S58	1983	1.43	1.25	1.43	1.43	1.37
S57	1982	1.41	1.23	1.41	1.41	1.34
S56	1981	1.40	1.24	1.42	1.42	1.35
S55	1980	1.42	1.27	1.45	1.45	1.39
S54	1979	1.59	1.42	1.62	1.62	1.55
S53	1978	1.74	1.53	1.79	1.79	1.71
S52	1977	1.80	1.63	1.89	1.89	1.82
S51	1976	1.84	1.63	1.92	1.92	1.84
S50	1975	1.87	1.64	1.94	1.94	1.86
S49	1974	1.89	1.58	1.94	1.94	1.83
S48	1973	2.30	2.18	2.68	2.68	2.52
S47	1972	3.34	2.81	3.37	3.37	3.19
S46	1971	3.54	2.89	3.45	3.45	3.29
S45	1970	3.71	2.82	3.53	3.53	3.29
S44	1969	4.21	3.27	4.12	4.12	3.81
S43	1968	4.55	3.71	4.48	4.48	4.22
S42	1967	4.87	3.51	4.58	4.58	4.19
S41	1966	5.41	3.92	4.99	4.99	4.60
S40	1965	5.57	4.03	5.08	5.08	4.67
S39	1964	5.98	4.31	5.41	5.41	5.03
S38	1963	6.18	4.42	5.56	5.56	5.17
S37	1962	6.34	4.48	5.67	5.67	5.26
S36	1961	6.79	4.60	6.22	6.22	5.56
S35	1960	8.25	5.26	7.08	7.08	6.30
S34	1959	9.36	5.50	7.59	7.59	6.59
S33	1958	9.90		8.21	8.21	7.19
S32	1957	9.73		7.45	7.45	6.33
S31	1956	10.41		7.45	7.45	6.22
S30	1955	10.68		8.56	8.56	7.54
S29	1954	11.05		9.00	9.00	8.03
S28	1953	12.00		9.13	9.13	8.12
S27	1952	13.69		9.77	9.77	8.52
S26	1951	14.65		9.68	9.68	8.29
S25	1950	19.99		14.16	14.16	13.00
S24	1949	18.00		13.27	13.27	12.85
S23	1948	19.99		14.47	14.47	14.32
S22	1947	35.00		24.71	24.71	23.77

出典：社団法人全国市有物件災害共済会(2006年度)

別表B8 建物構造・用途別デフレーター(更新版)

表主体コード	
1	鉄骨鉄筋コンクリート
2	鉄筋コンクリート
3	コンクリートブロック
4	鉄骨
5	木造

単価表用途コード	
a	庁舎
b	住宅
c	校舎
d	倉庫
e	その他

年度別建築費指数表(デフレーター)

和暦 年度	西暦年度	木造	S	CB	RC	SRC
		5	4	3	2	1
H20	2008	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H19	2007	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H18	2006	1.01	1.02	1.04	1.04	1.02
H17	2005	1.01	1.02	1.05	1.05	1.02
H16	2004	1.00	1.07	1.05	1.05	1.04
H15	2003	1.00	1.14	1.10	1.10	1.09
H14	2002	1.00	1.14	1.12	1.12	1.09
H13	2001	1.00	1.15	1.12	1.12	1.09
H12	2000	1.00	1.15	1.11	1.11	1.09
H11	1999	1.00	1.13	1.08	1.08	1.06
H10	1998	1.00	1.10	1.04	1.04	1.03
H9	1997	1.00	1.08	1.03	1.03	1.02
H8	1996	1.00	1.07	1.02	1.02	1.01
H7	1995	1.00	1.05	1.01	1.01	1.00
H6	1994	1.00	1.03	1.00	1.00	1.00
H5	1993	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H4	1992	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
H3	1991	1.06	1.05	1.06	1.06	1.06
H2	1990	1.12	1.10	1.13	1.13	1.12
H1	1989	1.19	1.18	1.21	1.21	1.21
S63	1988	1.27	1.23	1.30	1.30	1.28
S62	1987	1.39	1.29	1.42	1.42	1.39
S61	1986	1.43	1.31	1.46	1.46	1.42
S60	1985	1.43	1.26	1.43	1.43	1.38
S59	1984	1.43	1.25	1.43	1.43	1.37
S58	1983	1.43	1.25	1.43	1.43	1.37
S57	1982	1.41	1.23	1.41	1.41	1.34
S56	1981	1.40	1.24	1.42	1.42	1.35
S55	1980	1.42	1.27	1.45	1.45	1.39
S54	1979	1.59	1.42	1.62	1.62	1.55
S53	1978	1.74	1.53	1.79	1.79	1.71
S52	1977	1.80	1.63	1.89	1.89	1.82
S51	1976	1.84	1.63	1.92	1.92	1.84
S50	1975	1.87	1.64	1.94	1.94	1.86
S49	1974	1.89	1.58	1.94	1.94	1.83
S48	1973	2.30	2.18	2.68	2.68	2.52
S47	1972	3.34	2.81	3.37	3.37	3.19
S46	1971	3.54	2.89	3.45	3.45	3.29
S45	1970	3.71	2.82	3.53	3.53	3.29
S44	1969	4.21	3.27	4.12	4.12	3.81
S43	1968	4.55	3.71	4.48	4.48	4.22
S42	1967	4.87	3.51	4.58	4.58	4.19
S41	1966	5.41	3.92	4.99	4.99	4.60
S40	1965	5.57	4.03	5.08	5.08	4.67
S39	1964	5.98	4.31	5.41	5.41	5.03
S38	1963	6.18	4.42	5.56	5.56	5.17
S37	1962	6.34	4.48	5.67	5.67	5.26
S36	1961	6.79	4.60	6.22	6.22	5.56
S35	1960	8.25	5.26	7.08	7.08	6.30
S34	1959	9.36	5.50	7.59	7.59	6.59
S33	1958	9.90		8.21	8.21	7.19
S32	1957	9.73		7.45	7.45	6.33
S31	1956	10.41		7.45	7.45	6.22
S30	1955	10.68		8.56	8.56	7.54
S29	1954	11.05		9.00	9.00	8.03
S28	1953	12.00		9.13	9.13	8.12
S27	1952	13.69		9.77	9.77	8.52
S26	1951	14.65		9.68	9.68	8.29
S25	1950	19.99		14.16	14.16	13.00
S24	1949	18.00		13.27	13.27	12.85
S23	1948	19.99		14.47	14.47	14.32
S22	1947	35.00		24.71	24.71	23.77

出典: 社団法人全国市有物件災害共済会(2008年度)

別表B9 建物構造別・用途別の単価表

(円/㎡)

用途コード	用途名	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	鉄骨造	木造
a	庁舎	235,000	180,000	115,000	90,000	95,000
b	住宅	165,000	155,000	105,000	90,000	100,000
c	校舎	135,000	135,000	100,000	80,000	90,000
d	倉庫	130,000	130,000	70,000	60,000	60,000
e	その他	205,000	155,000	100,000	70,000	95,000

備考

a	庁舎	庁舎、一般事務所、議会棟、公会堂、ホール、会館、美術館、博物館、図書館、体育館、病院、保健所、診療所
b	住宅	住宅
c	校舎	幼稚園舎、学校校舎、学校講堂、学校体育館、学校図書館、学校実習室、学校給食室、学校部室、学校便所、公民館、集会所、保育所、福祉集会所、住宅集会所、簡易事務所、休憩所、待合所、宿直室、柔剣道場、母子寮、老人ホーム、寮舎、宿舎
d	倉庫	学校温室、学校物置、学校小屋、学校廊下、学校渡廊下、動物飼育舎、温室、塵芥集積所、市場、産業倉庫、と畜場、畜舎、共同作業所、訓練作業所、加工場、住宅物置、自転車置場、車庫、駐車場、上屋、簡易上屋、倉庫、廊下、渡廊下、簡易機械室棟、簡易熱源機械室
e	その他	給食センター、便所、プール(室内)、競技場、スタンド、保養所、霊安室、死体安置室、焼却場、処理場、火葬場、斎場、浴場、養護医療施設、店舗、冷蔵庫、住宅処理場、湯沸場、水飲場、洗場、食堂、調理室、脱衣室、風呂場、工場機械室棟、工場熱源機械室棟

資料：「全国市有物件災害共済会」の用途及び単価表

有形固定資産明細表(平成〇年度)

(単位:千円)

区分	土地 A	償却資産			帳簿価格 D=B-C	貸借対照表計上額	
		取得価額 B	減価償却累計額 C	うち当年度償却額		A+D	うち資産評価差額
生活インフラ・国土保全	0	0	0	0	0	0	0
道路					0	0	0
橋りょう					0	0	0
河川					0	0	0
砂防					0	0	0
海岸保全					0	0	0
港湾					0	0	0
都市計画	0	0	0	0	0	0	0
街路					0	0	0
都市下水路					0	0	0
区画整理					0	0	0
公園					0	0	0
その他					0	0	0
住宅					0	0	0
空港					0	0	0
その他					0	0	0
教育	0	0	0	0	0	0	0
小学校					0	0	0
中学校					0	0	0
高等学校					0	0	0
幼稚園					0	0	0
特殊学校					0	0	0
大学					0	0	0
各種学校					0	0	0
社会教育					0	0	0
その他					0	0	0
福祉	0	0	0	0	0	0	0
保育所					0	0	0
その他					0	0	0
環境衛生	0	0	0	0	0	0	0
清掃	0	0	0	0	0	0	0
ごみ処理					0	0	0
し尿処理					0	0	0
その他					0	0	0
保健衛生					0	0	0
その他					0	0	0
産業振興	0	0	0	0	0	0	0
労働					0	0	0
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0
造林					0	0	0
林道					0	0	0
治山					0	0	0
砂防					0	0	0
漁港					0	0	0
農業農村整備					0	0	0
海岸保全					0	0	0
その他					0	0	0
商工	0	0	0	0	0	0	0
国立公園等					0	0	0
観光					0	0	0
その他					0	0	0
消防(警察)	0	0	0	0	0	0	0
庁舎					0	0	0
その他					0	0	0
総務	0	0	0	0	0	0	0
庁舎等					0	0	0
その他					0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

主な施設の状況（平成〇年度）

区分	名 称 等	取得年度 (年度)	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	
						うち資産評価差額
生活 インフラ・ 国土保全	〇〇駅前再開発					
	〇〇公園					
	〇〇住宅					
	その他					
	小 計	—				
教育	小学校					
	体育館					
	図書館					
	その他					
	小 計	—				
福祉	保育所					
	老人福祉センター					
	デイサービスセンター					
	その他					
	小 計	—				
環境衛生	ごみ処理施設					
	し尿処理施設					
	保健センター					
	斎場					
	その他					
	小 計	—				
産業振興	〇〇振興センター					
	道の駅〇〇					
	その他					
	小 計	—				
消防	消防本部					
	消防署					
	その他					
	小 計	—				
総務	庁舎					
	その他					
	小 計	—				
合 計		—				

(注) 取得価額には、土地の価額は含まれていません。

売却可能資産明細表（平成〇年度）

土地

所在地	地目	面積 (㎡)	取得年度	取得価額 (千円)	回収可能価額 (千円)	差引評価差額 (千円)
合計	—		—			

償却資産

名称	所在地	延床面積 (㎡)	用途	構造	取得年度	取得価額 (千円)	回収可能価額 (千円)	差引評価差額 (千円)
合計	—		—	—	—			

（注）上表は、平成〇年度末現在における売却可能資産の内訳を表したものです。

固定資産の段階的整備の状況（平成○年度）

①有形固定資産

（単位：千円）

区分	公正価値評価 認識額	帳簿価額(決算統計計上額)			資産評価差額
		当初計上額	減価償却累計額	差引	
生活インフラ・国土保全				0	0
教育				0	0
福祉				0	0
環境衛生				0	0
産業振興				0	0
消防				0	0
総務				0	0
合計	0	0	0	0	0

（注）【記載例】本市では、平成△年度より固定資産台帳を段階的に整備しており、平成○年度末現在では、土地のすべて及び建物の一部について再調達価額で評価しています。

②売却可能資産

（単位：千円）

区分	売却可能資産 認識額	帳簿価額(決算統計計上額)			資産評価差額
		当初計上額	減価償却累計額	差引	
生活インフラ・国土保全				0	0
教育				0	0
福祉				0	0
環境衛生				0	0
産業振興				0	0
消防				0	0
総務				0	0
合計	0	0	0	0	0

（注）上表には、平成○年度に新たに売却可能資産として認識したものを記載しています。
なお、売却可能資産の範囲と売却可能価額の算定方法は貸借対照表注記に記載のとおりです。

3 . 実務研究会報告書抜粋

基準モデル

33. 基準モデルの初回導入時において、各地方公共団体及び連結対象関係団体は、保有する資産・負債に関する公正価値評価を行い、過去からの含み損、不良資産等を悉皆的に明らかにすることを通じて、将来に向けたフレッシュスタートを切ることを原則とする。

37. これらの財務書類の注記については、『制度研究会報告書』（第 245 段落以降を参照）の時点以降の状況変化等に対応し、次の項目を追加するので留意されたい。

(1) 単体BSの注記として、「売却可能資産」（売却することが既に機関決定されている資産、または、売却の機関決定はなされていないが、近い将来の売却が予定されていると判断される資産）に関する資産科目別の金額を追加する。なお、売却可能資産の測定基準は、実現可能価値または市場価格によることとする。

第4章 固定資産にかかる実務

4 . 1 共通事項

126. 基準モデルの貸借対照表に計上する固定資産は、〈別表 B1 事業用資産とインフラ資産の区分表〉に従い、事業用資産とインフラ資産に区分して表示する。両者の区分の判断基準については、〈別表 A4 勘定科目参考事項〉の3を参照されたい。

127. なお、本章では、固定資産としての共通の性質に鑑み、インフラ資産についても特に必要がある場合を除き、事業用資産の勘定科目を援用して記述している。

128. インフラ資産に属する工作物には、道路、橋梁、河川、池沼、漁港、水路、港湾、河川、水路等多くの種類があるが、本作成要領では、道路を例として記述している。従って、その他の工作物については、道路の事例を参考にされたい。

129. 減価償却について、事業用資産の場合、減価償却費として PL 上に計上する。他方、インフラ資産の直接資本減耗については、原則として独立行政法人会計基準「第 86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に準拠し、独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する場合と同様の会計処理を採用するため、NWM 上で直接資本減耗として処理することに留意されたい。

4.2 固定資産台帳

4.2.1 固定資産台帳と現行の財産台帳等との関係

130. 公正価値や減価償却累計額等を記載した網羅的な固定資産台帳の整備は、地方公共団体の財政状態の正確な把握のため、必要不可欠であると同時に、基準モデルに基づく財務書類作成の大前提である。現行制度における財産台帳等は、その目的や構造等においてかかる固定資産台帳とは大きく異なることから、既存の財産台帳等から可能な限りデータを取得したうえ、原則として新たな財務会計目的の固定資産台帳として整備することが適当と考えられる。両台帳においては、資産番号等を共用してリンクすることにより、相互の整合性を保持することが重要である。

131. 財務会計目的の固定資産台帳には、既存の財産台帳等において把握されていない資産についても記載することとなる。

4.2.2 固定資産台帳への記帳

132. 貸借対照表に計上する固定資産については、資産単位(口座)ごとに固定資産台帳を作成し管理する。

133. 固定資産台帳に記載すべき1単位(口座)は、棟、個、台、筆、 m^2 、 m 等を基本単位とする。但し、例外として、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量(延長キロ等)をもって記帳単位(口座)とすることも妨げない。

134. 固定資産台帳には、一資産単位ごとに、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額(または無償取得等の場合の取得価額相当額)、減価償却・直接資本減耗累計額(償却資産の場合)、帳簿価額等を記帳する。固定資産台帳の書式例は、(別表A5-3 固定資産台帳)を参照されたい。

135. 建設仮勘定については、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、(別表 A5- 3 固定資産台帳)に書式例を示した建設仮勘定台帳にその履歴を記帳する。

136. 固定資産台帳の帳簿価額の集計額は、総勘定元帳及び合計残高試算表の金額と合致しなければならない。

137. 既存の固定資産の価値を増加させない修繕・補修・改修・改築・改造等は、固定資産の増加として認識しない。例えば、
漁港・港湾の浚渫工事で、水深が従前と変わらないもの。
河川の堤防の改修工事で、堤の容量や材料が従前と変わらないもの。
災害復旧において、新規に作り直す部分以外等。

138. リース資産(購入額50万円相当以上)については、原則としてリース会計基準を適用のうえ、リース債務と両建てでオン・バランス化を要する場合、その金額及び計算方法等を固定資産台帳に記帳する。

139. 特に、PFI事業にかかる資産については、契約上のリスク配分状況等を検討のうえ、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記帳する。

140. 棚卸資産(販売目的)は別途管理し、固定資産台帳上は、棚卸資産の管理単位ごとに期首・期末の残高のみを記帳する。なお、地方公共団体単体及び連結対象法人の棚卸資産の評価基準は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率を算定する際の評価基準を用いることとする。

141. 土地、建物、工作物等の固定資産を有償取得した場合、その取得価額については、企業会計原則(第三 - 五 - D)に準拠し、当該資産の取得にかかる直接的な対価の他、引取費用等の付随費用を含める。

142. 耐用年数及び償却率表は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(以下、単に「財務省令」と称する)に従う。具体的には、(別表B2 基本耐用年数表)、(別表B3 建物の耐用年数表)、(別表B4 主な物品・機械装置の耐用年数)に引用している。

143. 減価償却計算の方法は、以下によるものとする。

- (1) 減価償却は、開始時簿価及びそれ以降の簿価ともに、定額法(平成19年度税制改正における平成19年度4月1日以後取得償却資産の償却限度額計算方法に従う)により算定する。
- (2) 減価償却の開始は取得年度の翌年度からとする。
- (3) 端数処理については、1円未満を切捨てる。
- (4) 耐用年数を経過したもの(物品以外)は、備忘価額として1円を計上する。
- (5) 残存価額50万円未満となった物品については、資産台帳から除却し別途の管理に委ねることができる。
- (6) 土地、立木竹、美術・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定は減価償却を行わない。

144. 償却資産の減価償却計算の履歴は、耐用年数にわたり保存しておかなければならない。

145. 固定資産台帳において、当該固定資産の取得財源は、(別表A3 財源区分表)に定める財源区分に従い、それぞれの金額(または割合)を記録する。

4.2.6 資産価額の再評価

146. 償却資産は、毎年減価償却を行うこととし、原則として別途の再評価はしない。但し、著しい破損や陳腐化した場合は、再評価を行う。

147. 土地は原則として3年毎に再評価を行う。但し、当該年度の期末において時価変動が5%以上になることが明らかな場合は再評価を行い、当該年度末の帳簿価額に反映させる。

基準モデル固定資産評価要領

4.3 開始時の実務

4.3.1 共通事項

148. 開始時の固定資産台帳作成においては、記帳の根拠とした原簿名や資料名を記載する(例えば、台帳、決算書の 頁の 、当該部署の 資料の××を利用等)。

149. 開始時において、以下の条件に該当するものは、資産として登録しない。
既に耐用年数が過ぎ、償却済のもの(物品以外)
残存価額50万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの
表示登記が行われていない法定外公共物
部落有、財産区有の資産

150. 土地の開始時簿価は、有償・無償取得を問わず、固定資産税評価額を基礎として算定する。但し、インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体(当該工作物等が移動不可能または移動しないと想定されるケース等)とみられる場合、原則としてかかる底地の取得価額を開始時簿価とする。なお、かかる底地の取得価額が不明な場合、再調達価額とする。

151. 他方、開始時以降にインフラ資産の底地を取得する場合、当該底地の取得価額を帳簿価額とする。但し、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体とみられる場合、その後の譲渡や再取得等は想定し難いことから、資産価額の再評価(第146段落参照)は行わないこととする。

152. 土地以外の資産(建物・工作物等)の開始時簿価としては、原則として再調達価額から減価償却累計額を控除した金額を計上する。再調達価額及び開始時簿価の算定方法は、以下によるものとする。

(1) 直接、再調達価額を用いて計算する場合

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{再調達のために必要な事業量} \times \text{単価} \\ &= \text{保険金額(建物、立木竹等の保険金額)} \\ &= \text{不動産鑑定評価額 等} \end{aligned}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額}$$

(2) 取得価額(決算書に記録されている事業費等)を用いて計算する場合

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{取得価額(事業費)} \times \text{デフレーター} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額} \end{aligned}$$

この場合、再調達価額を算定するためのデフレーターとしては、建物については、(社)全国市有物件災害共済会の〈別表B8 建物構造別・用途別デフレーター〉を用いることとし、建物以外については、国土交通省の建設工事費デフレーター〈別表B5 建設工事費デフレーター ~ 〉を用いることとする。

(3) 上記再調達価額や取得価額が判明しない場合は、以下により当該資産の標準工事単価を算定し、これに基づいて開始時簿価を算定する。

道路、プール等補助金対象となる工作物については、標準構造規格に対する直近の補助金等の算定基準を利用して標準工事単価を算定する。

上記 によっては標準工事単価の算定ができない場合、当該地方公共団体の直近数ヶ年分の建設工事の実績に基づき、単位あたりの平均工事費を算定する等、合理的と考えられる方法により単価の見積りを行う。このとき、材質・構造・幅員等に関係なく、長さ等を単位として平均工事費を求めることも妨げない。

153. 開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体として見なして本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる。

154. 開始時における固定資産の取得財源内訳は、原則として純資産の「開始時未分析残高」として処理する。詳細は、前述「2.3.3 開始時における純資産の内部構成(表示区分)に関する考え方」を参照されたい。

155. 開始時簿価の算定のための基礎情報は、公有財産台帳、各種管理台帳、決算書及び担当部署資料等から、取得年月日、取得価額、事業費、その他の情報を抽出し、作業用ワークシートに展開し、各資産の算定方法に従い算定作業を行った後、固定資産台帳に転記する。

4.3.2 土地

(1) 算定方針

156. 固定資産税評価額の同一地目・一定の地域ごとの平均単価、それが困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価を取得する。必要に応じて、対象の土地を管轄する他の地方公共団体からも情報を収集すること。

157. 公有財産台帳(土地)と固定資産税概要調書との地目が一致しない場合は、公有財産台帳(土地)の地目を固定資産税概要調書に合わせるため、(別表B6 地目変換表)を作成する。

(2) 価額算定に必要な固有事項

158. 土地価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

筆の町丁名・番地

登記された地目

現在の地目。登記地目と固定資産税概要調書との地目が異なる場合は、地目変換表により変換

登記された地積

現況地積

当該地目の単価

取得年度

(3) 開始時簿価算定方法

159. 土地の開始時簿価は、無償取得を含め、固定資産税評価額の同一地目・一定の地域ごとの平均単価、それが困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価をもって算定する。

開始時簿価 = 変換地目の地積 × 変換地目の平均地価(円 / m²)

160. なお、インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体(当該工作物等が移動不可能または移動しないと想定されるケース等)とみられる場合、かかる底地の取得価額(取得価額が不明な場合は再調達価額)を開始時簿価とする。他方、開始時以降にインフラ資産の底地を取得する場合、当該底地の取得価額を帳簿価額とする。但し、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体とみられる場合、その後の譲渡や再取得等は想定し難いことから、資産価額の再評価は行わない(第151-152段落参照)。

4.3.3 立木竹

(1) 算定方針

161. 立木竹の価額算定は、他に合理的な算定方法がない場合、原則として保険金額による。

162. 立木竹にかかる保険資料から樹種別・樹齢別の面積当たりの単価を転記する。

163. 資産としての価値が無視できる立木竹(雑木等)または公正に見積・評価できない立木竹は、算定対象としない。

164. 立木竹の価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

植栽場所名、所在地

樹種及び樹種別樹齢

樹種別・樹齢別植栽面積(ha単位)

樹種・樹齢の面積(ha)当たりの保険金補償額(単価)

165. 立木竹の開始時簿価は、下記の式により算定する。

開始時簿価 = 樹種・樹齢別面積 × 樹種・樹齢別単価(千円/ha)

4.3.4 建物

166. 取得価額には、附属設備を含むものとする。

167. 取得価額が不明の場合は、建物に付された火災保険の建物用途別・構造別の単価を利用する。

168. 建物の価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

場所 建物(棟)所在地の住所

建物名

延べ床面積 (㎡)

建物用途 (別表 B7 建物用途表)

主体構造 (別表 B8 建物構造・用途別デフレータ)

建築額

単価 建物保険の単価 (別表 B9 建物構造別・用途別の単価表)

デフレータ 建物保険のデフレータ等 (別表 B8 建物構造・用途別デフレータ)

取得価額算定方法 取得価額、保険金額のいずれを基礎として算定したかの別

169. 建物の取得価額が判明している場合の開始時簿価の算定は、以下の計算式による。この場合、原則として、(社)全国市有物件災害共済会のデフレータ(別表 B8 建物構造別・用途別デフレータ)を利用する。

再調達価額 = 建築額 × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

170. 建物の取得価額が不明の場合の価額算定は、保険単価を利用し、以下の計算式による。

再調達価額 = 対象建物の延床面積

× 建物構造別・用途別単価 (別表 B9 建物構造別・用途別の単価表)

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

4.3.5 工作物（道路等）

171. 工作物には、道路、橋梁、公園、港湾、河川、水路等多くの種類があるが、ここでは、道路を例として、取得価額が判明している場合と、不明の場合に分けて記述する。

172. 開始時における道路価額算定は、入手可能な情報の程度に応じて、【図11 道路取得価額の判明状況による算定方法】に示すいずれかの方法を採用または併用する。

【図11 道路取得価額の判明状況による算定方法】において、年度単位に価額を算定する方法を採る場合には、各年度単位に組み入れられた路線名の明細は、現行の道路台帳と対応できるようにしておく必要がある。

図11 道路取得価額の判明状況による算定方法

取得価額の判明状況	固定資産台帳の記載単位		取得価額の算定方法
路線（区間）単位に判明	A：路線単位		路線単位の事業費を取得価額とする
路線（区間）単位では不明	年度単位の事業費が判明	B：年度単位の整備総延長キロ	年度単位の事業費総額（Aと併用する場合、Aの事業費を控除した額）をもって取得価額とする
	年度単位の事業費も不明	C：年度単位の幅員別整備延長キロ	幅員別現在単価表を用い、再調達価額を求め、幅員別延長キロ単位の取得価額を推算する

173. 価額算定に年度単位延長キロを用いる場合、既存道路台帳が、供用開始年度をもって登録することを原則としていることから、事業費使用年度（整備区間）と必ずしも一致しないことに留意する必要がある。

174. 道路の取得価額には、取得にかかる直接的な対価の他、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含める（第114段落参照）。

175. 道路幅員1.5m未満の道路、路面が舗装・コンクリート以外の道路は対象としない。

176. 【図11 道路取得価額の判明状況による算定方法】Bの算定方法をとる場合における道路の価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

- 道路種別(道路:1、農道:2、林道:3)
- 整備年度
- 年度事業費
- 当該年度における整備延長キロ
- デフレーター(当該年度に対応する値)

177. 【図11 道路取得価額の判明状況による算定方法】Cの算定方法をとる場合における道路の価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

- 道路種別(道路:1、農道:2、林道:3)
- 整備年度
- 当該年度における幅員別延長キロ(例えば、9.0m以上、5.5m～9.0m 未満、4.0m～5.5m 未満、4.0m 未満)
- 幅員に対応する標準現在単価

178. 【図11 道路取得価額の判明状況による算定方法】Cの算定方法をとる場合における現在単価の算出方法は、国土交通省の最新の標準規格構造による標準設計及び設計条件に従って設計・積算し、これから1m当たりの工事費を算出して単価とする方法が考えられる。単価計算例を、【図12 道路区分・標準設計と単価の例】に掲載する。

図12 道路区分・標準設計と単価の例

区分分け		標準設計	設定	単価(例)
①	幅員 9.0m以上	幅員12m	歩道・側溝あり	300千円/m
②	幅員 5.5m以上	幅員6m	歩道・側溝あり	140千円/m
	9.0m未満			
③	幅員 4.0m以上	幅員5m	歩道・側溝なし	22千円/m
	5.5m未満			
④	幅員 1.5m以上	幅員4m	歩道・側溝なし	18千円/m
	4.0m未満			

179. 道路以外の工作物の現在単価については、直近(5～7年)工事費実績総額、または必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができる。

180. 道路路面整備費が判明している場合（【図11 道路取得価額の判明状況による算定方法】A・B）の価額算定方法は、次のとおりとする。

再調達価額 = 道路路面整備費 × 建設工事費デフレータ(道路)

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

181. 道路路面整備費が不明の場合（【図11 道路取得価額の判明状況による算定方法】C）の価額算定方法は、次のとおりとする。

再調達価額 = 幅員別道路延長 × 道路幅員別単価

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

182. 農道、林道は、台帳の整備状況に応じて幅員別に整理するか、または、一律 4.0m未満、5.0m未満等として道路と同様な方法で積算をする。

4.3.6 機械器具、物品、船舶、航空機

183. 機械器具、物品、船舶、航空機については、財産管理上の観点から、取得価額をもって価額算定の基礎とする。

184. 開始時簿価は、下記の式により算定する。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却費累計額

185. 取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定する。

再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

4.3.7 無形固定資産

186. 地上権、地役権、借地権及び鉱業権等の用益物権は、取得価額をもって開始時簿価とする。特許権、著作権、商標権等の無体財産権は、財務省令に定める償却資産として、定額法により償却を行う。

187. 電話加入権は、備忘価額 1 円を開始時簿価とする。

188. ソフトウェアの価額算定については、以下による。

研究開発費に該当する場合は、資産計上しない。

研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費については、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合、当該ソフトウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計額)を資産価額とする。

ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合とは、当該ソフトウェアを利用することにより、利用する前に比べ人件費の削減効果が確実に見込まれる場合・システムを採用することにより入力作業等の効率化が図られる場合・従来なかったデータベース・ネットワークを構築することにより今後の業務の効率的・効果的に行える場合・市場で販売しているソフトウェアを購入し、かつ、予定した用途に継続して利用することにより今後の業務を効率的・効果的に行える場合、等が考えられる。

ソフトウェアの開発費が、ハードウェア及びソフトウェア一括契約、保守料を含む委託契約等により、把握することが困難である場合には、物品として把握されているハードウェアの価額を控除した額を「ソフトウェア」として計上する。

4.4 固定資産の増減

189. 固定資産の増減その他の異動が発生したときは、固定資産台帳に、異動日付、異動事由、取得価額、異動後の簿価、その他必要事項を記帳するとともに、仕訳を起さなければならない。

190. 固定資産の主要な増加理由としては、次の場合が考えられる。

新規有償取得

一部増加有償取得(改良、改造、付加等)

建設仮勘定から本勘定への振替受

無償所管換受

交換受

寄付受

調査判明

再評価による増額

191. 固定資産の主要な減少理由としては、次の場合が考えられる。

売却

破損・滅失・取替等による除却(全部除却、一部除却)

無償所管換出

交換出

寄付出

調査判明

減価償却

再評価による減額

192. 以上の他、地方公共団体内部での管理替え、用途変更、移設等が考えられる。このうち、事業用資産とインフラ資産の間の用途変更は、勘定科目の振替処理が必要となる。

193. 固定資産台帳の金額は、総勘定元帳及び合計残高試算表と合致しなければならない。

194. 固定資産を売却したときは、売却額及び売却損益(売却額と簿価との差額)を記帳する。

195. 固定資産台帳の金額は、勘定科目ごとに集計して、(別表 A5-4 資産債務整理簿)に転記する。

4.5 建設仮勘定

196. 建設仮勘定台帳の具体的な記載例は(別表 B10 建設仮勘定台帳記載(例))に掲げる。

197. 建設仮勘定の一部が完成し、この部分を本勘定へ振替える場合に、振替部分の金額を独立して算定することが困難な場合には、その振替額を次の計算式によって算定することができる。この場合、必要に応じて全事業完了後に精算を行うこととする。

$$\text{本勘定への振替額} = \text{計画総事業費} \times \text{完成分事業量} \div \text{総事業量}$$

198. 建設仮勘定台帳の金額については、集計のうえ、(別表 A5-4 資産債務整理簿)に転記する。

基準モデルに関するQ & A

4. 固定資産に係る実務

(資産の再評価)

問 32 基準モデルでは資産を公正価値で再評価することを原則としている。しかし、民間の企業会計基準では事業資産の評価は取得原価を原則としており、国際会計基準や国際公会計基準も同様の考え方を採用している。行政の主たる収入である税が資産形成やコストにどのように反映されたかを住民に明らかにするには取得原価主義の方が望ましいのではないか。

答

- 1 「新地方公会計制度研究会報告書」第40段落にあるように、超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは未実現損益やインフレ等の影響が大きく、財政状態を適正に把握することが困難であること、また、地方公共団体の保有する資産に係るサービス提供能力の評価としては、公正価値が最も適切と考えられること等を踏まえ、原則として公正価値による評価を採用した。
- 2 基準モデルの場合、取得原価と公正価値の差額は評価・換算差額として処理されるので、資産の貸借対照表計上額から純資産の部に計上されている評価・換算差額を差し引くことで取得原価を総額ベースで推定することが可能であり、取得原価の情報が失われる訳ではない。したがって、公正価値評価の方が取得原価主義よりも広範な会計情報を開示できるメリットもある。
- 3 なお、国際公会計基準では、有形固定資産は当初その取得原価で認識されるが、認識後の測定としては、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を計上する(原価モデル)他、公正価値による定期的な再評価を実施し、再評価実施日における再調達価額から経過期間に対応する減価償却累計額を控除した価額を計上すること(再評価モデル)も認められているところ。

(インフラ資産と事業用資産の区分)

問33 インフラ資産と事業用資産の区分について、どういった基準で区分したのかを明らかにされたい。例えば「庁舎」が事業用資産となっているのはなぜか。

答

- 1 インフラ資産と事業用資産との区分は、「新地方公会計制度研究会報告書」第118及び第130段落において「事業用資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産をいう。」「インフラ資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益(キャッシュ・フロー)の流入が見込まれない非金融資産をいう。」とされている。
- 2 即ち、当該資産が、取得時の意図・目的にかかわらず、市場において取引される物件であるか否かが一つの判断基準となる。質問の「庁舎」は、上記の整理に従えば売却可能と考え得るので事業用資産であるが、道路は地方公共団体としての固有の機能をもつ資産であって、市場で取引される性質のものではないためインフラ資産と区分している。

(事業用資産の区分)

問34 「新地方公会計制度実務研究会報告書」別表B1(p.122)の事業用資産のうち、「公用財産/2 その他公用施設」に多様な施設が該当するので、例えば、消防、研究所といった区分を設けるべきではないか。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第48段落では、地方公共団体は、財務上の管理に必要な勘定科目を追加することを認めており、質問のような区分を設けることも可能である。

(耐用年数の異なる資産)

問35-1 庁舎等建物と附属設備等の償却年数が異なる場合は分割して固定資産台帳に記載するのか。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第142段落において、耐用年数及び償却率は、原則として「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に従うとしていることから、建物本体と附属設備等の耐用年数が異なる場合は、別途に記帳し、減価償却計算を行うことが原則である。
- 2 ただし、開始時簿価の算定にあたっては、同報告書第153段落にあるように、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体とみなして本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとしている。

問35-2 複数の用途を持った複合施設で、用途に応じて価格の算定を行うことが困難な場合、使用面積が一番広い用途の耐用年数を用いてよいか。

答

- 1 「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(昭和45年5月25日付 国税庁長官通達)1-1-1において、同一の減価償却資産について、その用途により異なる耐用年数が定められている場合において、減価償却資産が二以上の用途に共通して使用されている場合は、使用目的、使用状況等により、当該資産の用途を合理的に判定し、その用途に定められた耐用年数を用いるものとされている。
- 2 従って、使用面積のみならず、その使用頻度等も併せて合理的に判断し、その用途に定められた耐用年数を用いるものとする。
- 3 用途変更があった場合には、当該固定資産の使用状況(過去及び用途変更後)、環境の変化等を勘案し、その後の経済的使用可能年数を見積もり、耐用年数を決定することを原則とする。
- 4 ただし簡便的に、法定耐用年数を用い、以下の算式により用途変更後の耐用年数を求めることも認められる。

用途変更後の耐用年数 =

$$\{(\text{用途変更前の法定耐用年数} - \text{経過年数}) / (\text{用途変更前の法定耐用年数}) \\ \times (\text{用途変更後の法定耐用年数})\} + \text{経過年数}$$

- 5 従って、ご質問のケースでは、例えば経過年数が30年であった場合には、次のように算定される。

$$\{(47年 - 30年) / 47年 \times 50年\} + 30年 = 48年(端数切捨て)$$

(固定資産台帳と現行の財産台帳等との関係)

問39 「新地方公会計実務研究会報告書」第130段落にあるように、現行の公有財産台帳等と基準モデルに基づく固定資産台帳は「その目的や構造において、…大きく異なる」ことから、別に整備することが適当とされているが、現場における二重帳簿の管理の負担の重さとデータの同期性の確保等さまざまな問題があり、現行の公有財産台帳の再整備により固定資産台帳としての一元管理を目指す規定を原則として検討していただきたい。

答

- 1 固定資産台帳と現行の財産台帳等との関係については、双方の構造、目的が異なることから、今回の報告書では、既存の財産台帳等から可能な限りデータを取得して、原則として新たな財務会計目的の固定資産台帳を整備することが適当とされているが、現行の公有財産台帳との整合性に配慮したデータの共有など、各地方公共団体における効率的・効果的な取り組みを妨げるものではない。
- 2 したがって、当面は、現行の財産台帳等と効果的に関連付けることで、可能な限りの効率化を図ることになるが、現行の公有財産台帳と固定資産台帳の制度上の扱いについては今後の検討課題であると認識している。

(既存の道路台帳の活用)

問40 既存の道路台帳のシステムで、道路法に基づき県に報告する幅員幅で管理している。この幅員幅で資産評価をする方法を考えてほしい。

答

- 1 道路台帳において、路線単位に幅員別延長キロが記載されている場合、仮に現在建設したとした場合の幅員別距離あたり単価を見積計算し、これを単価として、当該路線の再調達価額を求めることができる(「新地方公会計制度実務研究会報告書」第178段落参照)。
- 2 これを供用開始年に置き換え、減価償却計算を行うことによって、現在価額が算定される。この方法は、倉敷市でも実施したものである。

(土地の開始時簿価)

問42 土地の開始時簿価は固定資産税評価額を「基礎」として算定するとあるが、「基礎」とは何を意味するのか。固定資産税評価額 = 簿価とするのか、若しくは固定資産税評価額 ÷ 0.7等の操作をすることを想定しているのか。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第159段落にあるように、土地の開始時簿価は、固定資産税評価額の同一地目・一定の地域ごとの平均単価又は固定資産税概要調書の地目別平均単価をもって算定することとしており、算定に用いた単価が、当該土地の地価の水準に必ずしも合致しない場合もありえる。
- 2 今般の公会計モデルにおける資産の再評価にあたっては再評価時の公正価値を基礎として資産計上することとしているので、土地の開始時簿価の算定にあたっては、当該平均単価と評価対象の土地の状況を踏まえて0.7で割返すことも想定される。なお、当該平均単価が評価対象の土地の地価の水準よりも相対的に高い場合には、0.7で割返さず開始時簿価を算定することも可能である。

(土地評価の「一定の地域」の範囲)

問43 土地の評価について、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第156段落に「固定資産税評価額の同一地目、一定の地域ごとの平均単価、それが困難な場合には固定資産税概要調書の地目平均単価を取得する」とあるが、「一定の地域」とは、どの程度の範囲を想定しているか。

答

- 1 原則として、隣接地を指す。但し、地形や面積の関係もあり、具体的事例に即して、最も適当と認められる周辺区域を選択されたい。
- 2 なお、道路の底地の場合、一般には、当該地方公共団体全域にまたがることから、当該地方公共団体の全ての地目・町丁平均をとることも認められるものとする。

(インフラ資産の評価)

問49 インフラ資産の評価について、売却を前提としない(することが事実上不可能な)インフラ資産を評価することの意義如何。

答

- 1 今般の公会計モデルにおける公正価値の原則は、事業用資産及びインフラ資産を通じて適用されるものであり、「新地方公会計制度研究会報告書」第40段落では、公正価値の原則を採用することとし、その理由を次のように述べている。
「超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは未実現損益やインフレ等の影響が大きく、財政状態を正確に把握することが困難であること、また、地方公共団体の保有する資産にかかるサービス提供能力の評価としては、公正価値が最も適切と考えられること等に鑑み、地方公共団体における財務書類の構成要素の測定基準として、原則として公正価値を採用する。」
- 2 したがって、インフラ資産の売却を前提として公正価値による評価を行うものではない。
- 3 なお、「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、道路等のインフラ資産の底地については、取得価額が明らかな場合は取得価額をもって資産額とし、その後の再評価は行わないこととしている。開始時において、取得価額が不明の場合は、事業用資産と同じく固定資産税評価額等を利用した時価評価を行うこととしている(なお、取得価額不明の場合は、備忘価額として1円を計上するとの記述は「新地方公会計制度実務研究会」の最終報告書では修正され再調達価額での評価としていることに留意されたい。)。

(固定資産税評価額)

問51-1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第156段落以降にある土地の評価にあたり、固定資産税評価額の同一地目・一定の地域ごとの平均単価により開始時簿価を算定する、とあるが、県の施設の底地の評価に必要な情報をどのように取得すればいいのか。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第159段落にあるように、当該施設が所在する市町村が作成した、地方税法第418条の固定資産の価格等の概要調書における、同一地目の単位当たり平均単価を用いて算定しても差し支えない。
- 2 1以外の方法でも、例えば、当該県の財産管理担当課が地方税法第388条第1項の固定資産評価基準に基づき算定した当該県有施設の価額、又は、当該県の施設が所在する市町村に協力を依頼し、当該県有施設の近傍土地の価格情報を得られた場合の当該価格を使用することも可能。

問51-2 開始時の土地価額算定にあたり、固定資産税の価格等の概要調書の平均単価を用いることができない場合、路線価を使用したいが可能か。

答

- 1 固定資産の価格等の概要調書における同一地目の平均単価を用いる以外の方法として、例えば、当該県の財産管理担当課が地方税法第388条第1項の固定資産評価基準に基づき算定した当該県有施設の価額又は当該県の施設が所在する市町村に協力を依頼し、当該県有施設の近傍土地の価格情報を得られた場合の当該価額を使用することが可能である。
- 2 従って、固定資産の価格等の概要調書の地目別平均単価が利用できない場合は、固定資産評価基準(昭和38年12月25日自治省告示第158号)における路線価に基づき評価を行うことも可能である。

総務省方式改訂モデル

1. 公共資産情報の段階的整備

(1) 段階的整備の考え方

212. 資産の適正な管理を行い、未利用財産の売却や資産の有効活用を行っていくためには、固定資産台帳の整備が必要不可欠である。ただし、一時にすべての固定資産について棚卸の実施と公正価値評価を行うことは、システム化も含め、相当程度の時間・労力と費用を要することが、これまでに整備を行った団体の事例報告から明らかになっている。
213. 一方で、平成18年8月31日の総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(地方行革新指針)」で要請された連結財務書類4表の公表は、同指針の通知から3年後の平成21年9月末(一部団体については5年後の平成23年9月末)を目処としており、平成21年9月末に公表する連結財務書類4表は、平成20年度決算に係るものであることを想定している。
214. 当スケジュールを前提とし、今回の地方公会計改革の求める目的を可能な限り短期間で達成するためには、固定資産台帳の整備を段階的に行う方法も効果的かつ効率的な方法であると考えられる。具体的には、まずは売却可能資産に関する台帳を整備して売却可能価額による評価を行い、その後、順次範囲を広げていく方法である。
215. 段階的な資産情報の整備方法として、例えば次のスケジュールと実施内容が考えられる。
- 平成19年度～平成20年度:売却可能資産の洗い出し・台帳整備及び評価
 - 平成20年度～平成21年度:売却可能資産以外の土地の台帳整備及び評価
 - 平成21年度以降(段階的に):建物・構築物・物品・インフラ資産等の台帳整備及び評価
216. 固定資産台帳に掲げる項目は原則として基準モデル固定資産評価要領を参考とするものとする。

(2) 段階的整備を行った場合の処理概要

218. 売却可能資産を新たに認識し、当該資産が有形固定資産勘定に計上されている場合には、有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行うものとする。振替を行う際、貸借対照表価額と売却可能価額とに差異が発生した場合には、売却可能価額を貸借対照表価額にするとともに、差額を資産評価差額勘定に計上するものとする。
219. 売却可能資産の取得価額が判らない場合には、簡便的に段階的整備時の売却可能価額をもって有形固定資産に計上されていたとみなすことができる。
220. 有形固定資産の台帳整備を段階的に整備したことに伴い、貸借対照表価額(物品や寄附された資産など、貸借対照表価額がゼロの場合を含む)と再調達価額とに差異が発生した場合には、再調達価額を貸借対照表価額にするとともに、差額を資産評価差額勘定に計上するものとする。
221. 段階的整備前後における財務書類の比較可能性を担保するため、有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記するとともに、段階的整備の状況を附属明細書により明らかにするものとする。
222. 固定資産台帳の段階的整備に伴って地上権やソフトウェア等を計上する場合には、有形固定資産の次に無形固定資産の区分を設けて別に表示するものとする。

[資産の部]

1. 公共資産

(1) 有形固定資産

236. 有形固定資産は原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を指し、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する。ただし、当面の間取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできる。

237. 取得原価を基礎として算定する方法として、昭和44年度からN年度までの普通建設事業費の累計額によることができる。ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除する。また、昭和44年度以降に売却もしくは除却した資産については、財産台帳や過去の会計伝票などから把握し、可能な限り対象資産の取得価額をもとに減価償却累計額を計算して有形固定資産勘定から控除する。

238. 昭和43年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、再調達価額をもって有形固定資産勘定に計上する。

239. 用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行う。

240. PFI等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っている場合には、行政サービス提供能力に着目し、物件等の引き渡しの有無に関わらず、N+1年度以降の支出予定額を含めて資産計上する。また、減価償却計算は、原則として引き渡しを受けた翌年度より実施するものとする。

241. 重要な除売却資産がある場合には、公有財産台帳等をもとに整備事業費を調査し、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除する。

242. 決算統計上の区分と貸借対照表上の科目との対応関係は【図3】の通りとする。

【図3】

決算統計上の区分	貸借対照表上の科目
総務費、その他	総務
民生費	福祉
衛生費	環境衛生
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興
土木費	生活インフラ・国土保全
消防費(警察費)	消防(警察)
教育費	教育

243. 減価償却の方法は残存価額ゼロの定額法とし、耐用年数は次表の通りとする。ただし、林道・道路・街路について道路改良、橋梁整備、舗装整備を区分して把握できる場合は、道路改良部分の耐用年数を60年、橋りょう整備部分の耐用年数を48年、舗装新設部分の耐用年数を10年とすることができる。なお、【図4】に掲げる耐用年数表は、国の財務書類との整合性を考慮して、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書 - 『行政コスト計算書』と『各地方公共団体全体のバランスシート』」(総務省、平成13年3月)で示されたものから、所要の見直しを行っている点に留意が必要である。

(2) 売却可能資産

247. 売却可能資産は売却可能価額で評価し、**有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行うものとする。**なお、有形固定資産として貸借対照表に計上されていた金額と売却可能価額との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上する。
248. 売却可能価額は、鑑定評価額その他、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法を用いるものとする。
249. 売却可能資産については減価償却を行わないものとする。
250. 「売却可能資産」の範囲は、現に公用もしくは公共用に供されていない(一時的に賃貸している場合を含む)すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。
251. 売却可能資産は毎年度末に評価替えを行うものとする。ただし、路線価や資産税評価額等を評価の基礎としており路線価や資産税評価額の時点修正を毎年度行っていない場合、時点修正を行わない年については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から減少することができる。
252. 採用した「売却可能資産の範囲」と「売却可能価額の算定方法(路線価や資産税評価額等を基礎とした場合は、その基準日を含む)」は注記しなければならない。

総務省方式改訂モデルに関するQ & A

(基準モデルへの移行)

問63 総務省方式改訂モデルで財務書類を作成した場合、固定資産台帳やシステムの整備などの周辺環境が整備され、何年後かに複式簿記による財務書類の作成に移行できたとして、その時点で改めて基準モデルでの開始貸借対照表の作成や資産の評価を必要としないのか。

答

- 1 今回の公会計モデルの活用にあたり、最終的に基準モデルでの財務書類作成を求めているわけではなく、固定資産台帳の整備及び複式簿記システムを導入し、総務省方式改訂モデルの財務書類を継続的に作成することでも問題はない。また、台帳整備と複式簿記システムの導入を行うことが、基準モデルへの移行を意味することではないことにも留意が必要である。
- 2 なお、総務省方式改訂モデルにおいて、売却可能資産から段階的に固定資産台帳の整備と資産評価を行う場合には、基準モデルにおける固定資産評価要領を参考とした評価を行うこととしているため、仮に改訂モデルから基準モデルに移行する場合であっても、全ての固定資産の評価が終了した年度の固定資産台帳に基づき貸借対照表を作成することができる。

2. 固定資産の取扱い

(決算統計で把握できない資産の重要性)

問64 有形固定資産について、「昭和43年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、有形固定資産勘定に計上する。」とあるが、ここでいう重要なものとはどのようなものを指しているのかお示ししていただきたい(金額によるのか、面積によるのか)。

答

- 1 重要性の基準値を一律に示すことは困難だが、有形固定資産計上にあたっての重要性は、基本的に金額により判断することとなる。したがって、例えば都市計画区域内の一定面積以上の土地などから調査を開始することが望ましい。

(売却可能資産の範囲)

問66-1 売却可能資産の範囲はどのように捉えればよいか。

答

- 1 売却可能資産の範囲は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250段落において、「現に公用もしくは公共用に供されていない(一時的に賃貸している場合を含む)すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。」とされている。
- 2 しかし、上記の原則の下で、当該団体の売却可能資産の範囲の位置づけが明確になるのであれば、早期に財務書類を整備する必要もあるため、例えば次のような手順で段階的に売却可能資産の対象を広げていくことも認められるものとする。なお、その手順や範囲について、附属明細書(総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表2-11)により公表するものとする。
 - (1) N+1年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
 - (2) 各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
 - (3) 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
 - (4) すべての普通財産
 - (5) すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

問66-2 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250段落には、「売却可能資産」の範囲は、(中略)簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができるとあるが、職員宿舎を普通財産として分類している場合、現在職員が入居している宿舎についても「売却可能資産」とするか。

答

- 1 売却可能資産を売却可能価額で評価することは、地方公共団体の資産・債務改革の具体的な施策を策定する上で重要であり、普通財産については、現在の使用状況に関わらず、仮に売却するとした場合にどの程度の資産価値を持つのかを把握するため、原則売却可能資産として評価すべきである
- 2 なお、売却可能資産については「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250段落にある原則の下、早期の財務書類の整備を目的とし、問66-1に示すような段階的な取扱いも可能としているところ。
- 3 従って、財務書類の整備の当初段階においては、地方公共団体の実情に応じ、売却可能資産の範囲を検討されたい。

(売却可能資産の評価)

問67 売却可能資産の評価方法は、固定資産税評価額を用いてもいいのか。路線価を用いなければならないのか。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第248段落にあるように、路線価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法をとるように記載されており、固定資産税評価額が売却可能価額と著しい差異があると認められない場合には、固定資産税評価額を用いることも認められるものと考えられる。
- 2 いずれにしても、売却可能資産は売却可能価額で評価することとしているので、必要に応じ、固定資産税評価額であれば0.7で、路線価であれば0.8で割返すことなどにより、適切に評価する必要がある。

(初年度における売却可能資産の計上方法)

問68 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第247段落以降にあるように、売却可能資産については、減価償却を行わず、毎年時価評価を行うこととしているが、売却可能資産を計上する場合、初年度については、

- a) 建設時の決算額(取得価格)及び減価償却費累計額を決算統計から削除したうえで売却可能資産を計上するのか、
- b) 平成18年度末の減価償却後の簿価と時価との差額を初年度から資産評価差額に計上するのか。

答

- 1 売却可能資産の計上にあたっては、売却可能資産の取得価額(償却資産にあつては、減価償却累計額控除後)を有形固定資産から控除する。
- 2 また、初年度の財務書類作成にあたっては、第232段落に記載されているとおり、原則として総務省方式改訂モデルに従って前年度の貸借対照表を作成し、期首純資産残高を算定するが、簡便的に資産評価差額が初年度に全額発生したものとして取り扱うことも認められるものとする。
- 3 なお、昭和43年度以前に取得した資産を売却可能資産として計上する場合、総務省方式改訂モデルの作成要領に基づけば売却可能価額全額が資産評価差額として計上されることとなるが、個別の取得価額調査で判明する場合や基準モデル固定資産評価要領に基づき取得価額が合理的に算定できる場合には、取得価額相当額を公共資産等整備一般財源等に計上し、売却可能価額と取得価額との差額を資産評価差額に計上することも認められる。